

MIZUKAMI

第6次 水上村総合計画 2025-2034

人と自然が輝く夢のあるみずかみ



熊本県水上村

≡ 第6次 水上村総合計画 ≡

令和6年度(2024年度)策定

はじめに



村民の皆さまにおかれましては、日頃より本村の行政運営に対しまして、数多きご理解とご協力を賜りまして心より感謝申し上げます。

本村は、豊かな緑と清らかな水に恵まれ、先人たちの英知と努力により脈々と受け継がれてきた伝統と歴史のある村であり、令和7年11月28日に村政施行130周年を迎えます。

直近10年間では、第5次総合計画のもと、平成27年度から令和元年度までの第1期【前期】基本計画、令和2年度から令和6年度までの第2期【後期】基本計画において、①安心安全な生活の維持・向上を図るための「総合防災情報システム」整備②子育て支援の拡充やあらゆる世代の健康づくり③農林水産業・商工業への支援と観光の振興④道路や住まいといった生活基盤の整備⑤「スポーツ合宿の郷づくり」推進における関係人口の創出や産業推進機構を核とした6次産業化と販路開拓⑥義務教育学校「水上学園」の開校による本村独自の教育環境整備など多くの事業を展開してまいりました。

しかしながら、全国的な人口減少と少子高齢化については、本村も例外ではなく、若い世代の人口流出に歯止めがかからない状況にあります。これにより、地域・産業の担い手不足や、コミュニティの弱体化、ひいては、本村の活力の減退が懸念され、その対策が急務とされています。

第6次総合計画は、「人と自然が輝く夢のあるみずかみ」を掲げ、その実現のための具体的な取組の指針、また、本村の最上位計画として策定したものです。令和2年7月豪雨、令和4年台風14号災害からの復旧・復興、そして、地方創生、少子化対策、福祉対策、農林水産業・商工業の振興対策など、今後も、しっかりと取り組んでまいりますので、引き続き、村民の皆さま方のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、昨年実施しました村民500名(無作為抽出)の方への住民アンケートや、村づくり地区座談会において貴重なご意見やご提言をいただきました皆さまをはじめ、総合計画策定審議会委員ならびに関係されました皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和7年(2025年)3月

水上村長 中 嶽 弘 継



目次

第1部 総 論

第1章 計画策定の概要

第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の役割	2
第3節 計画の構成と期間	3

第2章 計画策定の背景

第1節 社会動向	4
第2節 水上村の現状	6
第3節 住民から見た水上村	7
第4節 担当課ごとの振り返り	13
第5節 水上村の課題と目標	16

第2部 基本構想

第1章 村づくりの基本姿勢と人口指標

第1節 村づくりの基本姿勢	23
第2節 将来人口指標	24
第3節 目指す将来像	24

第2章 施策の大綱

第1節 豊かな自然と共生する村づくり（自然保護・生活環境）	25
第2節 健康でいきいきと暮らせる村づくり（保健・医療・福祉・社会保障）	25
第3節 交流の持続と地域活性化の促進（交流）	25
第4節 活力ある産業の振興（産業）	25
第5節 ふるさとに親しみ、よりよい未来を拓く人づくり（教育・文化）	25
第6節 高度情報化社会に応じた環境整備（道路交通網・情報通信網の整備）	26
第7節 住民と行政の協働による村づくり（住民参加、行財政運営、広域連携、地方創生）	26

第3部 基本計画

第1章 豊かな自然と共生する村づくり（自然保護・生活環境）

第1節 自然との共生と環境の保護（産業振興課・保健福祉課・教育課）	27
-----------------------------------	----

第2節 有効な土地利用（産業振興課）	29
第3節 安全で快適な居住環境づくり	30
1 消防・防災（総務課）	30
2 交通安全・防犯（総務課）	32
3 地域のモビリティ（※）確保（総務課）	34
4 住宅（建設課・地方創生推進課）	35
5 上水道（建設課）	36
6 下水道（建設課）	37
7 環境衛生（保健福祉課）	38
8 公園・広場・緑地（産業振興課）	40
9 コミュニティ（総務課）	41
10 斎場（保健福祉課）	42
 第2章 健康でいきいきと暮らせる村づくり（保健・医療・福祉・社会保障）	
第1節 いきいきとした健康生活の創造	43
1 健康づくり（保健福祉課・教育課）	43
2 医療（保健福祉課）	44
第2節 思いやりの福祉の充実	45
1 地域福祉（保健福祉課）	45
2 高齢者福祉（保健福祉課）	46
3 児童福祉（保健福祉課）	48
4 障がい者（児）福祉（保健福祉課）	50
5 ひとり親福祉（保健福祉課）	52
6 低所得者福祉（保健福祉課）	53
7 社会保障の充実（保健福祉課・税務住民課）	54
 第3章 交流の持続と地域活性化の促進（交流）	
第1節 都市と農山村交流の持続と取組み	56
1 体験型交流の持続・推進（産業振興課・地方創生推進課）	56
2 イベント（産業振興課・地方創生推進課）	57
第2節 交流基盤づくり（産業振興課・地方創生推進課）	58
 第4章 活力ある産業の振興（産業）	
第1節 地域特性を活かした産業づくり	59
1 農業（産業振興課）	59
2 林業（産業振興課）	62
3 水産業（産業振興課）	65

4	工業（産業振興課・地方創生推進課）	66
5	商業（産業振興課）	68
6	観光（産業振興課・地方創生推進課）	69
7	産業間連携（産業振興課・地方創生推進課）	71

第5章 ふるさとに親しみ、よりよい未来を拓く人づくり（教育・文化）

第1節	ふるさとに誇りをもつ心豊かな人材の育成	73
1	学校教育（教育課）	73
2	社会教育（教育課・地方創生推進課）	77
3	地域文化の振興と継承（教育課）	81
4	男女共同参画（保健福祉課）	83
5	人権教育（教育課）	84

第6章 高度情報化社会に応じた環境整備（道路・情報網の整備）

第1節	道路交通体系の整備（建設課・総務課）	86
第2節	高度情報通信ネットワークの充実（総務課）	88

第7章 住民と行政の協働による村づくり（住民参加・行財政運営・広域行政・地方創生）

第1節	住民参加による村づくり（総務課）	89
第2節	住民に身近な行政運営（総務課）	90
第3節	計画的・効率的な財政運営の確立（総務課）	91
第4節	村税等収納向上対策（税務住民課）	92
第5節	広域行政の推進（総務課）	93
第6節	地方創生の加速化（地方創生推進課）	94

「別添」

第4部 実施計画

1	主要事業実施計画	95
2	財政計画	104

「参考資料」

1	住民アンケート調査結果	107
2	総合計画策定関連資料	125

第 1 部 総論

第1章 計画策定の概要

第1節 計画の趣旨

本村は、過疎地域の指定を受けた昭和45年の「第一期水上村長期振興計画基本構想」を皮切りに、長期的な目標、いわゆる、基本構想を策定し、村の最上位計画に位置づけ、その目標に向かって村づくりに取り組んできました。その時代ごとの情勢、背景や住民からの意見を踏まえたうえで、地域や関係機関と協力して、村づくりに係る各種施策を進めてきました。

下記は、これまでの総合計画のキャッチフレーズです。

- 長期振興計画（昭和45年度～）
- 第1次総合計画（昭和59年度～） －活力と個性ある地域づくりの推進
- 第2次総合計画（平成元年度～） －ふるさと再発見“夢”の実現を目指して
- 第3次総合計画（平成7年度～） －花やぐ湯の郷・みずかみ
- 第4次総合計画（平成17年度～） －人と自然を活かして・みずかみ
- 第5次総合計画（平成27年度～） －人と自然が輝く未来へ

前身の第5次総合計画は、前述のキャッチフレーズを目指すものとして、10年間を計画期間として策定しました。この10年は、国が掲げた「地方創生」とともに歩んだ10年でもあります。この間、平成28年に起きた熊本地震、令和2年7月豪雨、令和4年台風14号及び令和5年の梅雨前線豪雨、台風6号による被害は、熊本県や本村へ大きな爪痕を残し、復興の途中にあります。また、令和2年から流行した新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻、急激な円安などの要因が重なり、食品・エネルギーなどの物価高騰により、地方への人の流れや経済動向が大きく変わりました。

さらには、進行する人口減少は、本村でも特に大きな問題である中で、全国的な若年女性人口の減少も見込まれており、それがもたらす地域機能の衰退が懸念されており、これまで以上に、地方行政のあり方・役割が大きく求められます。

長い歴史に支えられた地域の資源を再認識し、先人達が築いてこられた水上村の豊かな自然・財産・文化を保護し、後世に伝え、郷土愛と豊かな心をもつ人材を育成していくことが今後の重要な課題であると考えられます。

このような社会経済情勢のなかで、更なる行政サービスの充実、個性ある地域づくり、住民自治の充実等の行政課題に対応し、活力に満ちた地域社会の実現に取り組むためには、これまで以上に、村、住民、さらには地域の公的機関の相互連携により、きめ細かなサービスを効率的に提供する必要があると思われます。

本村においては、将来にわたり安全に安心して暮らすことができ、活力と魅力ある地域社会の実現を図るための指針とする水上村第6次総合計画を策定するものです。

第2節 計画の役割

この計画は、今後10年間の水上村の進むべき方向と重点施策、基本施策を明らかにするものであり、その役割は次のとおりです。

①行政にとっての役割

これからの村政の方向、事業計画・実施の指針を、長期的・総合的に定めるものです。

②村民にとっての役割

「村民参加による村づくり」への共通目標・行動指針となるものです。

③村外にとっての役割

村の立場と役割を明らかにし、国・県・広域圏の事業との調整、連携のための指針となるものです。



第3節 計画の構成と期間

この計画は、基本構想（10年計画）、基本計画（5年計画、前期）での構成されており、期間は次のとおりです。

各計画の期間

令和7 (2025) 8 9 10 11 (2029) 12 13 14 15 16年度 (2034)



基本構想

村の将来像、村づくりの基本方針、重点プロジェクト、基本施策を明らかにし、基本計画を方向づけるものです。

- ①水上村の課題
- ②水上村の将来像
- ③基本姿勢
- ④目標となる指針
- ⑤施策の大綱

基本計画（第1期）

基本構想を実現するために、部門ごとに現状と課題を明らかにし、基本方針、具体的な主要施策を掲げ、実施計画を方向づけるものです。

基本計画（第2期）

実施計画

基本計画の各施策を予算化し、事業を実施するための計画です。

基本的には5年計画とし、効果検証・PDCAサイクルを実施し、毎年見直しを行います。



第2章 計画策定の背景

第1節 社会動向

■人口減少社会

2008 年をピークに、日本の総人口は減少局面に入り、令和 2 年 (2020 年) 国勢調査での総人口は 1 億 2,615 万人、令和 2 年 (2020 年) の出生数は 1899 年の調査開始以来最低の 85 万 835 人を記録しています。いったん、人口が減少し始めると、減少スピードは今後加速度的に高まっていくといわれています。国立社会保障・人口問題研究所が令和 5 年 4 月に公表した、令和 2 (2020) 年国勢調査の確定数を出発点とする新たな全国将来人口推計によると、総人口は 50 年後に現在の 7 割に減少し、65 歳以上人口はおよそ 4 割を占めるとのことです。前回推計よりも出生率は低下するものの、平均寿命が延伸し、外国人の入国超過増により人口減少の進行はわずかに緩和すると推測されています。

経済の発展を支えてきた、一般に働き手とされる生産年齢人口 (15 ~ 64 歳) の減少による、地域の担い手不足が深刻化し、また、高齢者の増加は、医療、介護サービスの増大、年金等の社会保障分野の現役世代の負担を増加させる要因となっています。

■経済・産業構造の変化

新型コロナウイルス感染症や世界情勢の影響で、食品・エネルギーの物価高騰が続く中、賃金の伸びが追いつかず、個人消費が抑制されている状況です。また、物価の高止まりがいつまで続くのかという不安が、消費者の購買意欲を抑えていると推察されています。今後の景気回復には、賃上げが鍵を握ると予測されています。

さらに、続く円安により、輸入物価が上昇している一方、インバウンドが好調で、外国人観光客があらゆる観光地にあふれかえっている状況です。

また、デジタル分野の急激な進化は、あらゆるモノや情報がインターネットを通じて繋がり、それらが互いにリアルタイムで情報をやり取りしつつ (相互協調)、人の指示を逐一受けずに判断・機能し (自律化)、システム全体の効率を高めるとともに新たな製品・サービスを創出 (高度化) する時代に突入しています。例えば、製造部門や営業、サービス、問い合わせ対応や経理などのいわゆるバックオフィス業務は減少し、データサイエンスや新たなビジネスモデルの支え手が増加すると見込まれています。

平均寿命の伸びによる「人生 100 年時代」といわれ、定年退職が当たり前ではなくなるという見通しがあり、人生設計に大きな影響をもたらすとともに、元気な高齢者の就労・社会参加が期待されています。

産業構造は、戦後直後の主要産業であった第一次産業の付加価値ウェイトは急激に低下し、1970 年代初頭までの高度経済成長期に第二次産業のウェイトが上昇をみせたものの、その後は低下に転じ、その中で第三次産業は時代とともにウェイトの拡大が続き、国内で生み出される付加価値の大半を創出しており、「モノ」ではなく「サービス」の生産を主力とする国となっています。現在は第四次産業へ突入しつつあり、「AI (人工知能) とデー

タ」を行かしたいいわゆる「知識産業」における競争力が世界的に高まっています。

■地方創生の推進

若い世代が、東京圏はじめとする大都市部に流出することにより、少子化や人口減少が加速し、本村を含む地方においては、地域経済の縮小や深刻な担い手不足を生み、地域機能の様々な基盤の維持を困難にしています。この状況を是正するために、国は「地方創生」を掲げ、国・県・地方自治体が同じ方向を向き、一体となった取組みが求められています。自治体ごとに、人口の現状を分析し、将来を見据えた目指すべき方向と人口の将来展望（人口ビジョン）を基礎とし、数値的目標を掲げた戦略的な取組みが必要です。今後も、行政機構の革新や地域社会をリードする人材の育成に努め、地域に住んでいる人みずからが、自主的に創意工夫をもって村づくりに一緒に取り組んでいく行政システムを確立していくことが重要となります。

■環境保全

異常気象や海面上昇、生態系への影響などの原因ともいえる地球温暖化対策や自然エネルギーの利用促進など、世界的規模で環境問題への取り組みが進んでいます。これまでの大量生産・消費、廃棄までのサイクルを見直し、地球環境に優しい脱炭素社会・持続可能な社会の構築に向け、自治体、住民、事業者がそれぞれの立場で責任を持った行動が必要になります。また、省電力志向や再生可能エネルギー導入への機運醸成等、国民生活に密着した形で顕著となってきています。安心安全な食料の提供や産業としての農業の役割以外に、地方における農村の豊かな自然や美しい景観、農村の持つ心のやすらぎ、水田の湛水による洪水防止や水源かん養など、農業・農村の多面的な機能として、環境面の価値や役割が期待されています。

■ライフスタイル・価値観の変化

ICT（情報通信技術）は生活の隅々にまで浸透して社会基盤を形成し、より深く社会に根付いています。特に、スマートフォンの普及により、私たちの日常生活においても、デジタル化が大きく進み、人々の行動様式や価値観にも大きな影響を及ぼしています。ライフスタイルは、このような経済、社会構造の変化を反映して多様化してきており、人々の意識も物質的な豊かさだけでなく、ゆとりや生きがいなど心の豊かさが追求され、心身ともに健康であるという多様な幸せ（ウェルビーイング）の実現が求められる時代です。

その結果、安心・安全、子育て・教育、環境配慮など地域課題も多様化しています。

一方、地域に根ざした歴史や伝統、自然、文化や芸術等、変わらないものに価値があることも認識しなければなりません。

第2節 水上村の現状

立地条件

本村は、熊本県の東南端に位置し、九州中央山地の山懷に抱かれ、宮崎県境には霊峰市房山がそびえています。市房ダムを中心に岩野、湯山、江代地区の三つの大字で形成され、地勢は急峻で平坦部は少なく90%以上が山林を占める山村です。日本三急流のひとつ、球磨川は本村を源流として人吉・球磨盆地を潤し八代海に注いでおり、水資源供給に大きな貢献をしています。

村域は西部を五木村および多良木町、南部を湯前町、北部を八代市泉町、東部を宮崎県椎葉村ならびに児湯郡西米良村に接し、東西最大約16km、南北最大約19km、面積は190.96km²です。国道388号線、県道上椎葉湯前線、県道五木湯前線を基幹道路として村道、林道等が形成されています。

市房山麓には温泉が湧出しており、「美人の湯」と言われる隠れた名湯です。さらに、熊本県で唯一の森林セラピー基地に認定されており、心と体の癒しの場として自然豊かな資源がある場所です。

九州自動車道の整備により福岡市から約3時間、熊本市、鹿児島市からは約2時間、人吉インターチェンジを利用し約50分で水上村に到着します。



第3節 住民から見た水上村

今回の第6次総合計画の策定にあたっては、無作為抽出により、住民500名に対し、住民意識調査（住民アンケート）を行い、264名（約53%）の回答をいただきました。前回策定時、同様のアンケートを行った際には、500名中302名（60%）の回答を得ており、総合計画の認知度や、行政と住民との距離感が課題として残ります。

回答をいただいた年齢層をみると、50歳以上の方の回答率は、半数を上回っているのに対し、49歳以下の方々の回答率は、半数、あるいはそれ以下で、世代によって、行政への期待度に偏りがある可能性があります。

また、水上学園8・9年生（30名、以下「対象生徒」という）にも同アンケートを行いました。

また、アンケートの詳細な結果については、この冊子の巻末にある参考資料のとおりです。

さらに、村づくり地区座談会を、岩野公民館、湯山地域交流センター、江代地域防災拠点施設にて、計5回開催したところ、あわせて約50名に参加いただきました。要望や、各事業の進捗状況、暮らしの中の疑問など、多様なご意見をいただきました。

住民アンケート、村づくり地区座談会で共通して多くいただいた意見として、4項目ありました。

- ①人口減少が今後どのくらい進むのか、また、それに対する危機感
- ②移住定住施策とからめた空き家の活用や、今後も空き家が増えることに対する心配の声（景観の悪化等）
- ③水資源の確保や道路といった生活基盤の整備
- ④水上村のシンボルである「一万本桜」の再構築

この4つの項目については、総合計画の中でも重点的に、また長期的にプロジェクトとして取り組んでいく必要があります。

以下は、住民アンケートの各問について分析しました。

問5 水上村生まれですか、どちらから移ってきましたか。

県内または県外生まれの方が、40%を超え、前回より6%強増加しています。

対象生徒は、前回も今回も、約7割の生徒が本村生まれ、本村育ちという結果となりました。

問6 これからも水上村に住み続けたいと思いますか。

これからも「住み続けたい」と回答した方が全体の80%で、前回のアンケートと同水準でした。

対象生徒は、「ずっと住み続けたい」生徒は前回アンケートと同水準で、大きく違っ

たのは、「村外へ転出する計画がある」生徒が約10%増加していることと、「わからない」と回答した生徒の割合が2倍に増加していることです。

進学と就職における選択肢が、都会に比べると少ないのは確かです。生徒自身の将来像、キャリアプランの形成について、生涯にわたって本村と関りを持つとしてもらえる、仕組みづくり、仕掛けづくりが必要と考えます。

問7 10年後あなたはどのような暮らしをしたいと思いますか。

「福祉サービスが整い、高齢者や障がい者（児）が安心して暮らしている」、次いで、「自然保護や山村景観に注意をはらった、自然環境の素晴らしい村に住んでいる」、「医療施設、地域救急医療体制が整い、安心して暮らしている」の回答が上位を占めました。

対象生徒は、前回と今回アンケートに共通して、「専門技術を活かした、幅広い職業選択がやりがいの仕事ができる環境にある」、「都市部に住み、年に何回か里帰りしている」の回答が上位を占めています。

問8 地域内で、あなたが今後積極的に参加したい活動は。

「保育所、PTA・学校の行事など」や「子ども会、放課後子ども教室の指導や世話などの活動」という項目が、前回アンケートから大きく減少しており、少子化の影響が顕著に表れています。

対象生徒は、前回と今回アンケートともに、「祭りなどの地域行事や地域を活性化するための地域づくり活動」、「趣味、教養、スポーツなどのグループ活動」、「保育所、PTA・学校の行事など」の回答が上位を占めています。

問9 水上村を住みよいところと思いますか。

「どちらともいえない」が31%を超え、前回のアンケートから24%も増加しており、「住みにくい」という回答も若干ながら伸びているため、注視する必要があります。そう回答した理由としては、断定はできないものの、問11で聞いている不満足な点ではないかと推察します。

対象生徒も、「どちらともいえない」の回答が前回アンケートから約22%増加しています。

問10 水上村の満足な点を3つ選んでください。

傾向は前回のアンケートと変わらない中で、子育て環境・子育て支援の満足度が伸びており、その分野について、支援を充実させてきた本村において、満足度が高いという点で、ひとつ、達成できたポイントと言えます。

対象生徒にとっては、「自然環境」に次いで、「教育環境」の満足度が高く、実際に本村の教育環境で学んでいる生徒から、高評価が得られています。

問11 水上村の不満足な点を3つ選んでください。

回答で上位を占めたのは、「交通の便」、「働く場所」、「食料品や日用品の購入」、「買い物の便」です。高齢化が進む本村においては、喫緊の課題とも言えます。

対象生徒の意見は、「買い物の便」、「交通の便」、「食料品や日用品の購入」に回答が集中しています。

問12 総合計画を村づくりの指針としていますが、ご存じでしょうか。

総合計画の認知度を測っていますが、「内容をよく知っている」が伸びているが、「あるということは知っていたが、内容はよく知らない」、「知らなかった」という意見が圧倒的に多く、対象生徒にとっても同様です。この節の冒頭でも述べたとおり、総合計画の認知度の低さや行政と住民との距離感が課題です。

ただ、対象生徒の意見について、前回のアンケートでは、「内容を含めてよく知っている」、「あるということは知っていたが、内容はよく知らない」と答えた生徒は1人でしたが、今回のアンケートでは、2項目合わせて9名の回答がありました。平成29年度から、総合的な学習の時間を使って、子ども議会が行われるなど、本村のことを学ぶ機会が増え、総合計画をはじめ、行政を知るきっかけとなっていることが、小さな進歩につながっていると推察します。

問13 今後10年後の目標人口について、あなたはどのようにお考えでしょうか。

「人口減少はやむを得ない。人口減少にとらわれず、住民のいきいきとした活気ある村づくりを進める」という回答が一番多い状況にあります。しかしながら、人口減少がこのまま進んだ場合、税収や地方交付税など、村政を進める上での財源は減り、現行の事業ができなくなることが懸念されます。そのため、「定住人口の維持を村づくりの中心課題とし、村をあげて具体的な施策を進める」必要があります。

対象生徒の回答については、前回・今回のアンケートでも共通して、「人口減少はやむを得ない。人口減少にとらわれず、住民のいきいきとした活気ある村づくりを進める」、「定住人口の維持を村づくりの中心課題とし、村をあげて具体的な施策を進める」が、ほぼ同数の意見となっており、両方の視点に立った施策が求められているようです。

問14 水上村が、今後10年間に重点的に取り組むべき事業を進めるとしたら、次のどれになるでしょうか。(3つ選択)

ひとづくり推進事業（若者の各種委員会への起用、U・I・Jターンへの対応や働く場の確保などの定住化推進、後継者育成のための視察・技術研修機会の充実）の取組が一番多く求められています。

次いで自然環境・森林等保全事業（豊かな自然環境や山村風景の保全対策、荒廃山林等の整備）、福祉、保健・医療サービスの充実した村づくり事業（在宅福祉サービスの推進、健康・医療・福祉施設の整備）、新規事業として追加したスポーツ振興等

による合宿誘致事業（村内のスポーツ関連施設を活用した「スポーツ合宿の郷づくり」を推進し、水上村に通い続けるファンづくり、外需の獲得、地域住民との交流）に対しても多くの回答を得ました。

対象生徒の意見は、住民アンケートと比べ、1つの取組が大きく目立つというよりは、すべての取り組みが広く求められているようです。

問15 地域、生活基盤整備について、今後何に力を入れる必要があると思いますか(2つ選択)

村営・公営住宅の整備よりも「中古・空き家等の活用と情報提供」が求められており、次いで、「道路施設の整備（村道・林道・農道等）」という回答が多い現状です。

対象生徒の意見は、上記の加え、「公園・広場等の整備」も多くの回答がありました。

問16 農業振興対策として、今後何に力を入れる必要があると思いますか(2つ選択)

依然、「後継者の育成・確保、担い手の受け入れ」が求められています。また、新たに設けた「荒廃した栗園等の再生・活用」や、「鳥獣害被害の対策」への注目度が高いです。

対象生徒からは、前回・今回のアンケートに共通して「観光客向けの観光農園・体験農園・加工場などの整備」、「加工特産品の開発やブランド化の推進」の回答が多くを占めています。

問17 林業振興対策として、今後何に力を入れる必要があると思いますか(2つ選択)

問16と同様、林業従事者や有害鳥獣の捕獲従事者の「担い手確保」が求められており、また、森林保全については、前回のアンケートと比べて関心度が大きくなっていると推察されます。

対象生徒からは、「特用林産物（タケノコ、シイタケ等）の振興」、「林業の効率化・省力化のためのスマート林業技術の活用」という回答が多くありました。

問18 商業振興対策として、今後何に力を入れる必要があると思いますか(2つ選択)

回答から、「空き店舗等の活用」や「1次産業の生産物加工・特産品づくり」や「商業地域・商店街づくり」が多く求められています。

対象生徒の回答では、「観光や都市との交流に力を入れた振興」が最も多く、「大型店舗やコンビニを誘致するなど新しい商業地域の形成」は、前回のアンケート結果と同様に多くの回答を得ています。

問19 観光やサービス業の振興を図るため、どのような方向で取り組むべきだと思いますか(2つ選択)

「水上村の自然を活かしたツーリズム」は、依然として一番多く望まれており、次いで、「空き家を活用した外部からの積極的受け入れ」、「広域的な観光コース・宿泊

拠点づくり」が望まれています。さらには、各設問と比較した際に、その他の回答でのご意見・ご要望を一番多くいただき、住民の関心が高いことがうかがえます。

対象生徒の回答では、「市房山や球磨川水源等豊かな自然を活かした登山やハイキング、キャンプなど野外活動が楽しめる村づくり」、「スポーツ合宿の受け入れ」、「市房ダムの桜、しゃくなげ、ひがなばな等花を活かした観光地づくり」が上位3つを占めています。

問20 高齢化社会の振興に対し、今後どのようなことに重点をおくべきだと考えますか(2つ選択)

前回のアンケートと同様、「救急医療の充実」、「交通手段の確保」、「移動販売の充実」を求める声が抜きんでおり、その他、「介護施設の人手不足に対する支援」について懸念されています。

対象生徒からは、上記に加え、「健康で暮らすための健康教育、個人の症状にあわせた訪問指導、介護予防等の充実」、「子どもだちに伝統芸能を伝えるなど世代間交流、高齢者福祉についての学校、社会教育の取り組みの充実」も求められています。

問21 出産・子育て支援について、特に必要なものは何であると思われますか(2つ選択)

共働き世帯・核家族が少なくはない中で、「休日や放課後における子どもの安心・安全な居場所の確保」が多く求められています。また、子どもを出産できる環境の整備も求められていますが、産婦人科のある病院が人吉球磨内で減っていることが一つの原因と推察できます。3番目に多かったのは、「出産後のケア」との結果となりました。

対象生徒についても、住民アンケートと同様の回答でした。

問22 教育の振興上、特に必要なものは何であると思われますか(2つ選択)

「基礎学力の充実・強化」についてが一番多く、次いで、ほぼ同率で「地域に誇りを持つ个性的な教育の推進」、「ICTを活用した教育の推進」、「豊かな人間性を培う家庭教育の推進」が多く求められています。

対象生徒の回答では、「自然を利用した体験の振興」についても、多く求められています。

問23 桜の里づくりやツーリズムなど地域づくりを進めてきましたが、今後どのような方向で取り組むべきだと考えますか(2つ選択)

行政としても課題と捉え、今回新たに回答欄に設けた「空き家活用やお試し移住物件などの住居環境の整備」が一番望まれていることがわかりました。また、「四季を通じて観光客が見学できる案内施設などの整備」や「村の原料を使った核となる食品、土産品の開発と販売」という意見も多く求められています。その他の回答での意見で

は、問19と類似した意見を多くいただきました。

対象生徒の回答では、「住民の連携を深めるため、祭りや文化・スポーツイベントに力を入れる」が多く求められています。

問24から問26については、私たちの生活の中に、急速にデジタルの普及が進んでいるため、今回のアンケートで新たに設けた質問です。

問24 インターネットのご利用について教えてください

スマートフォンの普及もあり、インターネットを利用している方が多くを占めています。ただ、村としてデジタルの分野で政策を進めるにあたっては、利用していない方も少なくはないということに留意すべきと考えます。

問25 インターネットを利用している情報通信機器について教えてください(複数選択)

スマートフォンの普及率が高いこと、また、通信機器は多様化しており、各機器が進化を続けています。行政情報のデジタル化について、周知法を考える上でヒントとなりうると考えます。

住民アンケートと比べると、対象生徒は、スマートフォンと同じくらい、タブレット端末と家庭用ゲーム機を利用していることがわかります。学園で、1人1台のタブレット端末が配備されたため、タブレット端末は、現代の児童生徒にとって身近なツールとなっています。

問26 デジタル化を期待する手続きやサービスについて教えてください(複数選択)

各項目について、幅広く希望をいただきました。無回答が一定数いらっしゃることは、インターネットや情報通信機器を利用されない方は、イメージしづかったのではないかと推察されます。

対象生徒の回答では、「インターネットによる申請・届出等」、「SNS等を活用したタイムリーで分かりやすい情報発信」、「インターネットによる公共施設等の予約や確認」が上位を占めています。



第4節 担当課ごとの振り返り

前計画の第5次総合計画について、担当課ごとに振り返り、今後の見解をここに記載するものです。

○総務課

住民の安心安全な生活の維持・向上を図ることを目的として、平成29年度に「総合防災情報システム」を運用開始し、各世帯に個別受信機の配備及び屋外拡声子局の配置を拡充させ、情報伝達の効果を高めることができました。また、令和5年度から防災行政情報配信アプリ「ライフビジョン」の運用を開始し、システムの冗長化を図っています。今後起こりうる自然災害に備え、避難情報等の情報伝達手段の向上や、避難所整備は備蓄物資の充実などに努めます。

地域公共交通対策として、平成29年度から地域公共交通を補う交通手段として「水上村高齢者等タクシー利用助成事業」を開始しました。令和元年の産交バス再編に伴い、古屋敷方面が廃止になったことから、水上役場前から柳原までの代替路線として、本村単独で産交バスへ運行委託を行っています。令和6年度には川内地区において、新たな公共交通として、公共ライドシェア「地域の足」の運行を開始しました。引き続き、交通弱者の生活交通の確保と公共交通空白地帯の解消に努めます。

○保健福祉課

子育て支援の推進として、村立保育所の開所時間の延長や保育料及び副食費の無償化、出産祝い金の増額、子育て支援センターの開所日数の拡大等に取り組みました。また、村民一人ひとりの健康意識の向上や重症化予防対策として鍼灸費補助金の増額や人間ドック補助金の見直し、各種健（検）診の個人負担金の無料化、带状疱疹ワクチン予防接種の補助などを行い、住民の健康づくりを図っています。

本村の高齢化率が45.1%（令和6年4月1日現在）と高齢化が進む中、健康寿命の延伸や交流の場づくりを目的とした住民主体の「通いの場」が、15ヶ所で運営されています。通いの場における体力測定等の評価に熊本保健科学大学の介入や、取組地区に対し介護予防拠点活動補助金を設けるなど、継続実施の支援を行っています。

また、通いの場や介護予防教室への男性の参加率が低いことから熊本保健科学大学の協力のもと、男性が集まる場所として、令和5年度に湯山地区において「寄郎屋」が立ち上げられ、湯山地区の男性16人が自主的な活動に取り組まれており、今後村内の他の地区においても立ち上げを目指しています。

○税務住民課

交通の利便性を考慮し、郵便局で住民票等証明書が発行する事業を継続し、納税については、口座振替の推進や地方税統一QRコードを活用した電子納付を促進する等の対策を図りながら、村税等収納率100%に近い水準を目指し、継続的に取り組みます。

○産業振興課

農林業、畜産、商工・観光について61事業の実施計画を掲げ実施してきました。中でも、期間を分けて、農業、林業、商工業に対する施設整備補助を行い、各事業体の経営安定、規模拡大、集客の増加といった成果がありました。

分野別でみると農業振興では、農業基盤整備として県営による圃場整備事業、各集落の農地保全として中山間地域等直接支払制度及び多面的機能直接支払制度や環境保全型農業直接支援の実施、新規就農者支援・育成として青年就農給付金事業の実施、畜産振興として家畜導入事業及び優良繁殖牛導入促進事業や自家保留補助事業に取り組み、農地の維持・保全、農業経営基盤の安定に繋がっています。

林業振興では、担い手・鳥獣害対策として林業従事者育成事業、狩猟免許取得補助事業、鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業の実施、村内の森林整備として森林環境保全整備事業・間伐材補助事業の実施、森林環境譲与税を活用した村内木材業者認定事業体を実施する私有林間伐事業の支援に取り組み、森林の維持・保全、林業経営基盤強化に繋がっています。

商工・観光振興では、商工会助成金、商品券プレミアム分助成金、公園施設管理として桜の育成管理事業、村内公園施設維持管理事業に取り組み、商工会会員の経営維持の安定、観光者に対する景観性や利便性の向上に繋がっています。

引き続き、各産業へどのような支援が必要か、望まれているかの把握に努め、国・県の事業を活用しつつ、各種事業に取り組みます。

○建設課

県道五木湯前線の迂回路としての活用ができるよう、村道石舟五本松線の新規整備に令和2年に着手し、令和8年度に完了予定とし、事業を実施しています。また、林道梅木鶴線開設事業においては、昭和54年度から着手していましたが平成30年度に完成しました。平成28年に着手した国道388号湯山峠工区の道路改良については、令和6年に完成しました。

定住促進事業として、单身向け住宅の建設を平成30年～31年に実施し、湯山地区4戸、岩野地区2戸の住宅整備を行いました。

引き続き、道路網や生活環境を整えることで、すべての人が安心して快適に暮らせるように生活基盤を整えることに努めます。

○地方創生推進課

計画期間中の機構改革で創設された新しい部署であり、各課に散らばっていた地方創生業務、例えば、移住定住・空き家活用事業、ふるさと納税、6次産業化による販路開拓等を推進する産業推進機構、スポーツ合宿の郷づくり（合宿誘致）、イベント、企業誘致等の業務を担っています。

成果として、合宿誘致やふるさと納税は、着実に実績を積んできており、令和5年度のスポーツ合宿での宿泊者数は5,409泊、経済効果は約3,984万円と、他市町村と差別化した独自の交流人口・関係人口創出へつながっています。ふるさと納税は、令和5年度末

時点の積立額総額は、個人版ふるさと納税、企業版ふるさと納税を合算して約11億円で、財源の確保へつながっています。

その一方で、移住定住・空き家対策や雇用創出といった、いわゆる「雇用と住まい」の提供は、住民アンケートや座談会でも意見や関心が大きく、今後の本村を左右する大きな課題と捉えています。

○教育課

学校教育の推進として、令和2年度にGIGAスクール構想に基づき、1人1台の情報端末を学校に配備し教育ICT環境の整備を行い、子どもたちがICTを活用して多様な学びを経験し、個別最適化された教育を受けることが可能となりました。

また、令和5年4月1日に、湯山小学校、岩野小学校、水上中学校を統合し、義務教育学校水上村立水上学園を開校しました。

社会教育の推進として、標高約1,000m地点に住民をはじめ競技者等の体力増進及び競技力向上、スポーツ観光の振興に資するため、クロスカントリー施設「水上スカイヴィレッジ」をオープンしました。

また、住民の体力向上や地域のコミュニティ形成、スポーツ振興に資するための生涯スポーツ施設「水上サクラヴィレッジ」の整備を行いました。

今後も社会情勢の変化や、多様化する課題に的確に対応し、学校や地域の特性を生かした活動に取り組めます。



第5節 水上村の課題と目標

1 自然・環境

本村は、農山村の原風景ともいえる景観を有し、国土保全とともに生態系の維持、水や緑など癒しの提供、山村文化の承継など多面的な機能を発揮し、安心して豊かさを体験できる基盤として大きな役割を果たしてきました。この美しい山村景観の保全に努め、豊かな資源を基盤とする独自の地域づくりを進め、地域産業の活性化につながる新しい可能性を追求することが重要となります。古くから受け継がれてきた歴史や伝統文化を後世に伝え、郷土愛と豊かな心を持つ人材の育成と将来にわたり生きがいを持ち、互いにふれあい、支え合いながら安心して暮らしていける村づくりを推進していくことが必要となります。

豊かな自然や美しい景観に配慮した基盤整備に努め、安全で安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

2 人口対策、過疎化、少子高齢化

図1 人口の推移

資料：国勢調査

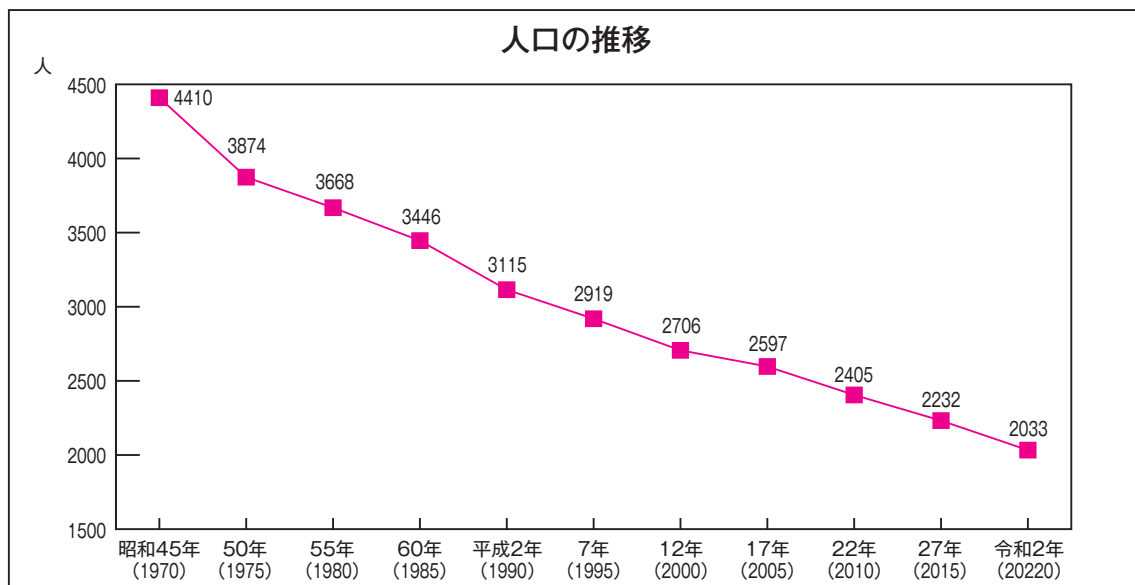


図2 世帯数の推移

資料：国勢調査

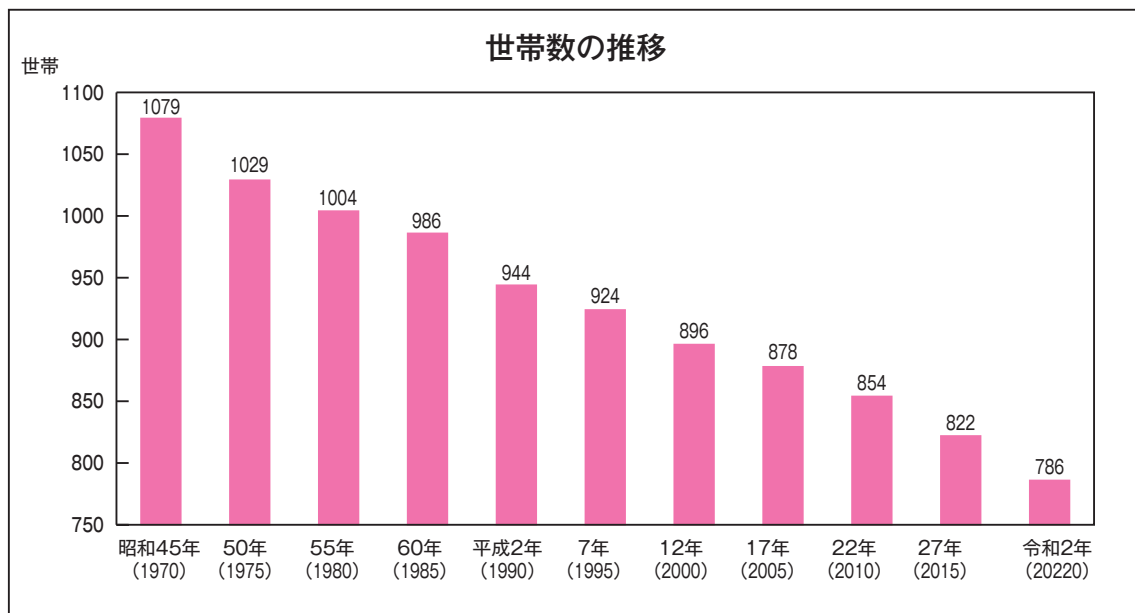


図3 人口構成比の推移と推定

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

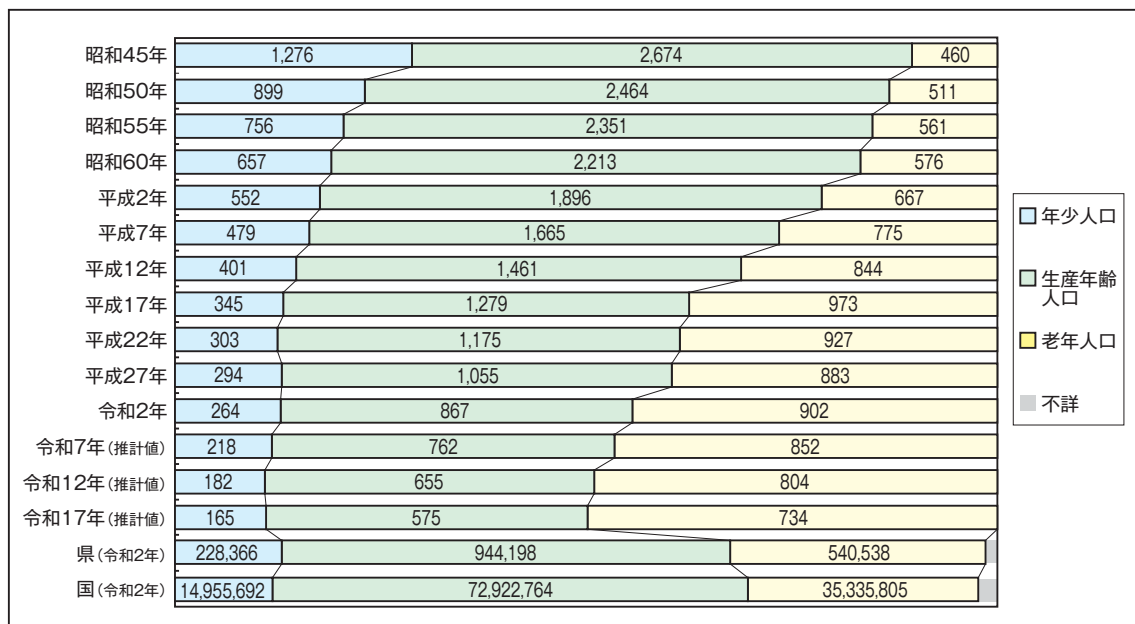


図1～3からもわかる通り、少子高齢化が急速に進み、高齢者への医療・福祉の充実、子育て家庭への支援、防災・防犯、環境保全といった住民に直結するような課題が顕在化し、集落機能の維持すら困難になると見込まれる地域もあるのではないかと思います。身近な地域と地域が連携しながら生活基盤の維持・確保を図っていく視点が重要となります。個人を支える家族、家族を支える地域社会、地域社会を支える行政、包括連携企業、NPO等の多様な主体がバランスよく機能した社会の実現を目指す必要があります。企業誘致や官民学協働による「スポーツ合宿の郷づくり」等の推進をとおして、雇用の場の確保と定住を促進する支援策の充実を図り、若者の村外への人口流出を押さえることに努め地域

の活力を維持する対策が必要となります。

水上村人口ビジョン、水上村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少率が抑制できるような施策を推進します。

3 地域資源の活用

図4 産業別就業者の推移

資料：国勢調査

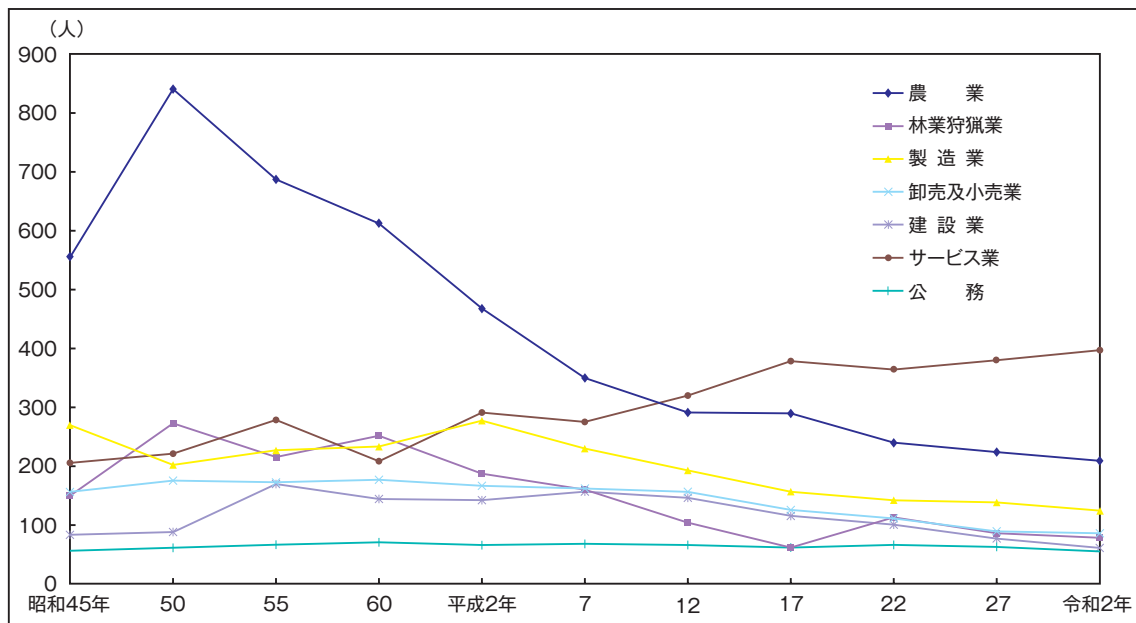


図4では、特に、農業の就業者の減少が顕著です。基幹産業である農林業は、産業構造の変化、従事者の高齢化、後継者不足等、大変厳しい状況にあり、耕作面積の増加や森林の相続山林荒廃等の問題が懸念されます。担い手となる人材育成を支援するとともに農林業、商工業の収益性、生産性を高めるため、生産と加工・販売とを融合させた6次産業化や農商工連携による地元の素材を活かした魅力ある商品の開発と販売を推進し、產品の高付加価値化に取り組み、ふるさと納税への出品を通し、地場産業の振興に努めることが重要となります。また、都市との交流を進め、地域資源を活用した産業を創造することも求められます。

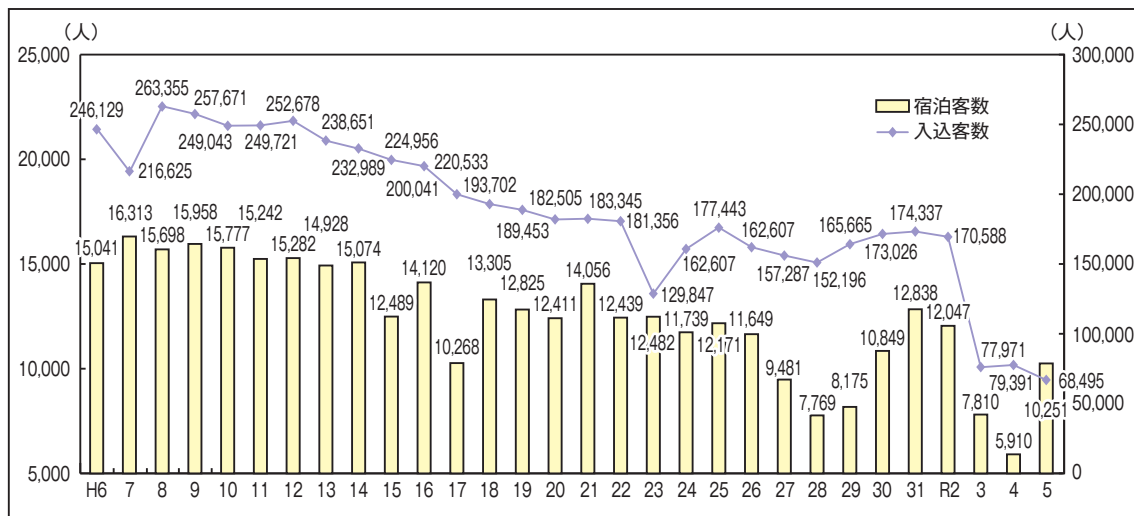
水上村産業推進機構を核とし、関係団体と連携を図り地域資源を活用した事業の展開を推進します。



4 広域的な視点での地域づくり

図5 観光入込み客の推移

資料：観光統計



令和2年から、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症により、本村への観光客・宿泊客は図5のとおり激しく落ち込みました。令和5年5月に5類感染症に移行され、現在は、「スポーツ合宿の郷づくり」の推進において、利用者、宿泊者ともに、順調に推移しており、外需獲得や村内の経済循環に大きく貢献している一方で、「観光」分野での客足の戻りが鈍い現状です。

本村単独の観光振興だけでなく、複数の町村で構成し、さまざまな活動、事業を推進している協議会等の連携体制を強化し、多様な観光ニーズに対応するために広域観光メニューづくりなど、周遊観光の推進施策の展開が求められ、広域での交流人口の拡大を図ることが必要となります。

人吉球磨観光地域づくり協議会等と連携しながら、広域的な観光宣伝に努め交流人口の拡大を図るとともに第3次定住自立圏共生ビジョンに基づき、様々な広域事業の取組みを推進します。また、観光分野だけでなく、病院勤務医の偏在・不足による地域医療体制の危機の解消など人々の安心を支える社会システムの構築が重要課題となります。

5 自立と参加による村づくり

地方分権が推進されていくなかで、地域の特性を生かし、自らの判断と責任において村づくりを進めていくことが強く求められています。この大きな時代の転換期にあたり、改めて住民と行政、関係団体がそれぞれの役割を果たし、地域の課題解決・目標達成に向かって知恵を出し合い、協働による村づくりを進めることが必要となります。

積極的に行政情報を提供し各種委員会、地域づくり活動などに参加しやすい機会を充実し、広く意見・提案が村政に反映されるよう住民、村出身者、外部の専門家など多くの英知を結集しながら事業を推進します。

6 市房ダム湖周辺整備対策

市房ダムは、これまで洪水調節機能や安定的な水資源の確保、水力発電によるエネルギー供給により、建設以来、球磨圏域の安心、安全、快適な生活に大きく貢献しております。

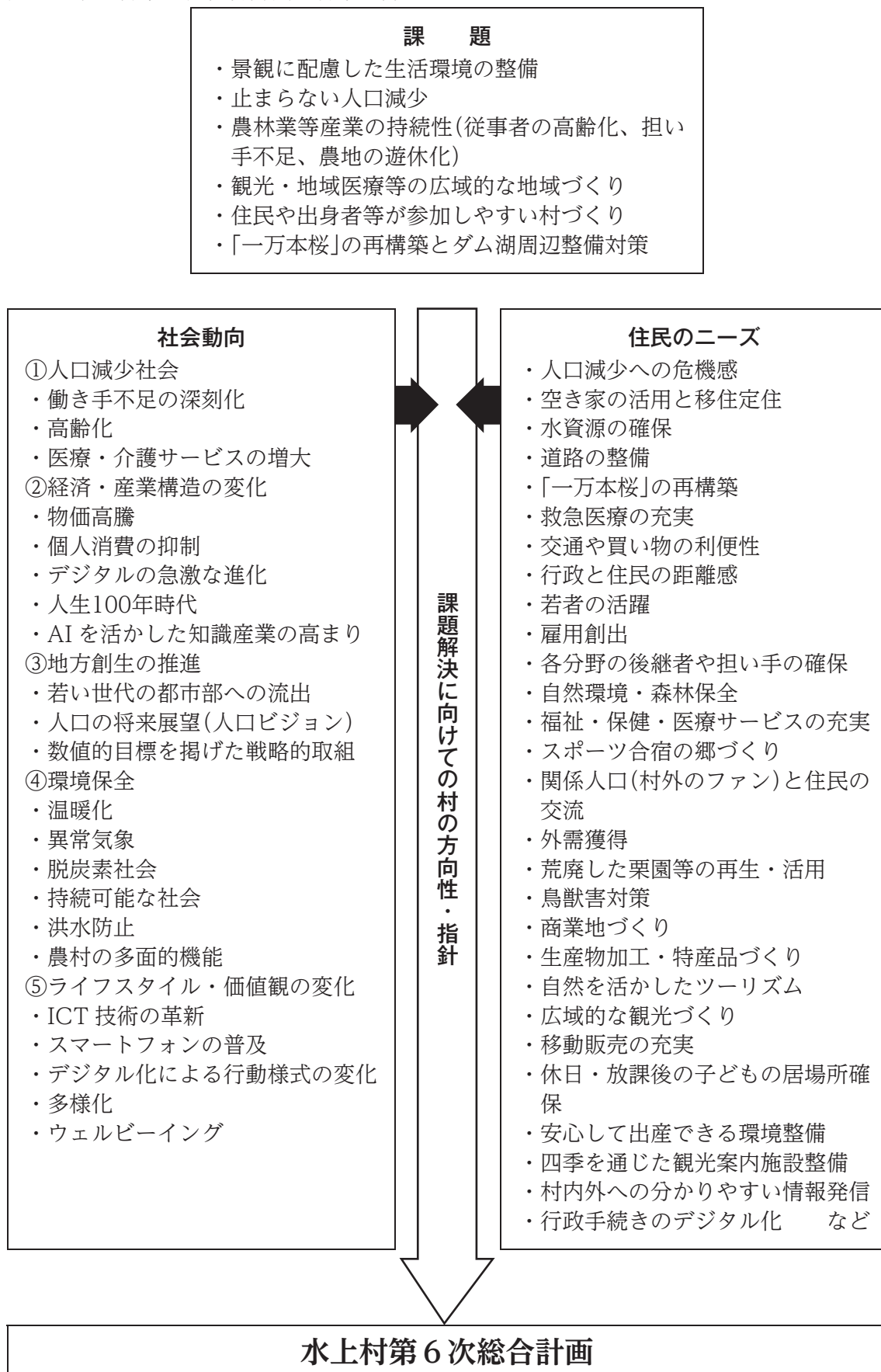
しかし、ダム上流域の山林では荒廃や山腹崩壊が発生し、ダムの健全な機能維持を脅かす状況が見られるようになりました。球磨川流域の安全確保には、上流部に位置する水上村の振興が不可欠といえます。平成25年に策定しました「第2次市房ダム湖周辺整備計画」を基に遅れている生活環境基盤整備を、引き続き国・県等の関係機関に働きかけながら促進していく必要があります。

特に、水上村のシンボルである「市房ダムの一万本桜」は、現在、老木化や病気による生育不良のものが多く、熊本県を代表する桜の里として、再構築が求められています。

水上村のみならず人吉球磨管内の重要事業として捉え、今後も国・県等に事業要望を展開していきます。



図6 水上村第6次総合計画の背景と課題





第 2 部 基本構想

第1章 村づくりの基本姿勢と人口指標

第1節 村づくりの基本姿勢

本村は、豊かな緑と清らかな水に恵まれ、先人たちの英知と努力により脈々と受け継がれてきた伝統と歴史ある村であり、村政130年を迎えようとしています。これまで市房ダム湖周辺の一萬本桜を中心とした日本一の桜の里づくりに加え、スポーツ合宿の郷づくりによる合宿誘致に取り組み、観光開発による農林業の振興、また市房山、温泉、熊本県下初となる森林セラピー基地、クロスカントリーコース「水上スカイヴィレッジ」など地域資源を活かした人の流れの創出を目指し、民間、地域団体と行政が連携して村づくりに係る各種施策に取り組んできました。

このような豊かな自然は、住民にとって水上村で暮らすことの喜びであり、村外からの来訪者にとっては癒しを与える普遍的な資源であり、将来においても引き継いでいくべきものです。少子高齢化が進み、地域・産業の担い手不足や厳しい経済状況が続いていますが、住民が水上村で生きること誇りをもてるよう、地場産業、医療・福祉の充実、生活環境の整備、教育とスポーツの振興等を推進していかなければなりません。

今後も水上村が発展していくためには、住民一人ひとりの主体的な参画と協働がますます必要であり、貴重な財産と文化を保護し、後世に伝えていくことが重要です。第6次総合計画は、「人と自然が輝く夢のあるみずかみ」をテーマとして、人と地域資源の可能性を十分に活かし、新しい村の価値の創造に向けた質の高い地域づくりをめざします。



第2節 将来人口指標

1 人 口

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

	令和7年(2025年) (推計)	令和17年(2035年)	増減
人 口	1,831人	1,474人	▲19%

2 年齢別人口指標

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

人口指標	令和7年(2025年) (推計)	令和17年(2035年)	増減
0～14歳	218人	165人	▲24%
15～64歳	761人	575人	▲24%
65歳～	852人	734人	▲14%

第3節 目指す将来像

前計画である第5次総合計画に明記されている将来人口推計値は、令和7年度は1,830人となっている一方で、令和6年11月末現在の本村の人口は1,929人であり、この人口から推計すると、令和7年度は10年前の推計に比べ、少なくとも50人以上は減少を抑制できていると考えることができます。この人口減少の抑制結果については、第5次総合計画に基づき、これまでの10年の間に推進してきた各施策の総合的な効果であり、大きな成果と言えます。

前節の将来人口指標のとおり、このままでは、人口減少の一途を辿ります。全国的に人口が減ると言われている中で、水上村は、住民一人ひとりの主体的な参画と協働と人と地域資源の可能性を十分に生かしながら、人口減少を打開し、**将来像として、人口2,000人を目標とする「夢」に向かって、攻めの姿勢を持ち、実現を目指します。**



第2章 施策の大綱

第1節 豊かな自然と共生する村づくり(自然保護・生活環境)

水上村の豊かな自然は、地域の象徴ともいえる普遍的な資源であり、将来にわたって引き継いでいくべき住民の共通財産です。この自然を守り、育み、共生しながら地域づくりにつなげていく必要があります。自然や山村景観に配慮し、美しい緑と花と水に囲まれた安全で暮らしやすい生活環境の整備に努めます。

第2節 健康でいきいきと暮らせる村づくり(保健・医療・福祉・社会保障)

少子高齢化がさらに進展していくことに加え、人口減少が予想されるなか、誰もが健康でいきいきとした生活が続けていけるよう「自分の健康は自分で守り、保つ」健康づくり、医療体制の整備や、地域福祉、高齢者・児童福祉など相互連携を図りながら実施します。

第3節 交流の持続と地域活性化の促進(交流)

少子高齢化が進展していくなかで、村内の経済循環を持続するには、本村への人の流れを創る・呼び込むことが今後の重要な施策となります。村の地域資源を再認識するとともに対外的な情報発信とニーズの把握に努め、ツーリズムの事業内容と多様な旅のスタイルに対応できる受け入れ態勢の充実を図りながら、官民連携による継続的な事業展開と地域の魅力づくりを進めます。

第4節 活力ある産業の振興(産業)

各産業の担い手の確保・育成が急務です。農林業の振興や観光と連携した商業の振興、地域資源を活用した新たな産業の創出等を進め、住民の生活を支える力強い、魅力ある産業づくり、すなわち、稼げる産業づくりを実施します。

第5節 ふるさとに親しみ、よりよい未来を拓く人づくり(教育・文化)

「人が財産」という考えのもと、学ぶ喜びに満ちた安全な学校づくりに向け、教育内容や施設の充実を図るとともに、学校・家庭・地域の連携を深め、子どもたちが家族や郷土を愛し、広く世界に目を向け、自ら学び、心身ともにたくましく成長できる教育環境の実現を図ります。

また、生涯学習社会の実現に向け、全ての世代の人が生涯を通じて学びあい、文化・芸術・自然・歴史とふれあう場や、スポーツに親しむ機会をつくるなど、誰もが生きがいを持てる村づくりに努めます。

第6節 高度情報化社会に応じた環境整備(道路交通網・情報通信網の整備)

本村の地域資源の活用や交流の促進、産業振興、住民生活の利便性等を図るための道路交通網の整備、高度情報化に対応できる情報通信網の整備を国、県と連携しながら実施します。

第7節 住民と行政の協働による村づくり(住民参加、行財政運営、広域連携、地方創生)

今後、村税収入の大幅な増加は見込めず、国の地方歳出の抑制からの地方交付税の減額、補助事業の見直しが進展していくなかで、住民と一体となった地域経済循環の創造など、自立の気運を高めるとともに、民間への外部委託、事業の見直しや効率化を実施し、健全な行財政の運営に努めます。

また、広域での事業の取組が必要なものは関係市町村で連携を図ります。
さらに、本村の人口の現状を分析し、目指すべき将来に向かって戦略的に地方創生を進めます。



第 3 部 基本計画

第1章 豊かな自然と共生する村づくり(自然保護・生活環境)

第1節 自然との共生と環境の保護(産業振興課・保健福祉課・教育課)

現況と課題

本村は、高峰に囲まれた面積の90%以上が森林の山村であり、球磨川水源や国内でも2ヶ所でしか確認できない国指定天然記念物、ゴイシツバメシジミが生息する原生林を残した市房山などの豊かな自然に恵まれています。

市房山周辺は昭和57年、九州中央山地国定公園に、平成22年には県下初となる森林セラピー(※)基地に認定され、心と体の癒しの場として多くの方に利用されています。

一方で、地球温暖化や世界規模での自然環境の変化、災害、獣害等に起因する山腹崩壊、山林の荒廃が随所で顕著化し、効果的な自然の保護、保全対策の拡充を図ることが求められています。近年では自然とのふれあいの場を求めるニーズは高まっており、貴重な動植物の保護、自然や生態系との調和のとれた環境問題に配慮した施策を推進していくことが必要です。

基本方針

古来より信仰の対象として崇拝されてきた市房山をはじめ、多くの貴重な自然資源を守り、観光の魅力でもある山村の美しい景観を後世に継承していくため、住民自らも日常生活の中から環境保全に取り組む村づくりを目指します。

具体的施策

1 自然環境の保護・保全活動の推進

- (1) 住民一人ひとりが日常生活の中で水質浄化・ごみの分別・適正処理、不法投棄防止等を徹底し、自然環境の保護・保全を推進します。
- (2) 水源かん養林として重要な機能を有する山林で、維持管理が不能なものは公有化・適正管理を推進し、山林荒廃等の防止に努めます。
- (3) ゴイシツバメシジミ、ツクシアケボノツツジなど貴重な野生動植物を関係団体の協力を得ながら保護し、生態系の維持に努めます。

2 自然を体感できる空間づくり

- (1) 森林セラピー基地を核とした自然に親しむことができる、交流人口・関係人口の交流拠点となる施設や森林等の整備を図ります。
- (2) 農山村の美しい自然や景観は日本の原風景ともいわれ、観光の魅力でもあり、この自然環境の保護・保全事業等を実施します。

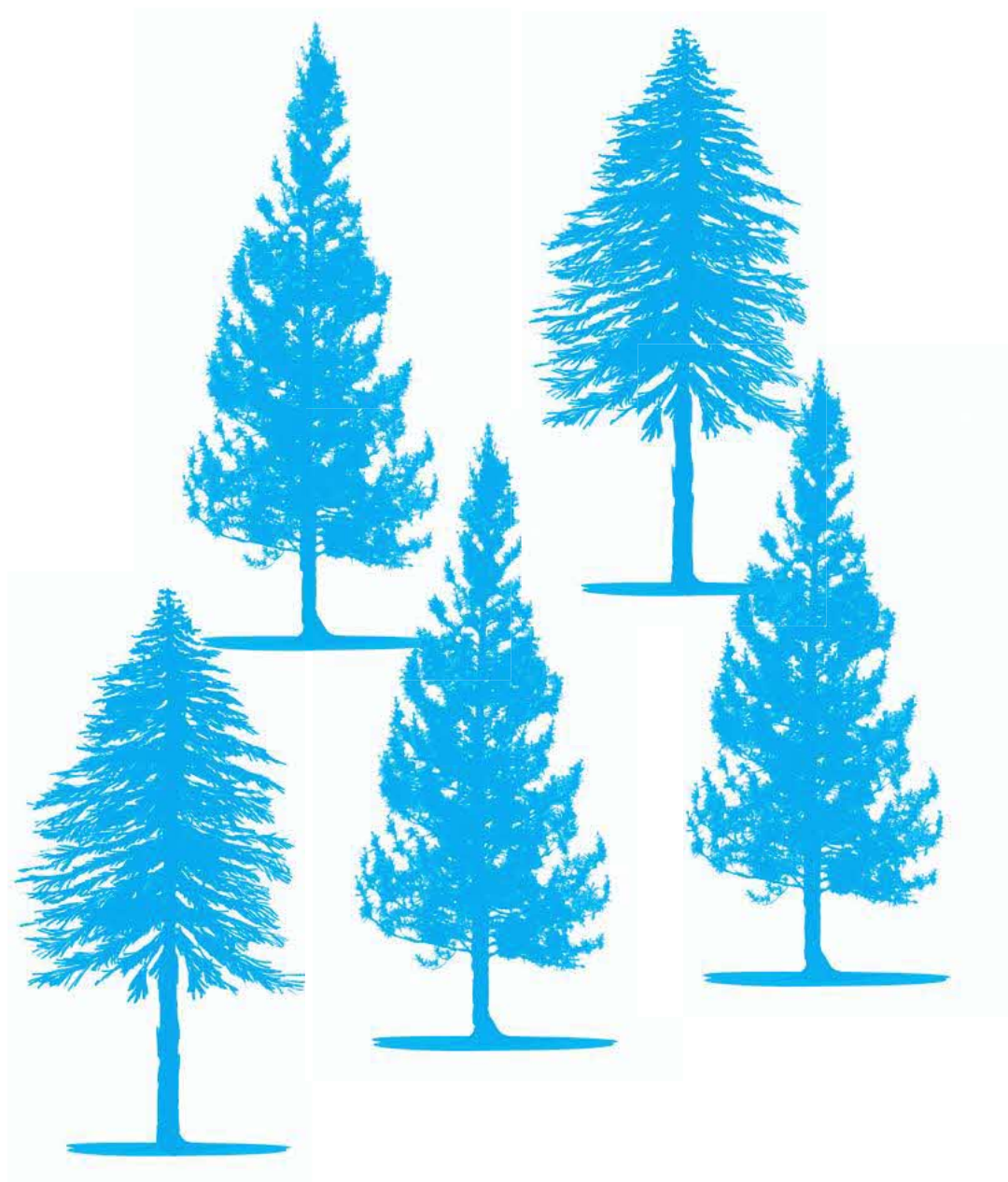
3 自然環境教育・学習機会の充実

- (1) 学校や地域社会の取組みの中で野生動植物等の自然観測や生態系についての学習の機会を充実させることで、自然環境への関心と理解を深め、環境にやさしい村づくりを進めます。

4 開発と自然との調和

自然に配慮した計画により乱開発を防止し、適正な土地利用に努めます。

※森林セラピー：森林等を活用した治療、療法。薬や手術などによらない心理療法や物理療法をいう。



第2節 有効な土地利用(産業振興課)

現況と課題

本村は、大部分が急峻な森林のため、耕地は限られており、農業従事者の高齢化と後継者不足等により、遊休農地は増加傾向にあります。今後は、優良農地の保全と有効な土地利用により、農業経営の基盤を受け継いでいく必要があります。

また、森林は、国土保全、快適環境の維持、水源かん養等の公益的機能と木材生産等の経済的機能を合わせ持ち、適正な保全を図る事が課題となります。

このほか、宅地開発や公共施設の整備などにあたっては、国土利用計画法と関連する森林法、自然公園法、農業振興地域の整備に関する法律等に基づき、乱開発を防止し、適正な土地利用を進める必要があります。

基本方針

土地は、現在及び将来における住民の限られた資源であるとともに、生活の基盤です。このため、自然環境を保全し、公共の福祉を優先させ、地域の自然的・社会的、経済的、文化的諸条件を包括し、住民の健康で文化的な住みよい環境の確保と秩序ある土地利用を基本に、景観に配慮した農村的土地利用を推進します。

具体的施策

1 調和のとれた土地利用

住民の快適で健全な生活を確保するため、無届け、無秩序な開発行為や不法な埋め立て、用途変更などに対する指導を行うとともに、生活道路などの交通体系の整備や教育・文化、生活環境、福祉施設などの充実を図るため、利用目的に応じた土地利用を推進します。

2 農用地の有効利用

農業振興を図るため、優良農地の確保及び整備保全を推進し、農地の転用については、生産と生活基盤の一体的な整備を考慮し、計画性のある適正な土地利用を促し、生産基盤の整備状況などを考慮して、農業の発展を阻害しないよう配慮します。

3 住環境の確保

豊かな自然や貴重な動植物の生態系、地域の特色を生かし、美しい自然と住環境の調和のある土地利用に努めます。また、快適で文化的な潤いのある住環境の形成を促進するとともに、主要道路沿線については、景観等に配慮し、その地域に適した整備を進めます。

第3節 安全で快適な居住環境づくり

1 消防・防災（総務課）

現況と課題

本村の消防団体制は、2分団14班編成により、団員がその任務にあたっています。しかしながら、今日の若者の減少や高齢化による団員確保の困難性、村外就業による昼間の不在団員が増加する中、今後は消防団組織の強化を図るとともに、火災や災害等に迅速に対処できるよう、引き続き消防機器や施設の整備を図り、より機動力のある消防体制の充実に努める必要があります。

常備消防については、上球磨消防組合が、本村をはじめ、上・中球磨の4町村を管轄区域としていますが、火災・災害の複雑多様化に的確、かつ迅速に対処出来るよう、常備消防の強化に取り組む必要があります。

また、村土のほとんどを山間部・急傾斜地が占める本村は、過去において河川の氾濫、がけ崩れ等の大きな災害が度々発生し、住民の生活は脅かされ、尊い人命も失われました。

近年では、異常気象による記録的な大雨や相次ぐ台風が、全国各地で猛威をふるい、甚大な被害をもたらされています。

今後も引き続き、水上村地域防災計画や水上村国土強靱化地域計画をもとに、危険箇所の調査、治山・砂防事業を計画的に実施し、住民の安全な生活を確保するとともに防災意識の高揚を図り、災害から身を守る体制づくりを進める必要があります。

基本方針

住民の生命や財産を守るため、消防団の強化と消防施設の整備により、機動力を高め、消防体制の充実に努めるとともに、災害の未然防止から、治山・砂防事業に取り組み、地域における防災体制の強化を図り、災害に強い村づくりを目指します。

具体的施策

1 消防体制の強化

- (1) 組織編成の見直しを進めるとともに、若年層の積極的な入団を促し、団員の資質の向上による組織の強化を図ります。
- (2) 昼間不在の団員の増加に対処するため、消火協力隊員の確保を図るとともに、村内の会社等への協力を積極的に要請していきます。
- (3) 防火水槽や消火栓など、消防水利の効果的な整備配置を推進するとともに、消防活動の機動力の強化のため、積載車等の消防設備の充実に努めます。

2 予防消防の推進

- (1) 火災を未然に防止するため、消火・防災訓練等、防火教育の機会の拡充を図り、広く住民の防火意識の高揚に努めます。
- (2) 水上村役場女性消防隊、幼年消防クラブ、自主防災組織の育成・強化を通じて、予防啓発活動を推進します。

3 自主防災組織の強化

- (1) 災害発生時における自助力・共助力の強化を図るため、防災訓練等の防災教育の機会の拡充を図り、広く住民の防災意識の高揚に努めます。
- (2) 自主防災組織が活動するための資機材等を各拠点施設等へ配備し、防災力の強化

を図ります。

4 避難所の環境整備

避難者の負担軽減を図り、適切な避難所運営に努めます。



2 交通安全・防犯（総務課）

現況と課題

●交通安全

交通の高速化・交流圏域の拡大及び交通量の増大に伴い、交通事故は全国的に増加する傾向にあります。本村では、交通安全施設の整備や交通安全思想の普及・啓発に努めるなど、交通安全対策を推進していきます。

さらに、未改良道路については、道路整備とあわせて、交通安全施設の整備を進め、車両通行の安全と円滑化を図るとともに、歩行者や自転車の安全性の確保が課題となっています。また、交通ルールに対するモラルの低下も事故の大きな要因であり、交通安全に対する住民一人ひとりの意識をさらに高める必要があります。

●防犯

全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発する中、日常生活における安全性の確保が重要な課題となっています。

本村では、警察、防犯協会と連携を図り、学校関係者や事業所を対象に啓発活動等を行っていますが、児童が巻き込まれる犯罪が全国的にも多発しており、なかでも大麻などの薬物乱用、携帯電話犯罪は若年層を狙った被害が増加の一途をたどっていることから、行政、防犯関係者、保護者と連絡を密にしながら、対策を講じる必要があります。

また、少子高齢化、核家族、コミュニティ意識の希薄化等により、犯罪防止機能の低下も懸念されていることから、今後は防犯意識の高揚や防犯、地域安全体制の強化も進めていく必要があります。

さらに、現在設置されている防犯灯は村内 546 基程度あり、行政区の要望を踏まえながら今後も整備していきます。

基本方針

交通事故から住民を守り、安全で快適な社会の実現をめざして、道路利用者の安心とゆとりの確保を基本に、道路整備と一体となった交通安全施設の整備を進めると同時に、交通安全意識の高揚・啓発と、被害者救済の強化に努めます。

防犯に関しては、関係機関と密接に連携し、啓発活動や教育の充実を図り、防犯パトロールの実施や、子ども 110 番の強化など地域安全活動を積極的に推進します。

具体的施策

1 道路交通環境の整備

- (1) 道路状況にあわせた、ガードレール・カーブミラー・道路表示等の設置、高齢者や障がい者のための歩道の段差、通学道の整備を景観に配慮しながら推進します。
- (2) 関係機関と連携のもと、幼児や高齢者などの交通弱者や歩行者を保護する立場から、効果的な交通規制の実施を促進します。
- (3) 桜まつり等、村内の各種行事の際には、無秩序な路上駐車規制と交通指導を必要に応じて行い、事故発生要因の排除に努めます。

2 交通安全意識の高揚

- (1) 幼児から高齢者に至るまでの幅広い年齢層を対象に、交通安全教育を積極的に推進します。
- (2) 運転者に対する安全運転の啓発として、法令講習会の受講を促進し、車両の定期

点検、シートベルトやヘルメットの着用などの徹底に努めます。

- (3) 交通安全広報パレードやキャンペーン、並びに街頭指導を行い、啓発活動に取り組みます。

3 交通事故被害者の救済

交通事故被害者救済の一環として、交通災害共済制度へ加入します。また、交通事故相談所等の関係機関との連絡を密にしながら、相談業務の充実に努めます。

4 交通事故防止装置及び安全装置の設置に対する補助

チャイルドシートや踏み間違い防止装置、ドライブレコーダーの設置に対する補助を行い、子どもや高齢者の交通事故防止、交通被害抑制の向上を図ります。

5 防犯体制の強化

地域防犯パトロールの実施を行い、学校・家庭・地域・行政・警察等の相互協力により、子どもへの声掛け事案などに対し、地域ぐるみの防犯体制の強化を図ります。

6 防犯意識の高揚

青少年犯罪を防止するために、関係機関との連携を強化や防犯キャンペーンを展開し、犯罪防止と防犯意識の高揚に努めます。

7 健全な環境づくり

- (1) 夜間の犯罪防止のため、防犯灯の整備を進めます。
(2) 青少年の非行の防止と健全育成のため、家庭や地域との連携による環境浄化活動を展開します。

8 薬物乱用の防止

学校や民間団体の協力のもと、大麻などの薬物乱用防止啓発運動に努めます。



3 地域のモビリティ（※）確保（総務課）

現況と課題

本村の公共交通機関である路線バス利用者は、昭和40年代をピークに減少傾向にあり、運行欠損は拡大傾向にあります。平成31年4月から、産交バスの再編に伴い、古屋敷行きが全面廃止となり、新たに本村と産交バスとの単独契約による役場～柳原間の運行を開始しています。

加えて、令和6年4月から、産交バス路線のない岩野川内地区で週2回の公共ライドシェア（※）サービス「地域の足」を運行しています。人吉市から湯前町まで運行する「第3セクター くま川鉄道」は、令和2年7月豪雨で被災し、一部区間で不通が続くなか、令和7年度の全線再開に向け、復旧工事に取り組まれています。住民生活、特に学生の通学にとって欠かせない重要な交通手段であり、今後も維持確保に努めていく必要があります。

また、高齢者をはじめ、マイカーの利用ができず、買い物や通院など、日常の外出に事欠く方々の移動手段の確保も重要な課題となっています。

将来にわたって住民の交通手段を維持・確保していく交通体系の構築を推進していくことが必要となります。

今後は、「水上村地域公共交通対策協議会」により本村独自の運送サービスの形態、運賃等を協議していく必要があります。

基本方針

公共交通の課題解消のため、水上村地域公共交通再編実施計画を基本に地域住民のニーズを踏まえ、持続可能な地域の交通体系の構築を推進します。

また、交通事業者との協議については、自治体がサポート役として臨みます。

具体的施策

1 「水上村地域公共交通対策協議会」

交通空白地域やくま川鉄道、バス路線幹線までの2次交通手段について、「水上村地域公共交通対策協議会」に諮り、水上村地域公共交通再編実施計画の内容の具体化に努めます。

2 路線バス・鉄道運行の維持

（1）現在運行している系統について、「人吉・球磨地域公共交通活性化協議会」との協議を踏まえ、骨格となるバス路線の維持に努めます。

（2）くま川鉄道の早期復旧と維持存続を図るため、多方面からの利用促進に努めます。

3 交通弱者の移動手段

（1）高齢者等タクシー利用助成事業を継続し、高齢者をはじめ、車を運転しない交通弱者の移動手段を確保し、あわせて免許証の返納を促し、交通事故の未然防止に努めます。

（2）交通空白地や山間部における公共交通網の形成のため、公共ライドシェアサービス等の拡充に努めます。

※モビリティ：多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域の移動状況が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取組みを指す。

※公共ライドシェア：鉄道やバスなどのサービス提供が困難な地域において、自家用車を活用して提供する有償の旅客運送。

4 住宅（建設課・地方創生推進課）

現況と課題

本村では、低所得者の住居対策と過疎対策の一環として公営住宅の整備を年次計画により行ってきました。現在、公営住宅 17 団地 63 戸、一般住宅 18 団地 64 戸、合計 127 戸を有しており、村内世帯の約 15%を占めています。

老朽化した公営住宅も多くなり、耐用年限の 2 分の 1 を経過した建替え検討対象となる住宅は、52 戸あります。これらの公営住宅については、平成 31 年度改訂の公営住宅等長寿命化計画に基づき、予防保全的な修繕及び耐久性の向上のほか、用途廃止や払下げなども視野に入れた効率的な住宅管理を行っていく必要があります。

また、近年、地域における人口及び世帯数の減少や既存住宅の老朽化等に伴い、居住世帯のない住宅が年々増加しています。中でも、適切に管理されないまま、放置されている状態の空き家は、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことになるため、早急な対策の実施が求められています。

今後は、過疎対策として、宅地分譲や空き家の活用、マイホーム祝い金制度の拡充とともに、ライフスタイルや住民ニーズの多様化など社会の変化に対応した住宅施策に取り組む必要があります。

基本方針

多様な住宅需要と時代のニーズに対応した公営住宅等の建設及び建替え、改築の推進、定住促進住宅等の整備、空き家情報の収集、発信を推進します。

具体的施策

1 ニーズに応じた公的住宅の整備

- (1) 老朽化した公営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な管理、整備を推進します。
- (2) 核家族等のニーズに対応した公営住宅の建設に努めます。
- (3) 人に優しい住宅の改善による住環境の整備を図ります。

2 移住・定住促進のための住宅供給

- (1) 魅力ある住宅用地の整備・分譲に努めます。
- (2) 若者向け住宅の建設に努めます。
- (3) 水上村空家等対策計画に基づき、空き家情報の収集と利活用に努めます。
- (4) 移住・定住促進情報の情報発信を推進します。

3 快適な住環境の整備

- (1) 高齢者などに配慮した住環境の整備に努めます。
- (2) 新築、増改築時の祝い金制度の拡充に努めます。
- (3) 下水道接続（合併処理浄化槽設置）の推進を図ります。
- (4) 老朽家屋の解体（除却）のための助成金制度の検討を進め、自然豊かな景観の形成に努めます。
- (5) 空き住宅・村営住宅の管理の徹底に努めます。

5 上水道（建設課）

現況と課題

本村の生活用水は、簡易水道施設5地区、飲料水供給施設1地区及び簡易給水施設1地区を村が維持管理しておりましたが、平成27年4月からはこれらの7つの地区を統合し、1つの簡易水道施設として事業認可を受け維持管理しています。その区域は、岩野地区（幸野、高瀬、覚井、上楠、宮田、里坊、川内の一部）、湯山地区（馬場、北目の一部、覚井、神揚、高澄の一部、本野）、江代地区（古川の一部、古屋敷下、古屋敷上、平谷の一部、千ヶ平の一部、川口の一部）となり、簡易水道普及率は90.7%（令和6年3月現在）となっています。

村が維持管理している施設以外の地域については、各地域において管理組合を形成して、その組合員により維持管理されている簡易給水施設があります。近年では、施設の老朽化が進み、過疎化と高齢化により、その維持管理にも苦慮している現状にあります。

将来にわたって衛生的で安定した水道水を供給するために、水資源の確保や施設整備を実施することが必要です。

水道施設の改良事業には、長期的な更新計画に基づく事業運営に努めることが不可欠ですが、豊富な水源の確保や、特に人家が散在している集落、水道未普及地の解消が課題です。

基本方針

安心・安全な水道水を安定供給するため、老朽化した施設は計画的に更新・改良し、水源の保全と水資源の確保に努め、水道水の供給体制の充実を図ります。

具体的施策

1 簡易水道施設の適正な管理

適正な施設管理での公営企業会計（簡易水道事業）の独立採算性を確保します。

2 簡易水道の整備

- （1）老朽化した施設の更新・改良を実施し、計画的な整備事業を推進します。
- （2）耐用年限を控える管路について、長期的な更新計画に基づき整備を図ります。

3 水道水の安定供給

- （1）水源地帯におけるかん養林の保全等、水源の汚染防止に取り組みます。
- （2）地下水源の有効利用等、水資源の確保に努めます。
- （3）浄水管理の徹底と管理技術の向上により、供給体制の充実を図ります。
- （4）住民・事業所等に対し広報、回覧等により節水意識の高揚を図ります。

4 災害対策

災害対策として、浄水場等施設、水道管路の耐震化を図り、上下水道一体で耐震化を推進します。

6 下水道（建設課）

現況と課題

球磨川上流域下水道事業は、平成13年4月1日から一部供用開始をし、平成15年度で事業が完了しました。湯山地区農業集落排水事業は平成9年10月1日、本野地区農業集落排水事業は平成12年4月1日から供用開始。古屋敷地区林業集落排水事業は、平成15年7月1日から供用を開始し、水上村全域での下水道整備を推進してきました。

下水道を推進するため、各種污水处理施設の有する特性を踏まえ、建設費と維持管理費を合わせた経済比較を基本とし、水質保全効果、污泥処理方法等の地域特性や地域住民の意向を考慮し、効率的かつ適正な施設整備を実施してきました。

現在、区域対象戸数649戸の内、580戸の家庭が下水道施設を利用し、全体での接続率は、89.4%（令和6年3月現在）になっています。

水上村は、球磨川最上流に位置するため、「川上から環境保全、水質保全を」をコンセプトに、他町村に先駆けて、下水道整備に取り組んできました。その結果、村内の河川の水質は、分析データからも年々向上しており、確実に環境保全、水質保全に寄与しています。

今後は、使用料負担金、設備投資の起債償還金、維持管理費を考慮し、施設維持のための財政的な方策が課題となっています。

基本方針

環境保全・水質保全のために、区域内の下水道接続率の向上を推進するとともに、下水道施設の適正な維持管理と施設改良に努めます。集落散在地域については、合併処理浄化槽整備事業により施設整備を行い、水上村全域での環境保全・水質保全に努めます。

具体的施策

1 下水道施設の適正な管理

- （1）下水道施設の適正管理について住民への啓発活動を行います。
- （2）適正な施設管理での公営企業会計（下水道事業）の独立採算性を確保します。

2 下水道施設の整備改良、機能保全及び老朽化対策

- （1）定期的に機能保全調査及び機能診断評価を実施します。
- （2）性能低下予測を行い、機能保全対策を比較検討します。
- （3）施設に係るデータの蓄積を図り、継続監視に活用します。
- （4）施設の集約等による維持管理費のコスト縮減に努めます。

3 下水道への加入促進を図り、接続率の向上に努めます。

4 合併処理浄化槽整備事業の推進を図ります。

5 災害対策

災害対策として、下水道施設、下水道管路の耐震化を図り、上下水道一体で耐震化を推進します。

7 環境衛生（保健福祉課）

現況と課題

本村のごみ処理は、可燃、不燃、資源ごみの3種に分けたごみを、委託業者が回収し、人吉球磨クリーンプラザにおいて処理を行っていますが、ごみの分別方法や出し方が十分に理解、徹底されていない状況です。

生ごみ等の自家処理によるごみの減量化、リサイクル法の啓発、ごみの分別による再資源化を、住民の理解と協力により進める必要があります。

ごみ処理施設である人吉球磨クリーンプラザ及び免田リサイクルステーションについては、老朽化が進んでいる状況です。このため、令和14年度に現行施設でのごみ処理を終了し、令和15年度以降は新たなごみ処理体制に移行することが計画されています。

し尿処理は、ごみ処理と同様に広域事業で対応していますが、下水道整備区域外については、合併処理浄化槽への転換を進め、畜産業関係のふん尿については、堆肥化等を進めながら、適正処理のための指導強化を図り、環境美化については、住民協力による地域社会づくりの一環として、河川・道路などの清掃活動、沿道に花木を植える美化活動などが行われており、今後も継続していくことが重要です。

基本方針

廃棄物の適正処理の推進、住民・事業者等ごみの減量化、分別収集の徹底を図り、ごみのリサイクルを促進し、循環型社会の形成をめざします。

合併処理浄化槽への転換、畜産業者へのし尿処理指導を行い、公衆衛生の向上に努めます。

快適な生活環境の確保と美しい環境の保全のため、ごみの不法投棄防止、公害の未然防止、環境教育の推進等に取り組みます。

具体的施策

1 合理的な収集・処理体制の確立

- (1) 住民・事業所・企業の協力により、計画的に廃棄物の適正処理を推進していきます。
- (2) 各地区に整備済みのリサイクルセンターを活用し、ごみの分別収集の徹底を図ります。
- (3) 地域の協力を得て、不法投棄の防止とごみ収集に努めます。

2 ごみの減量化・資源化の推進

広報活動を通じて、ごみ問題に対する住民や事業者の意識の高揚を図り、生ごみ処理器等による自家処理の促進、リサイクル運動、プラスチック資源の分別収集の体制構築やごみ袋の有料化などにより、ごみの減量化・再資源化を進めます。

3 し尿の適正処理の推進

- (1) し尿処理を進めるため、下水道整備区域外の合併処理浄化槽方式への転換を図っていきます。また、浄化槽の適正な維持・管理のための指導に努めます。
- (2) 家畜ふん尿の堆肥化等を進め、適正処理のための指導強化を図ります。

4 環境美化の推進

- (1) 河川、空き地、山林などへのごみの不法投棄を防止し、美しい村づくりを進めます。
- (2) 住民一人ひとりが日常の生活や生産活動において、環境美化・環境保全に配慮で

きるよう、公害防止意識の一層の高揚を図るとともに、公害の未然防止と環境監視体制の強化に努めます。

(3) 環境保全への積極的な参加を促す環境教育を促進します。

(4) 環境基本法に基づいた環境基本計画の策定を検討し、村全体からみた環境保全を進めます。



8 公園・広場・緑地（産業振興課）

現況と課題

本村は、これまで計画的に公園、広場の整備を行ってきており、住民の交流、村内外のレジャー客の憩いの場やスポーツ・レクリエーションなど、健康増進の場として利用されています。親水公園周辺については、水上村を代表する桜まつりなど、イベント会場としての役割や、有事の際の自衛隊救助隊、防災・ドクターヘリポートとしての機能を果たしています。これらの公園の適正管理を行い、効果的な維持管理費の支出に努め、より多くの住民や来訪者に身近な公園として有効活用していくことが重要です。

基本方針

住民のスポーツ・レクリエーションの場や来訪者のレジャースポットなど、交流の場に貢献する公園として、適正な管理を行い、必要に応じて計画的に整備、充実を図り、安らぎをもたらす地域づくりに努めます。

具体的施策

1 維持管理体制と公園整備

- （１）公園の適正利用、維持管理とともに、計画的な公園整備や修繕・改修による施設の長寿命化を図ります。
- （２）公園を、健康づくりの推進や子育て支援の促進に活用できるよう、既存公園の有効活用を行います。

2 景観の保全

景観保全の観点から、必要な場合は、荒廃地等の緑化を推進し、安心してくつろげる空間づくりに努めます。



9 コミュニティ（総務課）

現況と課題

急速な少子化、高齢化の進展と、人口減少に起因する限界集落化や集落の存在自体が危惧される状況について、深刻化しており、地域の連帯意識が希薄になる傾向にあり、コミュニティの弱体化が進行しています。本村においても平成31年4月、旧古屋敷下区、旧古屋敷上区、旧千ヶ平区が合併し、新たに古屋敷区として再編され、令和3年4月には旧平谷区と新たに合併しました。さまざまな地域活動を促進、支援し、コミュニティの担い手である住民等を中心とした創意・工夫と互助、共助、公助により、活力ある地域づくりが必要となります。

基本方針

住民が自らの手で、長年暮らし愛着と誇りのある集落の活性化に取り組むことが重要であり、さまざまな自発的地域活動を促進、持続できるよう支援するとともに人材の確保・育成に努め、コミュニティ活動活発化の機運醸成を図ります。

具体的施策

1 集落機能の維持・存続

住民生活、生活基盤の安定と充実を図り、地域づくりを担う人材の育成と地域と行政のパイプ役となる分館活動協力員などを配置し、意見や要望等の収集に努めます。

2 自発的地域活動の推進

地域防災、防犯、子育て、観光・景観、文化、スポーツ・レクリエーション、祭り・イベントなど、住民の自発的な地域活動の支援を行います。

3 コミュニティ施設の整備・充実

コミュニティ活動の場となる地域施設の整備、充実を図り、公共施設の地域開放など、多面的な利用体制の推進に努めます。

10 斎場（保健福祉課）

現況と課題

本村の斎場は、湯前町水上村斎場組合として昭和 54 年に設置され、その後、人吉球磨広域行政組合による「水上葬祭場」として広域的に利用されています。

今後も人生の終焉を飾るにふさわしい施設として、周辺環境の整備もあわせて充実していく必要があります。

基本方針

近年の葬儀事情に沿った斎場設備の改修を図るとともに、周辺環境の整備を進めます。

具体的施策

1 施設の充実

湯前町との連携により、施設の充実を促進します。

2 周辺環境の整備

火葬場周辺の環境美化に取り組み、美しい景観の維持に努めます。

第2章 健康でいきいきと暮らせる村づくり(保健・医療・福祉・社会保障)

第1節 いきいきとした健康生活の創造

1 健康づくり(保健福祉課・教育課)

現況と課題

運動や食事などの生活習慣が原因の一つである、高血圧症や糖尿病などの生活習慣病による医療費の増大、また、それらが重症化したことなどによる要介護認定者数の伸びがみられるなど、若い世代からの予防対策がますます重要となっています。

従来の疾病対策の中心であった健康診査による早期発見又は治療にとどまることなく、健康寿命の延伸を目標とした生活習慣の改善、健康の増進、疾病の発症を予防する健康づくりを、住民一人ひとりが「自分の健康は自分で守り、保つ」の考え方を基本とし、個人・家庭・地域・行政・医療機関が、それぞれの特性を生かしつつ連携することにより、個人が健康づくりに取り組むための環境を整備し、総合的に支援する必要があります。

基本方針

住民の自主的な健康づくりの支援と環境の整備のため、個人・家庭・地域・行政・医療機関のそれぞれの特性を生かしつつ、連携する健康づくりの体制の確立を目指します。

具体的施策

1 生涯を通じた健康づくり

- (1) 健康づくりの推進や障がい及び生活習慣病予防のため、各ライフステージに対応した健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導など心身の保持・増進を図るための機会の提供と内容の充実を図ります。
- (2) スポーツやレクリエーション活動、筋力向上トレーニングを支援し、施設整備や教室の開催など指導者等の確保を図り、関係機関と連携し生涯スポーツの振興と健康づくりを推進します。

2 健康づくり環境の整備

- (1) 保健センターをはじめ、村内スポーツ施設と連携し、疾病の予防・早期発見を含む一貫した健康管理体制の確立を図ります。
- (2) 特定健康診査、がん検診、レセプトなど個人の健康データを適正に管理・利用できる国保データベース(KDB)システムを積極的に活用し効果的な保健・医療サービス提供の充実を図ります。
- (3) 心の健康づくりに向け、医療機関等と連携を図り、精神保健に関する総合的な施策を展開します。
- (4) 子どもを生ま育てる環境づくり整備のため、不妊治療や妊娠、出産、育児などの相談、支援体制を関係機関と連携を図り推進していきます。
- (5) 感染症など新しい疾病に対し、正しい知識を得るための啓発に努めます。

2 医療（保健福祉課）

現況と課題

本村の医療機関は、江代地区に診療所1ヶ所、岩野地区に診療所1ヶ所、歯科医院1ヶ所がありますが、高度の療養を必要とする入院治療については、公立多良木病院や人吉医療センターへの診療となっています。

医療環境の地域間格差を解消することが一番の課題であり、医師や医療機関の確保に努めるとともに、人吉球磨広域圏における救急医療体制の整備に努め、休日・夜間診療体制の強化、高次救急医療（※）体制の整備・充実が必要です。

また、高齢化の進行や疾病状況に対応した在宅医療サービスの体制づくりを推進する必要があります。

基本方針

高齢化や疾病構造の変化に対応した適切な医療サービスがいつでも受けられる地域医療体制の整備に取り組みます。

具体的施策

1 地域医療体制の充実

- （1）住民がすべて等しく医療を受けられるよう、医師や医療機関の確保に努めます。
- （2）疾病予防から治療、リハビリテーションに至るまで、総合的かつ一貫した医療サービスを受けられるよう、医療機関相互間の機能分担や医療・介護・福祉分野との連携を強化します。
- （3）初期医療の充実等、かかりつけ医（ホームドクター）の普及を促進します。

2 救急医療体制の確立

- （1）上球磨消防署や医療機関と連携を密にし、救急医療の確保・充実を図ります。
- （2）高次・専門医療を確保し、人吉球磨広域圏における救急医療体制の整備に努め、休日・夜間診療体制の強化、高次救急医療体制の整備・充実を図ります。

3 在宅医療サービスの充実

高齢化の進行や疾病状況に応じ、在宅で医療サービスを受けられるような体制づくりを医療・介護・福祉分野と連携しながら推進していきます。

※高次救急医療：疾患、外傷、中毒等に対して救急の処置及び対応の必要があるものに行われる医療体制のこと。救急医療機関は、患者の疾患・損傷の程度により次のように分かれている。

初期医療：開業医中心

第二次救急医療：救急病院

第三次救急医療：救命救急施設

高次救急医療：特殊な疾患に対応する施設

第2節 思いやりの福祉の充実

1 地域福祉（保健福祉課）

現況と課題

福祉のニーズは社会環境の変化に伴い、より一層多様化することが予想されます。

すべての人々は福祉の受け手であり、担い手でもあるとの認識を深め、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すという考え方を基本とし、福祉に対する意識の高揚を図り、在宅福祉サービスやボランティア活動を中心とする地域のつながりと支えあいの福祉展開を推進していく必要があります。

基本方針

住民の福祉活動の積極的参加と地域ぐるみの多様な活動の展開を促進し、すべての住民が必要な福祉サービスを受けられるよう各関連分野との連携を図ります。

具体的施策

1 地域福祉活動の推進

- (1) 学校、社会、家庭などの学習機会を通じて、福祉への関心を高めるための教育を推進します。
- (2) 広報活動の充実を図り、相互扶助の精神、福祉意識の高揚に努めます。
- (3) 地域住民や郵便局との連携による安否確認や助けあい活動など、地区、集落におけるネットワークづくりを今後も推進します。
- (4) 福祉活動の拠点として公民館等の充実を図ります。
- (5) 住民のボランティア参加を促進します。

2 地域福祉環境づくり

- (1) 民生児童委員や関係機関との連携強化を図り、地域に密着した施策を展開していきます。
- (2) 福祉活動を推進する中核施設として、水上村社会福祉協議会の育成強化を図ります。
- (3) 地域福祉施策の整備の充実と各種サービスの需要に対応するため、福祉に携わる人材の養成に努めます。
- (4) 交通手段をもたない高齢者等に便宜を図るため、戸籍事項別証明、住民票などの各種証明書の発行を郵便局と連携し今後も継続していきます。また、移動販売等、買い物の利便性について検討します。
- (5) 高齢者や障がい者及びその家族の親睦と住民の相互交流を深めるため、福祉と文化のつどいやスポーツ大会等、各種イベントを展開していきます。

3 安心して暮らせる村づくり

- (1) 福祉需要と多様化に対処するため、行政内関係部門と連携し、施策の調整を図ります。
- (2) 福祉・保健・医療分野との総合的な相談体制による適切なサービスの提供に努めます。
- (3) 総合的・体系的に福祉施策を展開するため、総合的な福祉計画の策定に努めます。
- (4) 公共施設（建物、道路、公園等）をはじめ、民間の公共的施設についても、高齢者や障がい者など誰もが利用しやすい施設になるように働きかけます。

2 高齢者福祉（保健福祉課）

現況と課題

住民基本台帳によると、令和6年4月1日現在の本村の高齢化率（65歳以上の全人口に占める割合）は45.1%で高齢化が進んでいる状況です。

高齢化の進展に伴う65歳以上の独居世帯及び夫婦のみの世帯の増加、認知症高齢者等の増加により、家庭における介護能力や地域における相互扶助機能の低下が懸念されており、高齢者に対する福祉の充実は、今後重要な課題として取り組む必要があります。

現在、村内においては13介護事業所が開設しており、高齢化対策の大きな柱として、運営されています。

今後は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療分野と介護分野の関係機関が連携し、あらゆるニーズに対応した生活支援を提供する「地域包括ケアシステム」を推進していく必要があります。

基本方針

国・県の高齢者対策事業と併せ「水上村だからできる、安心した高齢者福祉事業」の充実を推進します。

具体的施策

1 在宅福祉サービスの充実

- （1）高齢者が在宅において、快適かつ安心・安全に健康で生きがいを持ちながら自立して暮らせる環境づくりを推進します。
- （2）独居高齢者や寝たきり高齢者等のために、食事、入浴等の各種サービスの充実を図ります。
- （3）ホームヘルパー、介護福祉士等の人材育成を推進します。
- （4）在宅福祉事業の広報活動や高齢者向けの住宅改造対策の推進を図ります。
- （5）在宅での生活を安心して過ごすことができるよう、上球磨地域包括支援センターや水上村社会福祉協議会及び関係機関等と連携し、高齢者の見守り等を強化します。

2 高齢者福祉施設の整備

高齢者が快適な生活と生きがいを感じられる施設として、高齢者生活福祉センター及び在宅介護支援の充実を図ります。

3 高齢者福祉の推進体制の整備

- （1）家庭・地域・行政・医療機関のそれぞれの特性を生かしつつ、連携する高齢者福祉の推進体制の構築を目指します。
- （2）施設等を利用される高齢者の負担を軽減するため、経済的支援の充実を図ります。

4 生きがいと健康づくりの推進

- （1）老人クラブの会員の増強にむけ、魅力ある活動を促進するため、リーダー養成などの支援を行います。
- （2）高齢者の豊かな知識や経験、技能を生かして働くことのできるシルバー人材センターとの連携、組織の強化を推進します。
- （3）ボランティア活動、コミュニティ活動への参加を促進し、生活様式や文化の伝承活動等を通じて幼児や青少年との世代間交流を推進します。

- (4) 高齢者の健康に対する正しい知識の普及を進めるとともに、健康づくりなどを通じて、軽スポーツやレクリエーション活動の促進に努めます。
- (5) 医療情報システム等の充実により、健診後の指導や健康教育・健康相談への活用を図ります。
- (6) 令和5年度に設立したコミュニティシェッド「寄郎屋」の活動を通じて、男性の社会的孤立・孤独を防ぎ、高齢男性の生きがいをづくりを推進します。

5 介護予防・生活支援の充実

- (1) 「寝たきりは予防できる」という意識の高揚を図り、筋力向上トレーニングや脳活性化トレーニングによる転倒予防、認知症予防等に取り組みます。
- (2) 介護予防拠点施設（各分館公民館）を活用した、住民主体による「通いの場」での筋力体操等を推進し、閉じこもりを予防し、介護予防に努めます。また、各種サポーター養成講座を開催し、地域ボランティア等の人材確保を図ります。

6 認知症高齢者支援の推進

認知症高齢者やその家族が安心して社会生活を営むため、早期の段階から適切な対応ができるよう支援体制の整備を推進します。

7 在宅医療・介護連携の推進

在宅で医療と介護を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の医療・介護の関係機関と連携し、切れ目のない医療と介護の提供体制の構築を推進します。



3 児童福祉（保健福祉課）

現況と課題

近年、少子化、核家族化の進行や共働き家族の増加等により子育てを取り巻く環境が大きく変化し、育児不安を抱える家庭や保育の受け皿の確保、児童の放課後の居場所づくりなど様々な問題があります。このように児童と家庭を取りまく環境が大きく変化するなか、全国的に児童虐待が多発しております。

これらに対処するためにも、早期発見、早期対応や通報、見守りなど関係機関等と情報交換や連携、協力が円滑に行われる体制整備を図るなど、家庭における健全な子育てが重要な課題です。

「水上村で育てたい」と思える環境の整備に努めながら、保護者だけが子育てに関わるのではなく、地域ぐるみで子育てを支援することも重要になってきます。

また、幼児教育・保育の無償化や就労形態の多様化によって、保育ニーズも多様化しており、ニーズの変化に対応した内容の見直しも必要となります。

本村に住むすべての子どもたちが元気に学び、育ち、成長することで、子ども自身の「水上村で育ちたい、水上村で育って良かった」という誇りや愛郷心につなげることを目標とします。

基本方針

家庭・保育所・学校・地域社会が連携して、子育て支援と良好な環境づくりを進めるとともに、多様化する保育内容の拡充に努め、水上村子ども・子育て支援事業計画に基づき子育て支援サービスの充実を図ります。

具体的施策

1 家庭における子育て支援

- (1) 妊娠期から継続的に支援できるように切れ目ない相談体制の充実を図ります。
- (2) 子育ての不安や児童の様々な問題に対処するため、関係機関との連携を図り相談・指導体制が提供できる体制整備に努めます。
- (3) 家庭生活の安定を支援するため、児童の育成に関する手当、医療費助成等の充実を図るとともに育児休業制度の普及・啓発を図ります。
- (4) 地域の実情に応じた子育て支援のための計画策定を進めます。
- (5) 児童虐待等に対処するため関係機関との情報交換や連携、協力が円滑に行われる支援体制の整備を図ります。

2 保育所機能の充実

- (1) 保育ニーズの変化に対応した保育内容の拡充に努めます。
- (2) 保育料の無償化等、費用の負担軽減に努めます。
- (3) 保育環境の充実に努めます。

3 地域の児童育成機能の向上

- (1) 地域ぐるみで児童の健全育成に取り組むため、家庭や学校との連携を図りながら、三世代交流等地域活動の参加を促進します。
- (2) 子ども会等の地域組織の育成、活動の支援に努めます。
- (3) 地域住民との連携を図り、里親制度（※）の推進、支援に努めます。

※里親制度：里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度です。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度です。



4 障がい者（児）福祉（保健福祉課）

現況と課題

本村の障がい者数は、令和5年度末で身体障害者手帳所有者115名、精神保健福祉手帳所有者21名、療育手帳所有者は21名となっていますが、近年、障がい者（児）の増加と高齢化、障害の重度化がみられ、それに伴って障がい者福祉ニーズも多様化していく傾向にあります。

障がい者は社会的、経済的に多くのハンディキャップを負いながらも、障がい克服して社会での活躍を希望しており、住民の障がい者に対する理解を深め、就労や社会活動など地域の中の一員として生活できる施策や援助の展開を進める必要があります。

基本方針

障がい者の就労機会の拡大や各種活動への参加機会の確保、拡充、生活環境の整備を進め、障がい者が生涯にわたって必要な配慮を十分受けられる、一貫した療育体制づくりの整備・充実に努めます。

具体的施策

1 障がい者の自立機会の拡大

- (1) 障がい者の自立機会の拡充を目指し、就労支援に取り組みます。
- (2) 障がい者団体の支援・育成に取り組み、イベント開催やスポーツ・レクリエーション活動等を通じて、地域社会との交流促進を図ります。
- (3) 地域住民やボランティアによる支援の受け入れを各施設に要請し、地域に開かれた施設づくりを促進します。

2 相談・治療・訓練体制の充実

- (1) 各種健（検）診事業の充実、医療体制の整備を図り関係医療機関との連携を強化し、障害の予防・早期発見に努めます。
- (2) 保健・医療・教育等の関係機関の協力を得て、機能回復、職業訓練体制の整備を進め、一貫した相談・療育体制の拡充に努めます。
- (3) 重度心身障がい者の経済負担の軽減と健康増進のため、医療費助成等の充実に努めます。

3 日常生活の支援

- (1) 障がい者のデイサービス事業、ショートステイ事業の充実を図ります。
- (2) 常時介護が必要な障がい者の日常生活の安定を図るため、関係機関との広域的な連携、調整のもと入所施設の設備・充実に図ります。

4 障がい者が住みよい村づくり

- (1) 安心して暮らせる住まいづくりを支援するため、住宅改築に関する相談、情報提供、住宅改善のための補助制度、資金貸付制度の活用促進などに努めます。
- (2) 公共的性格を有する建築物や道路等、障がい者が安心して外出できる環境づくりのため、関係機関へ改良整備等について積極的に働きかけます。
- (3) 地域社会との交流や学校、社会教育の場での福祉教育を推進し、障がい者に対する理解を深める住民の意識啓発を図ります。

5 障がい児支援の充実

- (1) 障がい児のニーズの多様化にきめ細かく対応に努めます。
- (2) 障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。
- (3) 質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実や障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- (4) 乳幼児期における障がいの早期の気づき・早期療育に取り組み、障害のある子どもの能力を最大限に伸ばしていくための支援を行うことで、障がい児の健やかな育成を図ります。



5 ひとり親福祉（保健福祉課）

現況と課題

死別や生別等により、ひとり親世帯が近年増加している中で、経済的自立、子どもの育児や教育、家事など様々な問題を抱え、精神的にも負担が大きくなっているケースも少なくありません。

経済的支援や相談・指導を行うとともに、実態を把握し、適切な援護措置を講じていく必要があります。

また、ひとり親世帯相互の連携、協力体制づくりのため、ひとり親家庭の会などの組織団体の支援を行っていく必要があります。

基本方針

ひとり親家庭の生活の安定と自立促進を図り、経済面や精神面からの援護体制の充実に取り組み、世帯がもつそれぞれの問題を的確に把握し、援助と指導に努めます。

具体的施策

1 相談・指導体制の充実

- （１）生活相談活動の充実のため民生児童委員や関係機関との連携強化を図り、適切な指導、助言に努めます。
- （２）各家庭状況の調査、ニーズの把握を進め、新たな施策の整備を関係機関との連携のもと検討します。

2 生活の安定と自立への支援

- （１）福祉資金の貸付、医療費助成等の有効活用に努め、経済的支援の充実に努めます。
- （２）公営住宅の優先利用など、住宅費の負担軽減と生活向上に努めます。
- （３）関係機関と連携して、経済的自立を図るため、就労対策に取り組むほか、自立促進のための講習会等への参加を促します。
- （４）やむを得ない理由による一時的な子どもの養育や、日常生活に支障が出るひとり親世帯に対し、関係機関との連携のもとに適切な援護に努めます。
- （５）障がいを持つ子どもを持つひとり親家庭や、家庭を失った子どもについては、特に援助を必要としており、関係機関との連携のもと、適切な援護・支援を行っていきます。

3 組織団体の支援

- （１）世帯相互の連携、協力体制づくりのため、ひとり親家庭の会の支援を行っていきます。

6 低所得者福祉（保健福祉課）

現況と課題

生活保護世帯では高齢者世帯の占める割合が増えており、保護の内容も複雑化、多様化しております。

低所得者世帯や被保護世帯は、社会経済環境の変化を受けやすく、民生委員児童委員や関係機関との連携を密とし、生活相談の充実や雇用機会の確保等による経済的自立、生活意欲の高揚を促すための援護施策のそれぞれの世帯に応じた適切な運用に努めることが重要となります。

基本方針

生活保護制度を基本とした経済的援助、相談指導体制の充実に努め、低所得者（世帯）の生活の安定と自立を促進します。

具体的施策

1 援護活動の充実

- （1）民生委員児童委員や関係機関との連携を密にし、援護を必要としている世帯への訪問活動により実態とニーズの的確な把握を行い、生活保護制度の適正な運用に努めます。
- （2）水上村社会福祉協議会による生活福祉資金貸付をはじめ、各種制度資金の周知徹底をはかり、更生・就学・住宅等における有効活用を促進します。
- （3）共同募金や歳末たすけあい運動等を支援し、低所得者の生活の安定と福祉の向上に努めます。

2 自立の促進

- （1）職業安定所との連携を図り、就業の指導や就業のために能力開発に努めるとともに、就業のあっせんを進めます。
- （2）自立しようとする意識の啓発に努めるため、民生委員児童委員を中心とした地域住民の協力を得ながら、生活保護世帯に対する相談・指導体制を充実します。



7 社会保障の充実（保健福祉課・税務住民課）

現況と課題

国民健康保険については、被保険者数が減少していることから、一人あたりの医療費は増加傾向にあり、特に被保険者の高齢化が進み、65歳以上の医療費は全体の7割程度を占めています。

国保制度改革に伴い、平成30年度から熊本県との共同運営となり、引き続き財政の安定化と円滑な制度運営のため、健康づくりへの積極的な取り組みにより医療費の適正化を図りながら、保険税の収納確保が必要です。

介護保険については、平成12年度の制度開始により、利用者の要望に応じたサービスを受けられる体制が整い、利用が着実に増えており、介護給付費も増加傾向となっています。

今後は、介護保険事業の適正な運営及び総合的介護予防システム構築の実現と低所得者への保険料についての配慮が課題となります。

国民年金については、未加入者の解消と未納者の防止を図るため、情報提供などを通じて関係機関と連携を図り、適用・収納対策に重点をおく必要があります。

基本方針

国民健康保険、介護保険、国民年金制度に対する住民（被保険者）の理解を深めながら、健康づくりへの意識の啓発に努めます。

具体的施策

1 国民健康保険の充実

- (1) 健康づくり事業を促進しながら、被保険者に対する指導や医療費通知等を通じて、ジェネリック医薬品の利用啓発、重複受診の抑制等適正な受診を促し、医療費の適正化を推進していきます。
- (2) 負担の公平と平等な給付を原則にしていることに理解を求め、保険税収納率の向上を図ります。
- (3) 広報活動を通じて、随時、制度などを分かりやすく周知していきます。
- (4) 水上村保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、特定健診等受診率の向上に努め、適切な保健指導の実施、また、糖尿病性腎症、脳血管疾患等の各疾病に対する重症化予防に取り組みます。

2 介護保険制度の充実

- (1) 要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態になることの予防に努めます。
- (2) 高齢者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、高齢者の選択に基づき適切な介護サービス等が、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供される体制を構築します。
- (3) 高齢者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援します。
また、高齢者の希望を最大限に尊重しながら、居宅サービスを重視します。
- (4) 低所得者に対しての保険料を含む配慮や介護予防につながる健康づくりへの積極的な推進を図っていきます。
- (5) 地域支援事業を活用して地域包括ケアシステムの体制を整備し、地域全体で支え

る日常生活支援や医療・介護連携強化の施策を推進します。

- (6) 介護給付を必要とする受給者を適正に認定し、介護給付費等の適正化の取組を推進します。

3 国民年金の充実

- (1) 広報により、被保険者への制度の理解と協力を図ります。
(2) 適用対象者の的確な把握を行い、事務処理の合理化、迅速化を図ります。
(3) 保険料の納付免除申請等について指導を行います。



第3章 交流の持続と地域活性化の促進(交流)

第1節 都市と農山村交流の持続と取組み

1 体験型交流の持続・推進（産業振興課・地方創生推進課）

現況と課題

県内の他町村に先駆けて、都市部との交流事業、「水上ツーリズム（水の上の学校）」は住民の地域づくりや経済活動の場として平成9年度から取り組まれています。しかし、いわゆるコロナ禍により、各体験イベントが開催できず、再開するにあたっては、案内する側の高齢化、担い手不足が課題であり、「水上ツーリズム（水の上の学校）」の再構築が必要です。現在のリピーターを大切にしつつ、情報を発信し、来訪者の評価を通して施策に反映させ、質の向上を図ることが重要となります。

地域に散らばる小さな力が結びつき、さまざまな協働のネットワークが構築されることで、地域を守る人の縁が多様に生まれ、経済が連なっていくことが重要です。小さくても強いものをいかに作るかが大切であり、都市ではつくれない価値を再認識し、多様な旅のスタイルに対応できる複合的なメニューづくりと体制整備を進めていく必要があります。

基本方針

わが村が持つ自然の恵み、豊かな地域資源を活かし、交流人口・関係人口との交流活動を持続・推進しながら地域の活性化につなげていくことが重要です。そのためには自分たちが住む地域の魅力を再認識し、そこにあるものを活用します。地域の人々も一緒に楽しみ、潤うことが大切であり、村の魅力の情報発信とあわせて来訪者のニーズの把握に努め、観光関係団体との協働による体験メニューの充実を図ります。

具体的施策

1 交流事業の持続・推進

- (1) 水の上の学校研究会を中心に、これまでのグリーンツーリズム（※）事業の磨き上げと複合的なメニューの構築と体制づくりに努めます。
- (2) 熊本県下唯一の森林セラピー基地である、森林の力をPRし、企業の福利厚生や研修、学生の合宿の場としての受け入れ体制を推進します。

2 村外への情報発信

- (1) テレビ、ラジオ、新聞等、各種マスコミ・メディア媒体の有効活用により効果的なPRに努めます。
- (2) ホームページ、メールマガジン、インスタグラム等SNS（※）を活用した村内外の広範囲における情報の発信を行います。

※グリーンツーリズム：緑豊かな農村地帯で滞在しながら自然、文化、人々と接し、交流を楽しむ余暇活動

※SNS：ソーシャルネットワークサービス。インターネット上のコミュニティサイトやサービス。自身のプロフィールを公開したり、情報発信をしたり、ネット上で、他の使用者と交流することができる。

2 イベント（産業振興課・地方創生推進課）

現況と課題

村を代表する「湯山温泉桜まつり」等を通じて多くの人々が本村を訪れています。過去には、「しゃくなげ祭り」や、農林業祭りとオールドカーフェスティバルを組み合わせた「秋フェスタ」を開催するなど、来訪者の増加につなげてきました。今後も、関係団体・企業と連携したイベントの創出・磨き上げで、来訪者を呼び込む必要があります。

また、近隣町村との広域連携による陸上イベントは、冬季等、少なかった来訪客の動きが生まれるとともに、それぞれの町村に大きな経済効果をもたらしています。引き続き、村単独のイベントのみならず、他市町村との地域間連携による周遊観光客を対象としたイベントの実施も視野に入れることが必要となります。

基本方針

地域資源を活かしたさまざまなイベントやスポーツを通して生まれた交流を大切にし、何度も水上村に足を運んでもらうリピーターの増加に向けた取組みと、交流人口・関係人口のニーズを把握し、イベントメニューへの反映と充実を図ります。

具体的施策

1 特徴あるイベントの開催と継続

「水の上の学校」を軸としたイベント部会や住民グループの協働による、特徴あるイベントの企画・開催と継続を促進し、住民参加型のイベント開催を目指します。

2 地域資源を活かしたイベントの充実

- (1) 豊かな地域資源を活用した体験イベントの継続開催と、交流人口・関係人口のニーズの把握に努め、メニューの充実を図ります。
- (2) 近隣市町村と連携した、あるいは、官民協働によるイベントメニューの拡充を図ります。

第2節 交流基盤づくり(産業振興課・地方創生推進課)

現況と課題

これまで村内には観光振興と地域振興の拠点づくりとして、市房山キャンプ場をはじめ公園施設、温泉施設、公共施設が整備され、多くの人々に利用されてきました。市房山キャンプ場は、リニューアル工事を経て、現代のキャンパーニーズに合った施設へ改修され、令和6年8月にグランドオープンしました。

しかしながら、他施設においては、整備当初からすると年数が経過し改修・補修が必要な施設もあります。これらの施設の効率的な維持管理と時代のニーズに即した施設の整備が求められています。指定管理等、民間のノウハウを取り入れつつ、年間を通じて水上村の歴史・文化・自然にふれ、地域住民と来訪者が交流できる施設の整備を推進します。

基本方針

地域の歴史・文化の保存と水上村の魅力、情報発信を行うことができる山村景観に配慮した施設の整備に努め、地域住民と来訪者の交流の促進を図ります。

具体的施策

1 受入れ態勢の充実

心のこもったおもてなしあふれるサービスを目指し、(株)みずかみや湯山温泉旅館組合と連携した活動を推進します。

2 施設の改修・補修

経年劣化等による改修、補修の必要がある交流施設は、利用者の意向や時代のニーズを検討しながら進めます。



第4章 活力ある産業の振興(産業)

第1節 地域特性を活かした産業づくり

1 農業(産業振興課)

現況と課題

村の約92%が森林であることから耕地面積は少なく、本村の農業は、中山間地に散在する水田を利用した水稻、野菜及び畜産などの複合経営や山間部での果樹栽培など典型的な中山間地型の農業形態となっています。

岩野地区や湯山地区の圃場整備田を中心に、令和2年農林業センサスによる耕地面積は210ha(水田69%、果樹園23%、普通畑8%)で農家1戸当たりの平均耕地面積は0.9haと零細で、農業従事者の高齢化や後継者不足による離農や規模縮小が進んでいます。

その中であって、本村の基幹作物として定着した園芸作物においては、高品質化が進み、高収益を上げている優れた農業経営者も多く育っています。しかしながら、水稻については、異常気象による生育障害や有害鳥獣被害、価格の下落等により生産性に大きな課題を抱えています。また、国の経営安定対策制度も大きく見直され、米の直接支払交付金が平成26年産米から削減され、平成30年産米からは廃止されることにより、主食用米の生産にとって大きな課題となっています。

また、耕作面積の23%を占める樹園地の不耕作が進み、今後のあり方、その対策について検討する必要があります。

このような中、基幹産業である農業の振興を図るため、国・県の各種補助事業や村単独補助事業により生産基盤の整備を進めてきましたが、農業者の高齢化、後継者不足、兼業化による農地の遊休化など、農業を取り巻く情勢の変化により、多くの課題に直面しています。

基本方針

生産基盤の整備はもとより優良農地の集約、生産性の向上、生産コストの低減、新規作物の試作、環境保全型農業等消費者ニーズに即した農業生産活動の支援及び生産組織の育成に努め、中山間地域の特性を活かしながら、安心安全な食料生産、安定した農業経営を確立します。

直面している多くの課題及び変動する国の施策について、担い手農家の経営意向の把握、各種研修会への参加、諸施策への取り組み等を実施し対処していきます。

具体的施策

1 優良農地の確保・有効利用と耕作放棄の防止

- (1) 農用地域内の農地の維持・確保を図り、担い手の育成と農地集積を図ります。
- (2) 有効な土地利用と非農業的土地利用への適切な対応のため農業振興地域の整備を図ります。

2 農業生産基盤の整備

中山間地域の実情に即したかんがい用排水施設の整備や農道整備、集積を含めた土地基盤整備を進めます。

3 担い手の確保

- (1) 新規学卒者・中高齢者・Uターン及びIターン者の就農等について、農地のあっせん・情報提供・相談体制の強化・技術・経営研修の充実を図ります。
- (2) 認定農業者や認定新規就農者等意欲ある農業者及び地域の実情に応じた多様な担い手の確保・育成を推進します。
- (3) 新たな地域農業の担い手として、集落営農組織や農業生産法人等の設立を推進します。
- (4) 村内児童生徒の農業に対する理解を深め、魅力を感じてもらうため、農業体験学習の取組みを行います。

4 農村女性の地位の向上

女性の農業経営への参画を促進するため、家族経営協定の締結を促進します。

5 農業経営の安定と発展

- (1) 経営感覚に優れた効率的・安定的な農業者を育成し、その創意工夫を発揮した経営展開が行えるよう、意欲ある担い手に資本整備、新技術の導入、技術向上等経営全般にわたる支援策を推進します。
- (2) 農業経営の安定を図るため、新規作物の導入を支援します。
- (3) 消費者ニーズに即した農産物の生産を行うため、生産性向上や品質改善等に向けた取組みを支援します。
- (4) 農業用機械への過剰投資を抑制するため、機械の共同化、作業受委託を促進し、受託組織等の育成及び農業経営の協働化を支援します。
- (5) 水上村産業推進機構を軸に、生産・加工・販売を一貫して行う「6次産業」を推進し、「稼げる農業」を目指します。
- (6) 農産物等の販路拡大や、高付加価値化を図るための取組みを支援します。
- (7) 優良な血統をもつ繁殖素牛の確保及び優良牛の安定した生産に向けた取り組みを支援します。
- (8) ロボット技術やICT（※）等の先端技術を活用し、作業効率の向上や省力化、高品質生産、自然災害による被害防止等、スマート農業の振興を図ります。

6 農業の自然循環機能の発揮

自然循環機能が十分に発揮され、農業の持続的な発展が図られるよう、家畜ふん尿等の適切な管理、有機性資源の循環利用を促進します。

7 安全な食料の生産

トレーサビリティ（生産履歴記帳）の励行、有機減農薬栽培など市場・消費者等からのニーズに合わせた食料の生産を推進します。

8 鳥獣被害防止対策

鳥獣類による被害が依然として続くため、被害防止対策を支援します。

9 中山間地域等への直接支払いの実施

中山間地域の活性化を図るため、立地条件を活かした特色ある農林業の振興施策を講ずるとともに、農業生産活動や農地の多面的機能を維持するため直接支払いを促進します。

10 農協組織による積極的な役割の発揮

- (1) 農協が組合員の多様化に対応して、地域農業・地域社会の活性化の主体としてその機能を効果的に発揮できるよう支援します。
- (2) 農業者の高齢化が進む中、作業受託を積極的に活用し、遊休農地の防止や農業機械への過剰投資の抑制を推進します。
- (3) 農畜産物のブランド化のため、球磨地域農協、熊本県畜産農協等と一体となり生産活動を支援します。

11 農業委員会活動の重点化

- (1) 優良農地の維持・確保とその有効利用、担い手の確保・育成等地域の実態に即した農業政策を図り、農地利用の最適化、農業委員会の役割が効率的かつ十分に果たせるよう推進します。
- (2) 遊休農地対策として、復旧困難な農地については、非農地化を推進し、農家の負担軽減を図ります。

※ ICT：情報通信技術。通信技術を活用して、人と人、人とモノをつなぎ、情報のやり取りを行う技術やその活用方法。



2 林業（産業振興課）

現況と課題

本村の森林面積は 17,507ha で、村域面積 19,096ha の約 92% を占め、民有林の 66% がスギ、ヒノキなどの人工林で、主伐可能な 46 年生以上の面積は 77% と成熟した森林が多くを占めている状況です。

林業は農業とともに、本村の基幹産業として最も重要な位置を占めており、これまで林業木材産業振興施設整備事業、森林整備事業等により、基盤整備や担い手の育成に取り組んできました。しかし、林業従事者の高齢化、生産人口減少による人材不足、住宅着工数の減少等により、林業、木材産業は厳しい状況にあります。

このため、森林所有者の林業経営に対する意欲は低下し、相続されない森林等が増えています。

一方で、近年の豪雨や台風に伴う森林災害が多発しており、災害のリスクを低減させる森林づくりが求められており、様々な機能を最大限に発揮するための適切な森林整備を推進するとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、成熟した森林の計画的な伐採及び木材安定供給等を推進する必要があります。

国土の保全・水源かん養・山地災害防止など公的機能の維持、森林セラピーや自然とのふれあいを求めるニーズに対応し、長期的展望にたって森林の保全・整備を進めるため、交流人口・関係人口への働きかけも進めていく必要があります。

基本方針

地域林業の担い手確保及び育成と認定事業体を中心とする生産組織の強化、優良材の生産促進、基盤整備などによる生産性の向上、流通加工体制の整備・充実などにより多様なニーズに対応できる木材安定供給体制を構築し、林業の産業化を促進します。

森林には、経済的機能のほか、水源かん養などの公益的機能があり、それらの機能を健全な状態で維持し、更に最大限に発揮させていくため、広葉樹も含めた森林整備施策を計画的に進め、中核的担い手である上球磨森林組合や地域内事業体と連携した森林の多面的な活用を図ります。

また、森林環境譲与税を活用し経営困難な民有林を集積して森林整備を図るとともに、熊本県が進める「緑の流域治水プロジェクト」による災害復旧や災害予防を含めた森林整備を推進します。

具体的施策

1 担い手の確保・育成

- (1) Uターン及びIターン者を含めた林業就業者の支援、技術・技能の向上、労働安全対策の充実などを推進しながら担い手の確保に努めるとともに、高性能林業機械の操作資格習得支援などによる林業従事者の養成を図ります。
- (2) 林業と建設業の連携等により、測量・土木等も行える多様な作業に従事できる高度な技術を持つ人材の育成を推進します。
- (3) 女性の林業への参画や新規参入を促進するために、林業教室、交流会等の活動を通じて、女性従事者の技能向上による職場の拡大に努めます。
- (4) 学校教育等において、地域木材を使った学習機の使用、林業体験学習等を推進し、地域林業への理解を図ります。
- (5) 林業に必要な知識と現場力を兼ね備えた即戦力となる人材を養成し、次世代をリードする林業の担い手の確保・育成を図るため、くまもと林業大学校の周知を行います。

2 生産組織の充実

- (1) 地域林家、林業事業体、森林組合の連携により、森林施業の合理化と森林管理の適正化に努め、生産コストの軽減により地域林家の経営の安定を促進します。
- (2) 間伐・保育施業を森林組合等により推進し、高性能機械の導入と技術者の養成を進めることにより生産性の向上を図ります。
- (3) 製材・加工施設の充実により地域木材の需要拡大を促進します。
- (4) 地場工場・林業事業体の育成・強化に努め、地元雇用の確保を図ります。

3 林業基盤の整備

- (1) 県道等との有機的連携のとれる林道や作業道の新設・改良を計画的に進め、作業効率を高めるとともに、林産物や資材の搬出、搬入能力の向上を図ります。
- (2) 高性能林業機械の導入を促進し、生産コストを低減するとともに、従事者の労働の軽減、作業の安全性を高めます。

4 造林・間伐事業の推進

- (1) 長期的な施業計画に基づいた造林を推進し、必要な施策を図ります。
- (2) 造林未植栽地の解消に努め、伐採跡地の放置対策を検討します。
- (3) 間伐を積極的に進め、人工林の保育に努めるとともに、加工工場の活用を促進し、間伐材の有効利用を図ります。
- (4) 人工林の健全育成のため、伐採して再造林する循環型施業を推進し、林齢構成の平準化を進め、高品質材の生産を高めます。
- (5) 森林の保育・管理ができない土地所有者への対策として、森林組合との管理委託等を促進します。
- (6) 効率的かつ安定的な林業経営のため、施業の集約化を推進します。
- (7) 林地残材等の有効利用を図るため、木質バイオマス需用者への供給体制構築を検討します。

5 林産物の流通加工体制の強化

- (1) 品質の安定した製品を低コストで安定的に供給するために、木材加工・乾燥施設及び国産材集出荷販売施設の充実を促進します。
- (2) 合板、集成材、輸出材など新たな流通ルートの開拓により、木材需要産業、流通部門等への進出を図り、木材製品の加工流通拠点施設の整備を検討します。
- (3) 生産・加工・流通の整備により、木材をはじめ椎茸・たけのこ等の特用林産物の生産性の合理化・拡大を促進します。
- (4) プレカットなどの高次加工を行う施設の活用を図り、木材産業の高度化を促進します。
- (5) 建築基準法改正施行に伴う住宅産業を中心とした建築・林業木材業界のニーズに対応した施策を推進します。

6 森林被害防止の対策

- (1) 不慮の災害に備え安定した林業経営を確保することから、森林所有者の森林保険への加入を促進します。
- (2) 野生獣による食害・剥皮害に対する防止対策を推進します。

7 総合的な森林の整備と多面的な利用

- (1) 治山治水など安全な村土の形成、水源のかん養のために、緑の流域治水に基づく治山事業、保安林の適正な管理と整備、治山施設の整備を行います。
- (2) 森林の公益的機能を確保するため、林地の無秩序な開発を規制し、天然林の保全に努めます。
- (3) 企業等による協働の森づくりやレクリエーションなどの場として、森林空間の総合的な利用を推進し、流域住民・都市住民に対して森林の公益的機能保全の普及・啓発に努めます。
- (4) 広葉樹等の植栽を通じ、景観に配慮した快適な森林環境づくりを進めます。
- (5) 地域の自然・水源、里山の保全、希少動植物の保護に努めます。
- (6) 間伐材をはじめとする木質資源の様々な分野への有効利用を検討します。
- (7) 関係機関と連携して、捕獲されたシカの有効利用を検討します。
- (8) 森林環境譲与税を活用し所有者自らが管理できない山林を集約して、委託又は村による管理により、山林の適正な管理を図るとともに、担い手の確保・支援、搬出コストの削減等を推進し、村内林業の推進を図ります。
- (9) 航空レーザーを活用した森林計測や、ドローン技術を活用した作業効率の向上等、ICT等の先端技術を利用したスマート林業の振興を図ります。



3 水産業（産業振興課）

現況と課題

水上村は自然豊かな村ですが、近年の木材価格の低迷による山林の管理状況により河川、溪流の水質にも変化が見られ、そこで暮らす水棲生物の影響により、魚類も減少しています。昭和50年代後半頃は、ヤマメの養殖を営む住民もあり、小さいながらも水産業として振興を図っていた時代もありましたが、需要の問題から衰退し、現在に至っています。

しかしながら、ヤマメ釣りを目的に水上村を訪れる人は多く、福岡県を中心にヤマメ釣り解禁日には、山々の溪流に釣り人が入り込み、通年の観光振興に繋がっています。村の溪流に住むアユやヤマメ等は、ほとんどが人工的に放流されているもので、貴重な地域資源として位置づけ、観光との連携を図りながら、漁場の確保、清流を維持するための環境保全が求められています。

基本方針

関連機関との連携により、河川管理に努め、漁場の確保と放流事業の促進を図るとともに、観光振興への活用を推進します。

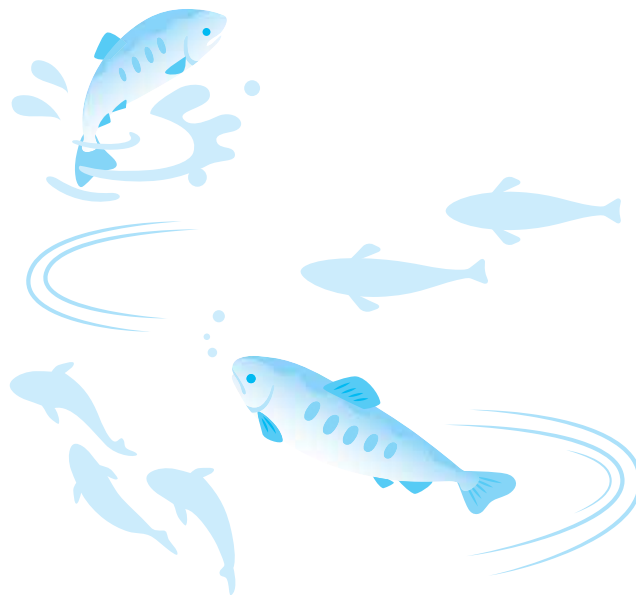
具体的施策

1 清流の維持

集水域の植生の保全、下水道の整備、農薬等の散布の抑制及び適正な使用等により、釣りや、子ども達が川遊びを楽しめる場所をつくるための河川管理を十分に行い、清流の維持を図るとともに、釣客・観光客へのマナーの徹底に努めます。

2 放流の推進

アユ・ヤマメなどの放流事業を支援するとともに、魚影の見える川づくりのため繁殖保護に努めます。



4 工業（産業振興課・地方創生推進課）

現況と課題

本村の工業（製造業）は、令和3年経済センサスの活動調査によると、地場産業関連の製材、酒造などを中心に5社で、従業員数はほぼ横ばいで、製造品出荷額はやや増加傾向にあります。

しかし、従業員の高齢化による次世代の担い手の確保が急務であり、また、令和2年から流行した新型コロナウイルス感染症や、世界情勢の変化による物価・資材高騰は、経営体制に打撃を与えています。

地域就労の場の拡充対策のひとつとして人吉・球磨地域で協議会を設立し、工業・IT問わず、広域のかつ多様な企業誘致活動の充実に努めていますが、交通アクセス、流通コスト等の面から本村への企業進出は非常に厳しく難しい状況です。村外の企業を誘致することで、雇用の創出、経済の活性化に大変有効であることから、農林商工連携及び6次産業化といった他の産業を含めて相対的に地場企業や人材の育成、人吉球磨が一体となった誘致を図ることが重要となります。

基本方針

農業や林業など、村内資源を活用した第一次産業と連携して、既存の工業の振興及び新しい企業づくりを促進し、産業間の波及効果を高めつつ近隣市町村の動向も視野に入れ、本村の条件に合った企業の誘致に努めます。

また、地場企業の経営の強化を図るため、商工会と連携しながら事業の支援、情報の発信、設備・施設の近代化を進め、既存企業の雇用規模の拡大を目指します。

具体的施策

1 地場産業の育成

村内で生産される農産物、林産物を使い、消費者の需要に合った特色のある地域ブランドとなる農産物加工品や木材工芸品の開発、住宅産業部門（産直住宅等）への進出など、第一次産業とあわせた農商工連携による工業の育成・支援に努めます。

2 既存工業の強化

商工会と連携し情報の発信や共有化を進め、規模の不利益を補完しながら経営の近代化、効率化を促進します。また、従業員の高齢化への対応や新たな雇用の場の創出のため、既存企業の育成を図り、雇用の場の拡大を促します。

3 新しい企業づくり

地域資源を活用した新しい企業づくりを進めるとともに、U・J・Iターン（※）者等の技術や経験を活かした創業支援など、創業しやすい風土づくりと新しい雇用の創出を促しながら定住化の促進を図ります。

4 企業誘致の推進

（1）住民の意向をふまえながら、工場適地の調査や確保を進め、近隣市町村の動向も視野に入れ、村の地理的、自然的条件にあった効果的な企業の誘致に努め、雇用の場の拡大を図ります。

（2）情報通信ネットワークを活用したサテライトオフィス等を活用し、IT関連企業等を誘致します。

※U・J・Iターン：都市部から地方へ移住する現象で、地図上の動きをアルファベットになぞらえた表現。「Uターン」は生まれ故郷から都会へ出た人が再び出生地へ戻ること。「Jターン」は一度都会へ移った後に出生地に近い中規模の街などへ戻ること。「Iターン」は出生地とは別の地方へ移り住むこと。



5 商業（産業振興課）

現況と課題

本村には、日用雑貨、衣料、食料品、飲食店などの店舗が集落の各地に散在していますが、そのほとんどが家族中心の小規模経営です。

村内の消費動向は、過疎化、高齢化による消費の減少に加え、自家用車の普及による行動範囲の拡大、消費者ニーズの多様化などにより、郊外の大型商業施設を中心とした近隣市町の商業地に購買力が流出しています。今後は、観光産業との連携、商店の経営の改善を推進し、観光客や合宿客など村外からの購買力の導入を積極的に進めていく必要があります。

基本方針

観光産業と合宿誘致事業との連携を強化し、観光客等、消費者のニーズに合わせた商店の整備を行うとともに地域色ある特産品・商品の開発を進めます。また、商工会を中心として、商店の経営の改善を促進し、あわせて商品券の発行など村内購買力の向上に取組み、住民のふれあい、憩いの場として賑わいのある商業地の形成を図ります。

具体的施策

1 観光商業の推進

村内資源を活用し、第一次産業と連携しながら、地域色ある特産品や土産物の開発・販売、食事の提供を促進します。また、住民はもとより、本村を訪れる観光客が気軽に立ち寄り、楽しんでもらえるような商店・商業地づくりを促進し、観光と一体となった商業の振興を図ります。

2 経営の近代化の促進

経営の合理化・近代化のため店舗や仕入れの共同化を推進するとともに、消費者のニーズに合った商品を揃え、魅力ある商店、活気ある商業地の形成を目指します。また、経営の改善指導機能、商店主や後継者の人材育成などの充実を図るため、商工会との連携をさらに深め、商工会の育成・強化に取り組めます。

3 商業地の空間整備

交流人口・関係人口と交流し、快適な時間や空間を提供できる商業地として商店の整備を促し、駐車場、ポケットパーク、植樹など商業地の空間整備を進めます。



6 観光（産業振興課・地方創生推進課）

現況と課題

本村は、昭和 59 年から「日本一の桜の里づくり」に、平成 9 年からは「卓越のムラづくり」に取り組み、「水上ツーリズム（水の上の学校）」を組織し、地域資源を活かした観光振興に取り組んできました。平成 15 年度には、5 つの主要観光施設を総合的に管理、運営していくための第三セクター「株式会社みずかみ」が設立され、観光客の集客や物産販売等による地域経済への波及効果の一端を担っています。

しかし、持続的な受け入れ態勢を整えるためには、人材確保・育成が必要であるとともに、多様な旅のスタイルへの適応や、観光客の受け入れ態勢は量的・質的にも十分とはいえず、観光・宿泊施設の資質向上や効果的な観光誘客施策が必要です。

住民も楽しみながら「見る、参加・体験する観光」を継続し、年間を通じて観光客が楽しめる村づくりを進めていく必要があります。また、近隣市町村などと連携し広域的に周遊観光客を対象にした観光ルートの開発が課題となっています。

基本方針

今ある地域資源を再認識し、人とのつながりを大切にしながら、ありのままの営みを体験してもらうことを“商い”につなげ、農林商工業との連携、質の高い受け入れ態勢を整えながら、年間を通じた観光客の集客を図ります。

具体的施策

1 地域資源を活用した観光の推進

- (1) 豊富な自然や地域資源を活用した体験型観光「水の上の学校」を継続できる人材確保・育成に加え、年間を通して観光客を受け入れつつ、他の産業と連携しながら経済波及効果を高めます。
- (2) 地域が持つ素材や資源を再認識し、その魅力を高める取り組みや観光メニューの開発を行い、観光地としての資質を高めます。
- (3) 新たな観光開発については、住民の意見をふまえながら、今ある施設を最大限有効活用するなど、持続可能な方向性について意識し、自然環境、農村景観に配慮しながら進めていきます。

2 受け入れ態勢の充実

- (1) 株式会社みずかみ、湯山温泉旅館組合等と連携し、研修などを通じて観光サービス提供者の資質向上を目指し、質の高いおもてなしの提供、宿泊施設の充実等を図ります。
- (2) 観光施設を安全に利用できるよう、利用者の意見を参考にしながら施設の改修、修繕を計画的に進めます。
- (3) 多様な旅のスタイルやユニバーサルデザイン（※）の考えに即した宿泊施設やトイレ、休憩所等の整備・充実を図るとともに、農山村の景観に配慮しつつ、分かりやすい案内板や道路標識の整備を検討し、人に優しい観光地を目指します。

3 広域観光の推進

観光需要の多様化に対応するため、人吉や五木・五家荘、椎葉や西米良など、周辺観光地との連携を深め、人吉球磨観光地域づくり協議会、九州中央山地観光推進協議会等と連携して観光地の周遊ルートを構築することで通過型観光から滞在型観光への転換を

図ります。

4 観光情報の発信

- (1) ポータルサイト、ホームページ、インスタグラム等各種SNSやテレビ、ラジオ等のメディアを有効活用し、水上村全体の観光PR、案内等を行います。
- (2) 人吉球磨観光地域づくり協議会・九州中央山地観光推進協議会等と連携しながら、広域的な観光宣伝を推進します。
- (3) 各地での観光物産展や包括連携協定締結企業等と連携した各種催事へ積極的に参加し、観光・物産のPRに努めます。
- (4) デジタルを活用した、スマートフォンひとつで周遊できる仕組みづくりに努めます。

※ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。



7 産業間連携（産業振興課・地方創生推進課）

現況と課題

これまで、村内の産業は産業ごとに品質向上や商品の開発、販路開拓等に取り組み、同様に行政も支援策を講じてきました。しかし、産業を越えた連携や一体的な取り組みが不足していたことで、水上村の総合的なブランドとしての付加価値が生じにくい状況となっています。

また、豊かな自然を求める観光客や水上スカイヴィレッジの利用者を中心に交流人口は年々拡大していますが、観光客や合宿客を受け入れる旅館業者や飲食業者の食材仕入れの大部分は、村外の業者や市場から仕入れざるを得ない状況となっています。

加えて、お土産として手頃な加工品等の種類も少ないことから、交流人口の増加に伴う経済効果が村内経済に還元されているとは言い難い現状にあります。

基本方針

これらの課題を解決するためには、第1次産業（生産）、第2次産業（加工）及び第3次産業（販売）を総合的かつ一体的に推進し、本村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みが必要となります。

そのために、平成28年度に意欲的な事業者による産業推進組織「水上村産業推進機構」を立ち上げており、本組織によって実証実験的に産業の融合とシステム化を図っていきます。

さらに、その実証成果を第三セクター「株式会社みずかみ」に継承することで、村の総合的なブランディングや地産地消と食を関連付けた誘客の推進や、販路拡大に取り組み、水上スカイヴィレッジを起点とした「スポーツ合宿の郷づくり」や豊かな自然が生み出す経済効果を最大化しつつ、地域の雇用や住民の所得向上へとつなげ、住民が豊かで幸せに暮らせる環境を創出していきます。

具体的施策

1 水上村産業推進機構

- (1) 水上村産業推進機構委員の意見を集約し、実証実験的に水上村総合ブランドによる生産から流通までの仕組みづくり及び交流人口の拡大に伴う地産地消による地域内経済循環の仕組みづくりを目指します。
- (2) 住民提案型による事業を推進し、住民が求める産業のあり方や仕組みづくりを目指します。

2 第1次産業の推進

- (1) 農林産物の質の向上を図るため、各種講習会の実施や統一的基準による実証栽培を行います。
- (2) 新規作物の本格導入を目指し、実証栽培を行います。

3 第2次産業の推進

- (1) 農産物加工所を活用し、特産品（加工品）及び原材料製品の開発を行います。
- (2) ジビエ加工施設を活用した、ジビエの生産及び流通体制の確立を行います。
- (3) 木材を活用した土産品等の開発を行います。

4 第3次産業の推進

- (1) 水上村総合ブランドによる特産品のパッケージやパンフレットの作成を行います。
- (2) オンラインショップやふるさと納税の活用による販路開拓を行います。
- (3) 株式会社みずかみを中心に国内外の商談会や物販イベントへの参加、飲食店等への直接営業を実施することで販路拡大を行います。

5 株式会社みずかみへの支援

- (1) 特産品開発や販路開拓に伴う経費、専門人材の確保に要する経費に対し財政支援を行います。
- (2) 地域おこし協力隊による人的支援を行います。



第5章 ふるさとに親しみ、よりよい未来を拓く人づくり(教育・文化)

第1節 ふるさとに誇りをもつ心豊かな人材の育成

1 学校教育（教育課）

現況と課題

本村の児童生徒数は、少子化の社会的現象を受け、減少の一途をたどっており、今後も減少していくことが見込まれます。

21世紀に入り、国際化、情報化、少子高齢化などが急速に進展し、生涯学習社会の実現が求められている中、これからの学校教育は、自分で課題を見つける力、自ら学び自ら考える力、意欲をもって活動し、よりよく問題を解決できる力を育成することが重要となります。加えて新しい時代に求められる資質・能力をはぐくむ学習指導要領の実施、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実が求められています。

また、正義感や道徳を重んじる心、人を思いやる心、人の命や人権を尊重する心、ふるさとや伝統・文化を愛する心など豊かな心の育成はもとより、たくましく生きるための健康や体力を培うことも大切です。

その一方で、いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラー（※）、貧困など子どもの抱える困難は多様化、複雑化しています。さらに、特別な支援を必要とする子どもは増加傾向にあり、インクルーシブ教育（※）のさらなる充実も進める必要があります。

※ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。

※インクルーシブ教育：障がいや病気の有無、国籍、性別、宗教、経済状況といった様々な違いや課題を超えて、すべての子どもが同じ環境で共に学びあう教育のこと。

基本方針

社会情勢の変化に対応できる心身とともにたくましい児童生徒を育成するため、学校がこのような時代の変化や様々な教育に関する課題を的確に把握し、自らの判断と責任で、学校と地域の特性を生かした教育を展開できるように、学校・教育委員会の取り組むべき基本的な方向性を示していきます。

さらに、推進するにあたっては、学校や教育委員会が主体的に、かつ、積極的に教育を展開できるように、教育行政の組織や学校運営の構築を図るとともに、学校、家庭、地域社会の果たすべき役割を明確にして、連携を図りつつ推進していきます。

また、首長部局、他の市町村教育委員会などの関係機関とも緊密な連携を持ち、積極的に教育改革を進めていきます。

具体的施策

1 教育改革推進の体制づくり

- (1) 時代の進展に対応するため、教育委員会の役割を明確にし、関係機関と連携を取りながら、学校や地域の実態に応じた教育行政を進めます。
- (2) 総合教育会議などにより、首長部局、その他関係機関と連携できる施策については、協働体制を強化します。
- (3) 毎年度の「点検及び評価」で事業を見直し、国や県の教育改革の進展を踏まえた新たな取り組みに努めます。
- (4) 他市町村教育委員会と連携し、学校や地域のニーズに応じた教育行政に努めます。
- (5) 学校や地域の実態に応じ、校長のリーダーシップのもと、学校が創意工夫した特

色ある学校づくり、また保護者や地域の声を広く取り入れながら、開かれた学校づくりを目指します。

2 豊かな心の育成

- (1) 自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進します。すべての教育活動を通して、正義感や公正さ、思いやりの心、感動する心などの豊かな人間性を育成するとともに「熊本の心」を大切にする心身ともに健やかな児童生徒を育てます。
- (2) 道徳教育や特別活動（清掃や学校給食を含む）、体験活動、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実、生徒指導など学校教育活動全体を通じて子どもたちのウェルビーイング（※）の向上を図ります。
- (3) 文化的な活動を通して、豊かな創造性や情操のかん養に資するとともに、自主性や社会性を育み、生涯を通じて文化に親しむ態度を育てます。
- (4) 学校図書館整備では、蔵書数の維持を図り、全児童生徒が読書習慣を身につけるよう、多様な読書活動の推進を図ります。読み聞かせや日々の読書活動など読書に親しむ活動を推進し、児童生徒1人当たりの読書冊数の増加に努め豊かな心の育成を図ります。
- (5) 支援学校や保育所の園児・児童生徒との交流を積極的に推進し、豊かな人間性や社会性を育むとともに、共生の教育に対する理解・啓発を図ります。

※ウェルビーイング：心身ともに健康で、社会的・経済的に満たされた状態を指す概念。

3 確かな学力の育成

- (1) 子どもたちが「学ぶ意味」を問いながら、「能動的に学び続ける力」を身に付けることを目指します。そのために、子どもたちが主体的に学習し、分かる喜びを実感できるように「誰一人取り残さない学びの保障」と「教員一人ひとりの『子どもを学びの主体』とする授業力の向上」に向けて取り組みます。
- (2) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実するため、授業力の向上をさらに進めるとともに、一人一台端末等を円滑に活用した学習指導を充実させます。
- (3) 義務教育学校の利点を生かし、教科担当制を前期課程にも取り入れながら、より専門的な指導の充実に取り組むとともに、9年間を通した切れ目のない学習指導体制を確立します。
- (4) 「令和の日本型学校教育」答申において指摘されている「正解（知識）の暗記」、「正解主義」への偏りから脱却し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けて「主体性・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を進めます。

4 健やかな体の育成

- (1) 社会全体で、子どもたちの生活リズムを整えることの重要性を共有するため、子どもが情報機器に接する機会の拡大による生活時間の変化等の状況等も踏まえつつ、学校における指導や「早寝・早起き・朝ごはん」運動の継続的な推進等を通じ、子どもの基本的な生活習慣の確立につながる活動に取り組みます。
- (2) 運動遊びや、体力、技能の程度、性別や障がいの有無等にかかわらず、共に学ぶ体育活動やスポーツによる交流活動を通じて、運動好きな子どもや日常から運動に親しむ子どもを増やし、生涯にわたって、運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力の育成を図ります。
- (3) 子どもたちが、生涯を通じて、心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成することを目指し、また、肥満・痩身、アレルギー疾患、メンタルヘルスの問題な

どの健康課題に対応するため、がんや薬物乱用防止、心の健康、食に関する指導など、学習指導要領に基づき、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実します。

- (4) 学校給食を「生きた教材」として活用し、望ましい食習慣を形成するため、食に関する知識や選択する力を習得させ自然の恩恵や食に関わる人々への感謝の念や理解を深め、自ら学び、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進します。
- (5) 身の回りの生活における危険から、身を守るために、各々の要因の理解、予測する力の育成、状況に応じた適切な対策をとるなどの実践力の育成に努めます。また、自然災害・人的災害などへの備えや、災害発生時及び発生後に周囲の状況に応じて安全に行動することなど、防災教育を通してかけがえのない命を守る態度や実践力の育成に努めます。
- (6) 安全な学習環境、生活環境を確保するため、定期的かつ日常的に施設・設備の点検を行います。また、保護者・地域・警察・関係各課などの関係機関との連携を密にし、児童生徒の安全と命を守るネットワークの構築に努め、地域における不審者情報を共有します。
- (7) 子どもたちが、スポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、本村の実情に応じながら、運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動等、社会体育への移行に向けた環境の一体的な整備を進めます。また、近隣地域と協力することで、子どものニーズに応じた多種多様なスポーツを安全・安心に実施できる環境づくりに努めます。

5 地域とともにある学校づくりの推進と家庭の教育力の向上

- (1) 学校と地域をつなぐ人材として、地域学校協働活動推進員を配置し、子どもたちを地域全体で育む地域とともにある学校づくりを推進するとともに、地域や子どもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進します。
- (2) 地域住民の信頼にこたえ、家庭や地域社会と連携協力して教育活動を展開できる学校づくりを推進します。学校運営協議会を設置することにより、地域住民が学校経営に参画し、地域からの情報収集に努め、学校と地域が双方の情報を共有しながら、学校を核とした地域づくりを目指します。
- (3) 関係機関と連携して、「くまもと家庭教育 10 か条」や「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発に取り組むとともに、「親の学びプログラム」等を活用して、保護者の悩みや不安を軽減し、家庭の教育力が高められるよう、保護者に対する家庭教育や、子育てに関する学習機会の充実・支援を進めます。

6 就学前教育の充実

- (1) 就学前教育は、生活習慣や自立心などを育み、その後の「生きる力」の基礎を培う上で重要な役割を担っていることを踏まえ、家庭を基盤とし、地域社会が連携をとりながら、子どもの主体性を大切に、一人ひとりの可能性を育成する就学前教育の充実を図ります。
- (2) 「地域の子どもは地域で育てる」という視点に立ち、保育所等と学園が連携し、情報の共有化を図るとともに、保育と教育の調和のうえに立った指導体制が確立されるよう、関係者の啓発に努めます。
- (3) 就学前教育から学園前期課程への移行や接続が円滑に行われるよう、「幼児期の終わりから入学への『円滑な接続』に向けたくまもとスタンダード」を活用し、保育所等と学園との連携・相互理解を推進します。

7 特別支援教育

- (1) 障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に学ぶことを追求するインクルーシブ教育システムを構築するため、特別支援教育の充実を図ります。
- (2) 困り感のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援しながら、一人ひとりの持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、特別支援教育を推進します。
- (3) 特別支援教育を通して、可能性を最大限伸ばし、個性を発揮しながら、社会の一員として積極的に自立し、参加できるよう、個々の状態に応じ、様々な人が活躍できるインクルーシブ教育の推進を図ります。
- (4) 困り感のある子どもが自立し社会参加するために、個々に応じた教育環境を整備します。保護者や学校、地域住民が、特別支援教育の理念や推進のための体制整備について理解を深めるため、研修会や講習会の開催に努めます。
- (5) 就学前から卒業後にわたる、切れ目のない支援の更なる充実のため、「段階的支援体制」に基づき、教育、福祉、医療、労働等の関係機関との積極的な連携を図ります。
- (6) 人吉球磨地域特別支援連携協議会との連携を深め、巡回相談等の積極的な活用を図ります。

8 グローバル人材の育成

- (1) 広い視野を持ち、諸外国文化を理解するとともに、これを尊重する態度や異なる文化を持つ人々と交流できる資質や能力の育成を図ります。
- (2) 自分の考えや意志を表現できる基礎的な力を育成する観点から、外国語能力の基礎や表現力等を高めます。
- (3) 外国語指導助手（ALT）配置による学校指導体制の充実を図るとともに、ICTの一層の利用を促進し英語教育の指導の充実を図ります。

9 社会の変化に対応した教育の推進

- (1) 情報活用能力（情報モラルを含む）育成のために、端末の利活用の日常化を促進するとともに、情報技術を活用した問題の発見・解決の方法や、情報技術に関する制度・マナー、個人が果たす役割や責任、情報の真偽を吟味する力等を身に付けることができるよう努めます。
- (2) 平和で民主的な国家・社会の形成に主体的に参画する主権者として、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として、主体的に担うことができる力を、発達の段階等に応じて身に付けさせるよう指導の充実を図ります。
- (3) 学校段階において、ESD（※）の目的である「持続可能な社会の創り手」を育成するため、教科等横断的に環境教育を進めます。また、環境保全についての理解を深めるとともに、持続可能な社会づくりへの意欲等を高めるため、自然体験活動や農山漁村体験などの体験活動の推進を図ります。
- (4) 国民一人ひとりが、自立した消費者として、健全な消費生活を送ることができるようになるために、学校教育段階において、学習指導要領に基づき、消費者教育を推進します。
- (5) 児童生徒の発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参画することの重要性、各人の生き方・能力・適性を考え、性別にとらわれず、主体的に進路を選択することの重要性について指導を推進します。固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払拭し、男女共同参画を推進する意識を醸成します。

※ ESD：持続化の可能な社会の実現を目指して行われる教育

2 社会教育（教育課・地方創生推進課）

現況と課題

人生 100 年時代を見据え、すべての人のウェルビーイングの実現のためにも、人生の各場面で生じる個人や社会の課題の解決につながる学習機会が保障され、学ぶことで、充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境を整備する必要があります。

家庭や地域の教育力の向上については、本村でも放課後の子どもたちが安全で安心して過ごせるように「わんぱくキッズ塾」を開設したり、奉仕・体験活動「ふるさと塾」で地域のことを学んだり、くまもと「親の学びプログラム」等を活用した保護者への啓発活動を進めてきました。

また、地域の教育力として重要な役割を担うPTAや子ども会、女性の会などの社会教育関係団体は、これまで自主的な奉仕活動や学習活動などを通して、地域づくりや青少年の健全育成に大きく貢献してきましたが、少子高齢化や社会全体の変化に伴い、構成員数の減少などの課題が生じています。

生涯学習については、生涯を通していつでも、どこでも、誰でも自由に学習を選択し、学ぶことができる生涯学習社会の確立を目指し、住民のニーズに対応しながら、25 の活動を「水上元気クラブ」として開講してきました。このように、これまで学習機会の充実を図ってきたものの、学習成果を生かす取り組みについては、地域での活動やボランティア活動の場の確保、活動したい側の希望と、受け入れる側の要請を調整する仕組みの構築など課題も多く、進んでいない状況にあります。

生涯スポーツについては、近年、人間関係の希薄化等による精神的ストレスの増大や、生活の利便性の向上による体力の低下など、心身両面での健康上の問題が顕在化してきています。このため、高齢者はもとより、住民全体が生涯にわたり健康的で明るく、活力ある生活を営むことは、個人の幸せにとどまらず、社会全体の活力の維持のためにも重要となります。

さらに、全国や世界の檜舞台で活躍する選手の姿は、人々に勇気と感動、そして、子どもたちに夢と希望を与え、郷土愛を育むなど、活力にあふれた地域づくりに大きく貢献するものです。

このように、スポーツは様々な意義や価値を有し、今日、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっており、生涯スポーツの推進は、これまでも増して本村の重要な責務となっています。

基本方針

家庭の教育力の向上については、豊かな感性、思いやりの心、強い意志や意欲、協調性と自立心を持った子どもたちを育成するため、まずは保護者が、子どもの教育や子育てについて、自らの責任と役割を再認識できるような取り組みや情報の発信を推進します。

地域住民には、「地域の子どもは地域で育てる」という思いで、子どもたちの教育に関心を持ってもらうとともに、家庭や学校及び地域社会が連携し、それぞれが効果的に役割を分担しながら、子どもの教育に参画することで、子どもたちがふるさとを愛する心や豊かな人間性などを育むことのできる環境整備に努めます。

生涯学習については、一人ひとりの学ぶ意欲を支えるとともに、その成果を生かす環境の整備も重要です。個人の要望や社会の要請とのバランスに留意しながら、だれもが、いつでも、どこでも学習できるような機会の提供に努めます。また、各個人の学習の成果が様々な場面において、実際に活用され、学習の意義を実感できるような環境を整備すると

ともに、学習成果を社会全体の教育力の向上に生かすなど「知の循環型社会」の構築を推進します。

生涯スポーツについては、する・観る・支えるスポーツを通して、すべての住民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う住民の姿を目指します。

具体的施策

1 家庭教育への支援の充実

- (1) さまざまな家庭の実態に配慮しながら、保護者が子育てについて学習する機会を提供するなど、家庭の教育力向上のための啓発や学習機会の提供に取り組みます。
- (2) 放課後に、子どもたちが安全に過ごすことのできる場である「わんぱくキッズ塾」の提供や、体験活動の実施に努めます。
- (3) 学園や保育所、保健福祉課等の関係機関と連携しながら、家庭教育や子育てに対する相談体制の充実を図ります。また、親同士の情報交換の場や経験者のアドバイスを受ける機会の増加に努めます。

2 地域の教育力の向上

- (1) 住民が参画した子どもの体験活動や交流活動などの、学ぶ機会を充実させ、地域社会全体で子どもを育てる機運を高めることにより、より多くの人々が地域の子どもを育てる取り組みに関わることができるよう努めます。
- (2) 奉仕体験活動「ふるさと塾」などの事業を、地域の人々の協力を得ながら実施し、ふるさとに親しみ、心豊かでたくましい子どもの育成を図ります。
- (3) 水上村人づくり推進委員会及び水上学園人づくり推進委員会を中心にこれまで取り組んできた、青少年育成活動をさらに充実させ、青少年がボランティア活動や環境美化活動等の社会参画活動に積極的に参加できるような取り組みを推進します。また、地域学校共働本部事業では、地域と学校が連携し、地域全体で子どもたちの成長と学びを支え、地域の将来を担う人材育成と、自立した地域社会の基盤の活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を目指した活動を推進します。
- (4) P T Aや子ども会、女性の会、若者サークル桜友会などの社会教育関係団体が、主体的に活動できるよう、それぞれの求めに応じた情報提供や助言を行います。

3 個人の要望や社会の要請に応える生涯学習の推進

- (1) 個人や社会全体の新たな要請に積極的に応え、より質の高い学習の推進に努めるとともに、学習プログラムの開発や工夫、各種講座の充実を図ります。
- (2) 各種講座の指導者が連携して取り組むことができる講座の開設を図ります。また、受講者の中から新たな指導者となる人材の育成に努めます。

4 学習成果の活用機会の充実

- (1) 村内のさまざまな施設や事業において、学習成果を発表できる場の確保に努めます。
- (2) スポーツや文化活動、野外体験活動、ボランティア活動など、さまざまな活動について、グループ間の情報交換を進め、お互いが持つ知識の共有を図ります。
- (3) 学校外の体験活動、子どもの悩み相談、情報教育、環境教育などについて、住民の学習成果を生かすためのプログラムの開発、提供に努めます。

- (4) 青少年の豊かな成長を支えるため、多様な体験活動の機会を充実させ、思いやりの心や社会性、自ら考え行動できる力などを養う学習活動を促進し、ボランティア活動などの社会参画活動に生かす取り組みを推進します。

5 読書活動の推進

様々な年齢層に応じた蔵書の選書・提供・保存に努め、身近なところで本と親しむことができる環境づくりに取り組みます。また、村の広報等を活用し、新刊の紹介や読書活動推進事業の更なる啓発を行います。

6 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- (1) それぞれの年齢、技能、興味、目的などライフステージに応じて、運動に親しみ、運動習慣が定着するよう努めます。
- (2) 生涯にわたり、スポーツに親しむ契機となる幼児体育・学校体育・スポーツ活動の充実により、運動やスポーツに積極的に取り組む子どもの育成を図ります。
また、児童生徒の発達段階に配慮し、学校や地域の特色を生かした学校体育の充実に努めます。
- (3) 高齢者が、本来の運動欲求や体力の保持推進、身体機能の回復等、それぞれの目的に応じて、生涯にわたって運動やスポーツを通して活力や生きがいを見だし、社会活動に積極的に参画していくことは、高齢者自身、さらには地域社会にとって大きな意義を有しています。今後、保健福祉課と連携を取りながら、高齢者スポーツの推進の支援に努めます。

7 スポーツを通じた活力があり、絆の強い社会の実現

- (1) 住民が生涯にわたって、豊かなスポーツライフを送るためには、身近で利用しやすいスポーツ環境の整備が不可欠です。本村では、地域のスポーツ活動やコミュニティづくりの拠点として「いつでも・どこでも・だれとでも・いつまでも」という理念のもと、日常的なスポーツ活動の場を提供する総合型クラブ「水上元気クラブ」の活動の支援・育成に努めます。
- (2) スポーツ推進委員は、これまで50年以上にわたり、地域におけるスポーツ振興の牽引者として活動してきましたが、当初の職務として比較すると、より幅の広いスポーツ活動や地域振興をコーディネートするなど、質が求められる時代へと変化してきました。今後、スポーツ推進委員自らが、モチベーションを高めながら研修会等に参加し、より幅を広げたスポーツ活動やスポーツ推進のための事業の実施に係わる調整役として、住民の期待に応えうるスポーツ推進委員の育成に努めます。

スポーツ推進委員をはじめ、水上元気クラブ等の指導者など地域におけるスポーツ指導者には、スポーツそのものの楽しさやスポーツマンシップ等を伝えることや競技力向上のための指導技術など、指導者の資質の向上が求められています。また、スポーツイベントの開催や各種大会の運営にはボランティアの存在は不可欠であり、指導者も含め、スポーツを支える人材の育成に努めます。

8 スポーツを通じた地域の活性化

- (1) 域外から参加者を呼び込む地域スポーツ大会、イベントの開催をはじめ、国内外の大規模なスポーツ大会の開催、実業団や大学などのスポーツ合宿・キャンプの誘致など、スポーツツーリズムを推進します。

- (2) 魅力あるスポーツイベントを開催することにより、住民のスポーツへの参加・意欲を高め、スポーツ人口の拡大を図ります。また、大規模なスポーツイベントを開催することで、住民のスポーツの魅力に触れる機会の充実に努めます。
- (3) 大規模スポーツイベントの開催は、住民のスポーツへの関心を高め、スポーツの魅力を上げるとともに、競技力の向上や地域の活性化にも寄与するものです。奥球磨駅伝競走大会が開催されるようになり、トップアスリートのスピード感あふれる走りは、多くの住民を魅了しています。このように、競技レベルの高いスポーツを目の当たりにすることは、人々に感動を与え、住民自らのスポーツに取り組む意欲を高めるなどの効果が期待できることから、スポーツの普及を図るうえからも有意義であると考えます。また、大会開催は、住民のスポーツに関する意識を高め、「するスポーツ」だけでなく、トップレベルの競技大会やプロスポーツの観戦など「観るスポーツ」、そして、指導者やスポーツボランティアなど「支えるスポーツ」といった形でスポーツに参加する機会を提供することができます。また、参加選手や観戦者などが、県内外から多くの集客を図ることができ、地域経済にも大きく貢献することから、本村では大規模スポーツイベントの開催や誘致に取り組めます。
- (4) 本村で開催されるスポーツイベントは、愛好者の日常的なスポーツ・レクリエーション活動の成果を発表する場や、日頃スポーツに親しむことのない人がスポーツを始めるきっかけとなる場、イベントの参加者同士や地域住民との交流の場などの機能を有しています。そのため、さらに多くの住民が参加できるよう、スポーツイベントの実施方法や効果的な広報活動などについて検討するとともに、その内容等の充実に努めます。
- (5) スポーツ施設の整備・充実と住民のスポーツ活動を支える支援体制の整備は、本村のスポーツを推進するための基盤として極めて重要です。奥球磨駅伝競走大会の開催でトップアスリートを間近で観戦できる機会は、住民に夢と感動を与えるという大きな効果が期待できます。

また、平成28年度に整備し、平成29年度にオープンした、九州中央山地国定公園「水上スカイヴィレッジ」は、1周2kmのクロスカントリーコースに加え、300mの全天候型トラック、クラブハウス、アイシングプールなどを備えたトレーニング施設です。標高約1,000mの準高地にあり、心肺機能を高め、夏は涼しく、年間約1万人の利用があります。九州の高校の利用はもとより、関東の大学や実業団の合宿及び練習等で広く活用されており、更なる利用促進に努めます。

また、今後、附属施設として、全天候型400mトラックの整備を進め、旧湯山小学校の廃校活用とともに、陸上だけでなく、ラグビーやサッカー等の合宿利用の誘致に努めていきます。

3 地域文化の振興と継承（教育課）

現況と課題

文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするうえで大きな力となるものであり、その果たす役割は極めて重要です。このため、文化の一層の振興を図り、大切に地域づくりが必要です。

また、創造活動や交流活動など地域の伝統や風土を活かしながら、新しい文化を創造していく環境整備の促進も急務です。

これまで、白水神楽の保存伝習施設の改修や各無形民族文化財保存団体への備品整備補助など計画的に保存修理に努めてきました。

平成 27 年度には本村においても様々な寺社建築物等が「相良 700 年が生んだ保守と進取の文化」として日本遺産に認定されています。しかしながら人口減少、高齢化により継承人材の育成や確保が課題となっています。

地域において保存伝承されてきた地域文化・伝統文化・文化財等は長い歴史と風土に培われた貴重な財産であり、地域固有の文化を後世に伝えるべく後継者の育成に取り組む必要があります。

基本方針

伝統文化は社会生活と密接に結びついているものであり、生活の中で、一体的な保存及び活用を図っていく必要があります。そこで、地域との連携による生活文化、生産文化、伝統文化などの伝承活動の促進や、芸術体験を通して、心豊かな子どもたちの育成を図るとともに、新たな文化創造の担い手の育成に努めます。

具体的施策

1 一体的・総合的な保存及び活用の推進

- (1) 地域に点在し、個々に保存及び伝承されてきた文化財や伝統芸能の保存会等が、密接に連携し交流を図り協力し合いながら、文化財・史跡の保護や伝統芸能の保存・伝承に取り組むことができるよう環境整備に努めます。
- (2) 太鼓踊りや神楽等の伝統芸能や有形文化財・史跡に対する住民の保護意識の高揚を図るとともに、伝統文化と観光資源との連携による総合的な活用を促進します。
- (3) 地域住民が一体となって参加し、伝統文化・地域文化を知り、活用を図っていくため伝統文化、地域文化に関する記録やデータなどの資料の編纂に取り組みます。

2 伝統文化、地域文化を支える人材育成と確保の促進

- (1) 伝統文化を継承していくには、後継者の育成や伝統的な技能の習得などが重要であり、保存会等が行う地域における伝統文化活動を支援します。
- (2) 地域に根ざした伝統文化、地域文化の活動に意欲のある人材を育成するため、学校教育の場での継承活動の支援など、人材育成のための環境づくりを促進します。
- (3) 伝統文化の伝承者の励みとなる発表会の開催や、技術修練の場となる公共施設等の提供など、伝統文化伝承のための支援活動に取り組みます。

3 文化財等の調査研究の推進

- (1) 文化財等の保存や継承活動を進めていくうえで、不可欠となる調査や映像などによる記録保全活動を推進します。
- (2) 地域の歴史・文化に関する資料等の収集整理や調査研究など、総合的な推進体制の整備を図ります。

4 文化活動の促進と公共施設の活用

- (1) 文化活動の視野を広げ、また活動内容の充実を図るため、関係団体との連携を密にして、指導者の派遣など、文化活動に対する支援活動を促進します。
- (2) 生の音楽や舞台芸術などに接し、豊かな創造性や情操のかん養を育むことを目的として、児童・生徒等を対象に行っている芸術体験事業の継続に努めます。
- (3) 学校施設は地域の人々が最も親しみ、愛着を持つ地域コミュニティの場であることから、文化活動への開放を進めていくとともに、岩野公民館などの社会教育施設等と連携し、文化活動の拠点としての活用を図っていきます。

指定文化財等一覧表

種類 区分	有形文化財							無形文化財	民族文化財		記念物			伝統的建群	計
	建造物	彫刻	工芸品	絵画	書跡	考古	その他		有形	無形	史跡	名勝	天然記念物		
国	1									1			1		3
県													1		1
村	4	7	1							4	1		5		22
計	5	7	1							5	1		7		26



4 男女共同参画（保健福祉課）

現況と課題

地域活動や社会活動に参加する女性や職業をもつ女性は、これからも増加することが予想されます。

家事や育児・介護などは、依然として女性が主として担わなければならない現状や、職場での雇用、賃金での格差等、女性が能力を十分に発揮するためには、様々な障がいがあります。

女性や男性も、互いに、年齢、性別に関わりなく、その人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を発揮することができる社会の実現を目指すことが課題となります。

基本方針

年齢、性別に関わりなく、一人ひとりの個性を尊重しあい、能力と個性を発揮し、積極的に参画できる社会環境の充実、整備を推進します。

具体的施策

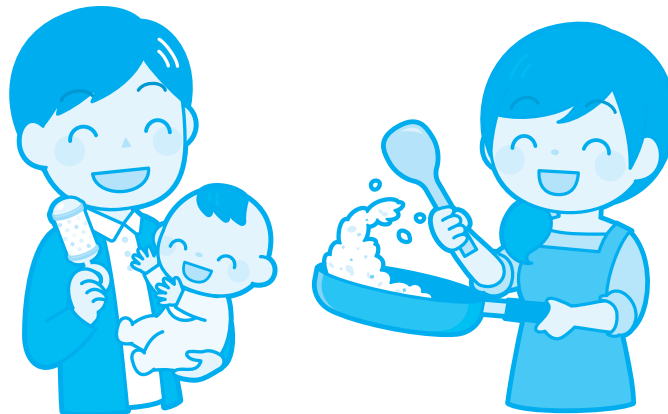
1 共同参画に向けた意識の啓発

- (1) 家庭、地域、職場における、性別による固定的な役割分担の見直しを促すための広報、啓発活動を行います。
- (2) 年齢、性別にかかわらず、一人ひとりの個性を尊重しあい、能力と個性が発揮できるよう学校、社会教育の場で啓発活動を行います。

2 共同参画を可能にする条件の整備

- (1) 年齢、性別に関わりのない雇用機会と待遇の改善など、雇用側への啓発を進めます。
- (2) 育児や高齢者の介護への支援体制の充実を図ります。
- (3) 地域社会における活動や市の政策決定の場への女性の参画を促進します。
- (4) 生涯学習や能力開発など、学習機会の拡大と内容の充実に努めます。
- (5) 配偶者からの暴力やセクシャルハラスメント（※）等の防止に向けての啓発、人権への配慮に努めます。

※セクシャルハラスメント：職場・学校などで（法的な取決めがあるのは職場のみ）、
「相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為」を指す。



5 人権教育（教育課）

現況と課題

一人ひとりの人間がかけがえのない存在であり、人間として尊重されるとともに、人が人として生きていくうえで、必要不可欠な権利として、人は幸福を追求する権利を持っています。しかしながら、人権問題の現状に目を向けると、部落差別問題をはじめ、女性差別、子どもに対するいじめや虐待、高齢者や障がい者、外国人などに対する偏見や差別、多様性に関すること、昨今ではインターネット上での人格侵害など、人権に関する様々な問題が存在しています。

中でも部落差別問題は、近代社会の原理として何人にも保証されている権利と自由を完全に保障されていないという、最も深刻にして重大な社会問題となっています。

本村においては、「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす熊本県人権教育研究大会」や「熊本県人権子ども集会」などに積極的に参加し、人権意識の高揚に努めてきました。

「人権の世紀」といわれる 21 世紀を迎え、行政、学校、民間団体及び住民一人ひとりが、人権を尊重するという共通の考え方に立って、お互いに協力しながら、さらに人権意識を高めるための取り組みを進める必要があります。

基本方針

人権は、人が生まれながらにして持っている基本的な権利であり、最も尊重されるべきものです。本村では「熊本県人権教育・啓発基本計画」を踏まえ、住民一人ひとりが、自らの尊厳に気づくとともに、多様性を容認する共生の心を育み、物事を人権の視点で捉え、自分のこととして考え、行動できる態度を身に付けるための人権教育を総合的かつ計画的に推進します。就学前教育においては、豊かな情操と思いやり、生命を大切にする心、人権を大切にする心を育てるよう努めます。学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、人権尊重の精神を高めていくよう努めます。そのため、教職員が、人権の意義や内容、重要性を理解するとともに、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題を自らの課題として捉え、すべての教育活動を通じて人権教育に取り組みます。

社会教育においては、「人権尊重のむらづくり」を目指し、住民一人ひとりが、人権について自発的に学習できるよう、社会教育施設を中心とした人権に関する学習環境の整備を図ります。

具体的施策

1 学校教育

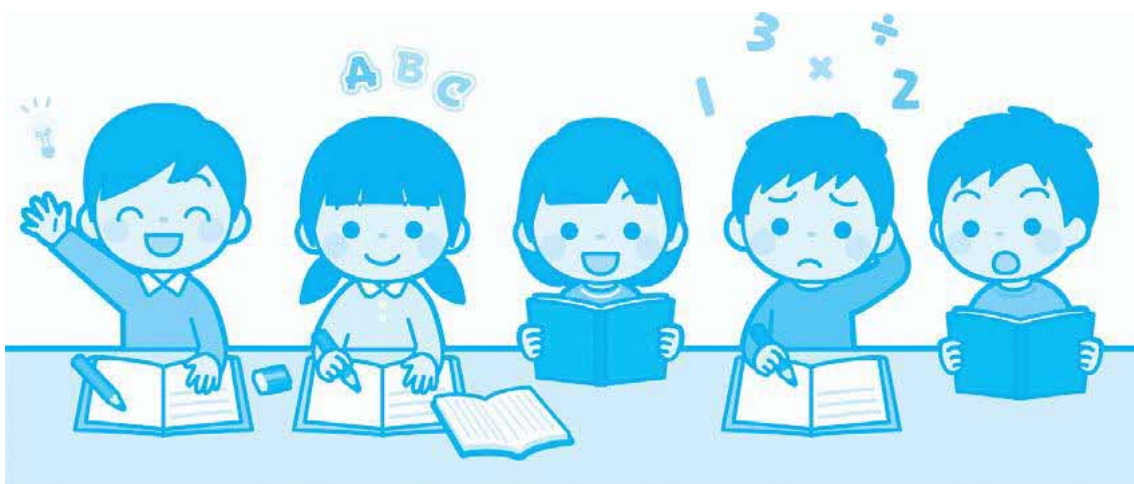
- (1) 学園は、校長を中心とした指導・協力体制の確立を図り、「水上学園いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止及び早期発見・解消に取り組み、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりや、相手の気持ちを考える態度などを育み、楽しいと感じる学校づくりを進めます。
- (2) いじめ、不登校、性や薬物などの問題行動の早期発見に努めるとともに、保護者、地域社会、関係機関との連携を深め、問題解決に向けて迅速に取り組みます。
- (3) 教育の中立性の確保に留意するとともに、これまでの同和教育の成果を踏まえ、PTA はもとより地域社会とも連携し、人権教育の促進を図ります。また、すべての教育活動を通して、人権尊重に対する豊かな感性、主体的な意識、実践力を身に付けた児童生徒の育成に努めます。
- (4) ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ、高齢者・障がい者等との交流活動を通して、お互いに尊重し合うとともに、豊かな感性や社会性、

人間性を持った児童生徒の育成に努めます。

- (5) 学園が地域に開かれた人権教育・啓発の拠点として、その役割が十分に発揮されるよう学園と家庭・地域との間で、人権問題に関わる様々な情報を共有しながら、相互に緊密な連携を図ります。
- (6) 熊本県人権教育・啓発基本計画に重要課題と位置付けられている次の13項目及びその他の人権課題について、様々な機会を活用して啓発するとともに、関係各課とも連携しながら、身近な人権課題の解決に努めます。
 - ①女性の権利 ②子どもの権利 ③高齢者の権利 ④障がい者の権利 ⑤部落差別(同和問題) ⑥外国人の権利 ⑦水俣病をめぐる権利 ⑧ハンセン病回復者及びその家族の権利 ⑨感染症・難病等をめぐる権利 ⑩犯罪被害者等の権利 ⑪拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害 ⑫災害と人権 ⑬インターネットによる人権侵害その他(ハラスメント、性的指向・性自認に関する権利、アイヌの人々の権利、ホームレスの権利、刑を終えて出所した人等の権利、新たな人権課題等)

2 社会教育

- (1) 人権感覚を養うことのできる家庭教育に関する学習機会の確保や情報の提供、相談体制の整備など、家庭教育の支援に努めます。
- (2) 人権に関する多様な学習機会の充実を図るため、岩野公民館等の社会教育施設を活用して、地域の実情に応じた講座などに取り組みます。
- (3) 学園との連携を図りながら、青少年の豊かな人間性を育むため、ボランティア活動などの体験活動を通して、お互いの権利を尊重する地域づくりに努めます。
- (4) 人権教育を推進する指導者の養成や資質の向上を図るため、水上村人権教育推進協議会の組織の強化など、社会教育における指導体制の整備を充実させます。
- (5) 人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修会・研究大会等への積極的な参加を支援します。



第6章 高度情報化社会に応じた環境整備(道路・情報網の整備)

第1節 道路交通体系の整備（建設課・総務課）

現況と課題

東九州自動車道や南九州西回り自動車道など九州内の高規格道路の整備が進んでいる中、地方道路は住民生活や経済、社会を支える最も基礎的な施設です。高齢化・少子化が進行する中、安全で安心できる国土の実現を図るために、道路整備は地方創生の観点からもより一層重要、かつ、緊急の課題となっています。

また、気象の変化により、今後起こり得る大規模自然災害に対して、災害時に重要なインフラ整備、老朽化対策など、防災・減災に向けた「国土強靱化」を推進する必要があります。

永年、未改良となっていた国道388号湯山峠工区については、平成29年から本格的に改良工事が着手され、令和6年度に完了したことにより、クロスカンントリーコース「水上スカイヴィレッジ」へのアクセス道路としての利用や、生活圏が当地域にある、宮崎県椎葉村の救急医療や日常生活における利便性向上が図られました。

また、県道上椎葉湯前線、県道五木湯前線の道路改良については、年次計画により改良工事が行われていますが、未改良区間も多く、なかなか進んでいない現状です。これらの幹線道路は、地域住民の生活・連絡道路であるとともに、来訪者にとっても大変重要な路線です。しかし、市房ダムが水源地域対策特別措置法制定以前に建設されたダムであるため、その法適用の対象になっておらず、ダム周辺の生活環境基盤は十分とはいえません。特に県道は幅員も狭く安心・安全な住民生活を確保するうえで早急な整備が必要であり、今後とも引き続き、国、県に対して整備改良促進について強く要望していきます。

村道については、主要な道路はほぼ整備済みではありますが、今後は、集落内の連絡道路で緊急車両等の進入に支障がある道路の整備を図りながら、経年劣化により老朽化している橋梁を含む既設道路構造物の整備・補修を年次計画で進める必要があります。

交流を中心に、地域づくりを考える本村においては、来訪者にとっても、住民にとっても円滑で安全な道路網の整備に努めます。

林道については、昭和54年度に着工した森林基幹道梅木鶴線が平成31年3月に完成。また、平成24年度からは森林基幹道湯山峠小崎線が事業に着手しております。林道は、村の基幹産業である林業の振興にとって重要な役割を果たしており、近年は、自然環境保全の観点から、林道整備に数多くの課題が寄せられています。自然環境と人社会との調和を取りながら自然林、人工林等の環境を保全していくためには、林道の整備は重要であり、今後も、県営事業、国庫補助事業等を活用し、林業の振興、森林の保全のために整備に努めます。現在管理している林道については、路面・路側、橋梁等の整備・補修、法面の改良、安全対策、除草等の維持管理を計画的に実施していく必要があります。

また、人吉から湯前町まで運行する「くま川鉄道」は、住民生活、特に学生の通学にとって重要な足となっています。これとあわせて、路線バス・タクシー等は、村内高齢者にとって欠くことの出来ない生活通行手段であるため、この二つの通行手段を、今後とも維持して行くことが最重要となっています。

基本方針

国道、県道の広域幹線道路の改良促進、集落間の通行と産業の振興を図るために、村内生活道路、産業関連道路の整備を計画的に進めるとともに、自然環境に配慮した道路整備

を図ります。また、住民の生活行動の広域化に対応した交通手段を確保するために、路線バス、くま川鉄道等の運行の維持強化に努めていきます。

具体的施策

1 生活道路網の整備

- (1) 村社会を形成する集落内の交流や地域間交流を維持促進するために、集落間を結ぶ生活道路の整備を推進します。
- (2) 林業振興と自然環境保全のための林道の整備を図ります。

2 幹線道路の整備

- (1) 国道 388 号、県道五木湯前線、県道上椎葉湯前線の改良を促進します。
- (2) 幹線道路となる国道・県道の適切な維持管理を要望し、安心・安全な道路整備を促進します。

3 道路環境の向上

- (1) 老朽化した橋梁や舗装などの定期点検・補修を行い、安心・安全な道路施設の維持管理に努めます。
- (2) 道路の拡幅・舗装・交通安全施設の設置を進め、安全な道路整備を行います。
- (3) ユニバーサルデザインの観点から、高齢者・障がい者・児童にやさしい道づくりを推進します。
- (4) 水上村の景観に配慮した道路標識などの整備を図ります。

4 バス・鉄道運行の維持

- (1) 住民生活に密着したバス路線の確保を、今後も続けていきます。
- (2) くま川鉄道の維持存続を図るため、多方面からの利用促進に努めます。



第2節 高度情報通信ネットワークの充実（総務課）

現況と課題

ICT（情報通信技術）の進展により、社会構造は大きく変化しているなか、本村もスマートフォンやインターネットなどの急速な普及により、高度情報・通信が住民の生活環境に大きく影響しています。都市部から遠隔地にある本村のような地域にとって、産業、教育、福祉等の全般にわたり、情報通信ネットワークの整備・拡充は重要な課題です。

地区内には、地理的要因により難視聴の地区もあり、通信施設の更新が必要な共同設置のものがあ、地域の实情にあった通信システムの構築が必要となっています。

今後も、進化する情報化に遅れることなく、情報通信システムを重要な社会基盤のひとつとして捉え、国・県や周辺自治体との広域的な連携のもとに、民間・行政による様々な分野別の情報網の構築と情報化に対応できる人材育成を進め、交流の推進を図る必要があります。

基本方針

新しい地域情報ネットワークの構築を図り、行政と住民相互の情報交換の機能を充実させるとともに、産業・文化・行政などそれぞれの分野ごとの情報化を進め、住民の生活環境や産業活動の高度化に努めます。

具体的施策

1 行政情報システムの拡充

- (1) 財産、人事、財務関係や窓口行政サービスの改善など、プライバシーの保護に配慮しながら、行政情報システムの拡充を図ります。
- (2) 将来的には産業、教育、福祉、医療等、各分野を包括した総合情報システムを検討していきます。

2 地域の情報化の推進

- (1) 県の進める「情報化施策推進計画」との整合性に配慮しつつ、情報メディアの整備・充実を進めます。また、本村においても、総合的な情報化計画の策定を検討します。
- (2) 電子自治体の構築を推進するため、県及び県内市町村で構成する「熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会」において、電子申請受付システムをはじめとする各種電子自治体システムの共同開発・運営に取り組みます。
- (3) 中小企業や農林業者が必要とする経営情報の利用やシステムの整備を支援し、産業情報化を推進します。
- (4) インターネット等を活用した村内外との情報ネットワークの整備・充実を図り、交流を促進するとともに、本村の情報発信機能の強化に努めます。
- (5) 総合防災行政システム、緊急通報装置システム、民放ラジオ等の活用により、非常時に備えるとともに、高齢者や障がい者にとっても使いやすい情報機器の導入に努めます。
- (6) 難視聴地区の解消や携帯電話エリア拡大のため、民間情報組織との連携を図ります。
- (7) マイナンバーカードを活用したオンライン手続きの促進を図ります。

3 情報化教育の推進

高度情報化社会に対応できる人材を育成するため、学校教育における情報化教育を推進し、スマホ講座などのデジタルデバイド対策に取り組めます。

第7章 住民と行政の協働による村づくり(住民参加・行財政運営・広域行政・地方創生)

第1節 住民参加による村づくり(総務課)

現況と課題

地方分権改革が推進されていく中で地域の特性を生かし、自らの判断と責任において村づくりを進めていくことが求められます。すなわち、自治体の主権者としての住民の自主自立を踏まえた自己判断による村づくりを意味し、行政への住民参加の意識改革が必要になります。各種事業の推進にあたり委員会や審議会等を開催し、住民の積極的な参加の受入れと、意見を聴く体制を更に推進していくことが重要であり、各分野にわたり住民、関係機関、行政の役割分担と、協力体制づくりが必要となっています。

基本方針

情報公開と共有に努めながら、地域の問題を自分たちの課題として捉え、解決に向けた企画や取組みを自主的に行う体制整備に努めます。また、従来の自治組織の機能を点検し住民が参加しやすい組織づくりを進めます。

具体的施策

1 情報の提供

広報「みずかみ」や回覧、インターネット、相談窓口等を活用し、積極的に行政情報を提供します。

2 課題の共有

行政の課題は、住民、関係機関、行政の相互の信頼関係に基づいた役割分担の明確化と連携を図りながら、地域で共有し、地域自ら課題を解決していく体制整備に努めます。

3 住民参加の体制整備

各種委員会、審議会、地域づくり活動などに参加しやすい機会を充実し、若者や女性の積極的参加を促し、広く意見・提案が村政に反映されるよう努めます。



第2節 住民に身近な行政運営(総務課)

現況と課題

多様化する住民ニーズに対して、効率的で柔軟に対応していく行政運営システム並びに人材の育成、職員の能力開発が、今後の効果的な行政改革や新たな行政のあり方に大きく貢献し、時代の変化に対応できる政策形成能力が職員一人ひとりに求められます。

また、情報公開による自己決定、自己責任の村づくりを推進するため、適正な文書管理と情報化機器の利活用を高めることが求められています。

基本方針

多様化する住民ニーズに対応するため、行政に携わる職員が、地域のシンクタンク（研究集団）やコーディネーター（調整者）としての役割を十分発揮できるよう、特性を生かした職員配置や専門性のある能力開発のための研修を進めます。

また、職員研修の充実と人材の育成に努め、職員一人ひとりが住民の視点に立った住民主体の村づくりを推進します。

具体的施策

1 行政組織の企画・調整機能の強化

- (1) 住民ニーズや財政状況を的確に把握し、総合計画を推進するために、総合調整機能、事業プログラムの推進機能、事業効果の検証・計画へのフィードバック機能など行政の総合力を高めます。
- (2) 戦略プロジェクトの推進など、各課にわたる事業については、全庁横断的に課題に応じたプロジェクトチームを編成するとともに、住民、村出身者、外部の専門家など多くの英知を結集しながら事業を推進します。
- (3) 行政ニーズの多様化に対応するために、職員の適正配置、民間委託や行政機構の合理化を推進します。

2 職員能力の向上

- (1) 住民ニーズに柔軟に対応できる豊かな人間性、企画立案能力、調整能力などの専門的な能力向上を目指し、人材の育成に努めます。
- (2) 施策の立案や事業実施にあたり、地域のシンクタンク、コーディネーターとしての意識をもち、自己研さんや研修会への積極的な参加など職員の総合的能力の向上に努めます。

3 事務・情報化処理システムの構築と有効活用

- (1) 窓口業務、事務処理の電算化、庁内のD X化（※）により、迅速なサービスの提供に努めます。
- (2) 共有化された情報の有効活用による文書管理システムを確立するとともに、情報化機器の高度利用により、各種情報の収集能力向上と共有化を推進します。

※D X：デジタルトランスインフォメーション。企業がデジタル技術を活用して、業務やビジネスモデルを変革し、競争力を高める取り組み。D X化については、行政においては、紙での手続きから、オンラインの手続きに変えることなどが挙げられる。

4 行政の文化化

村役場は地域のシンクタンク・文化センターの役割をもっており、人間性・創造性豊かな、文化的な村づくりを目指した行政運営を進めます。

第3節 計画的・効率的な財政運営の確立(総務課)

現況と課題

本村の財政運営については、今後も生産年齢人口の減少により村税収入の大幅な増加は見込めず、地方交付税、国庫補助金、県補助金、地方債などの財源に歳入の大半を依存し、財政力指数は低く脆弱な財政基盤ではありますが、堅実な財政運営に努めてきており健全性は概ね良好に保たれています。

村を取り巻くあらゆる環境は、より一層厳しさを増し、少子高齢化に係る扶助費を始めとした社会保障費や、老朽化した公共施設・インフラの更新需要に伴う公債費は年々増加傾向にあります。その中で、住民ニーズに的確かつ迅速に対応するとともに自立的に発展していける快適で活力ある村づくりを目指し、独自の政策・施策の行政サービスを継続的かつ安定的に提供していくためには、弾力的な財政状況を背景としたバランスのとれた財政運営が必要不可欠です。

基本方針

行政ニーズは、年々高度化・多様化しており、国・地方を通じた財政危機はさらに深刻となることが見込まれ、村を取り巻くあらゆる環境は、より一層厳しさを増すことはありませんが、今後の村づくりの重点施策を進めるために、計画的な財政運営を行います。

また、自主財源を確保するため、一層の徴収率の向上と長期的視野に立った産業政策、人口対策、保健・福祉、教育などの総合的施策を推進するとともに、経費全般にわたる見直しや行政組織・機構の簡素合理化と充実を図り、限られた財源の重点的、効率的な配分に努めます。

具体的施策

1 活力ある村づくりへの計画的な財政運営

- (1) 少子高齢化、情報化、国際化など、社会経済情勢の変化による新しい分野の需要に的確に対応できるよう、長期的な展望に立った財政計画に沿って、効率的な財政運営を進めます。
- (2) 地域の人材、技術、情報、資源などの民間活力を導入して、村づくりや地域経済振興策を推進します。

2 行政改革の推進

事業事務の見直し、組織・機構の簡素合理化と充実、適正な人事管理、行政運営の効率化により、住民サービスの向上に努めます。

3 地方分権の推進

機関委任事務の廃止に伴う法定受託事務区分の再構成、国の関与等の見直し、権限委譲の推進、必置規制の見直し、手数料規定の条例化等により、分権型の地域づくりを目指します。

4 財源の確保

- (1) 地域産業の育成・振興、雇用の場の確保、定住化の促進など、地域活性化への長期的な取組を進め、住民税などの自主財源を安定的に確保します。
- (2) 地方交付税の財源調整、財源保障の堅持充実や国庫補助負担廃止に伴う税源移譲分の確実な財源措置などを国へ要望していくとともに、村債の有効な計画的活用、受益者負担の適正化により、財源を確保します。
- (3) 国・県のモデル事業などの補助事業や単独事業の支援制度など、積極的に活用していきます。
- (4) ふるさと納税制度の拡充等による新たな財源確保に努めます。

第4節 村税等収納向上対策(税務住民課)

現況と課題

本村の村税等収納率は、現年課税分と滞納分を含めて令和5年度で99.31%と県平均を大きく上回る収納率となっております。また、この中でも、住民税については現年分収納99.94%となっております。

しかしながら、長引く景気停滞に伴い、個人所得が落ち込む一方、滞納分については長期滞納者の固定化が問題となっております。

今後、求められる村政運営上必要不可欠な財源を確保するため、滞納整理等の税收確保に向けた取り組みを実施します。

基本方針

滞納整理方針に沿って、県南広域本部との併任徴収による意見交換を踏まえた困難事案等に対する滞納整理をはじめ、当該本部と連携した共同の取組みや徴取引継ぎを行います。

また、人吉球磨併任徴収グループ会議・奥球磨併任徴収グループ会議や県主催の研修等の受講の機会を捉えて徴収職員のスキルアップを引続き図ります。

具体的施策

- (1) 目標達成に向けた滞納整理の年間計画を作成するとともに、課の打ち合わせにおいて、各月の重点行動計画を定め、督促状や催告状への対応、その他懸案事項の検討を行い、滞納者への早期接触、財産調査、滞納処分を実現します。
- (2) 預貯金等の一斉調査など早期の財産調査を行い、高額滞納事案については、早期に税務調査を実施します。
- (3) 滞納事案ごとの進捗状況（財産の調査状況、納付誓約、分納計画）を常に把握し、特に納付の不履行者に対しては、分納監視を徹底します。
- (4) 不能欠損処分の対象となり得る滞納については、県の意見等を聴きながら対処していきます。
- (5) 差押えを行っている不動産の換価に向けて、県・市町村不動産合同公売会へ積極的に参加します。
- (6) 納期内納入や忘れ納めがないよう、口座振替の推進を強化します。
- (7) 広報を活用し、納税に対する周知を行います。



第5節 広域行政の推進(総務課)

現況と課題

交通体系の整備や情報網の発達、住民の日常の生活圏を拡大し、市町村の行政区域を超え広がっています。現在、人吉球磨地方1市9町村による広域行政組合が組織され、ごみ処理、斎場、病院、消防、福祉等の課題に取り組んでいます。

行政課題も複雑化・多様化していくなか、広域的な対応が求められてくることから、平成26年に人吉市と協定を締結した定住自立圏構想は、生活に必要な都市機能を擁する中心市と、その中心市が行った中心市宣言に賛同した近隣市町村で構成される定住自立圏を形成し、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、中心市と圏域自治体が相互に連携と協力を行うことにより、圏域全体の活性化を図ろうとするものです。令和7年度からは、第3次定住自立圏共生ビジョンに基づき、中・長期的な視点から、人吉球磨定住自立圏がめざす将来像の実現のために必要な具体的取組を進めていく必要があります。

基本方針

「人吉球磨はひとつ」というお互いを思いやる共生の精神を基調に、10市町村の連携と機能分担により地域が一体となって取り組む課題と役割を明らかにし、広域的な地域づくりを進め、事務、事業の一体化と効率化を推進します。また、県境を越えた広域的行政の取組にも努めます。

具体的施策

1 広域事業への取組み

- (1) 県総合計画や人吉球磨定住自立圏共生ビジョンとの整合性に努め、広域事業への取組を推進します。
- (2) 奥球磨広域連携事業の展開により、住民の自主的な交流や地域づくりへの参加を進めます。
- (3) 人吉球磨観光地域づくり協議会等、各種の組織の活性化と活用により、広域的な観光ルートの開発など、広域的な視点で取り組みます。

2 広域行政体制の強化

- (1) 広域での課題と役割を再認識し、広域行政組合の機能や事業の充実に努めます。
- (2) より住民に近いところでの活動や情報の公開に努め、広域事業の啓発普及に努めます。
- (3) 広域圏での課題整理や各市町村の相互理解を進め、道路網の整備や雇用促進など共通事項については広域での対応を進めます。



第6節 地方創生の加速化(地方創生推進課)

現況と課題

若い世代が、過密で出生率が極めて低い東京圏をはじめとする大都市部に流出することにより、地方は、少子化、人口減少につながり、地域経済の縮小や深刻な担い手不足を生み、地域社会の様々な基盤の維持を困難にしています。

人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる負の連鎖が高い状況にあります。

国は、日本全体の人口の将来展望を示す第1期「長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと総合戦略」の検証を行い令和2年度から5年間の第2期「総合戦略」を策定し、地方と連携して地方創生の加速に取り組んできました。さらに、令和4年には、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」へ改訂され、地方の経済・社会に密接に関係する様々な分野において、デジタルの力を活用し、社会課題解決や魅力向上を図る取り組みを推進することとしています。

本村では、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、村の人口減少と向き合い、地方創生を成し遂げるためには、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが何よりも重要になります。

基本方針

村に、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼びこむ好循環を確立し、村に新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、住民が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境づくりを推進します。

具体的施策

1 「水上村人口ビジョン」及び「水上村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

- (1) 村の人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、令和7年度から5年間を見据えた今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する第3期「水上村人口ビジョン」を策定します。
- (2) 第3期「水上村人口ビジョン」を基礎とし、本総合計画と整合性をとりながら、住民からの幅広い意見を取り入れた、住民が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境づくり、活力ある村づくりのため、第3期「水上村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

2 ポータルサイトを利用した地方創生

- (1) 村の魅力を発信する拠点として、令和元年度に構築したポータルサイト「feel MIZUKAMI」を通して広く情報発信し、村について「知る」「興味を持つ」人を増やしていきます。
- (2) 観光情報に留まらず、移住定住促進に向けた、空き家、コワーキングスペースや各支援制度の紹介など、村内おける地方創生事業の、こまめな情報発信により、「まずは村へ足を運んでもらうこと」を促進します。
- (3) 多様性を生み出すための基盤づくりを目指し、地方創生「水上村モデル」の確立を目指します。

第4部 実施計画

- 1 主要事業実施計画
- 2 財政計画

1 主要事業実施計画（前期：令和7年度～令和11年度）

（単位：千円）

番号	分類	対 策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (計画)	実施年度					備考 (財源等)
							7	8	9	10	11	
							計画	計画	計画	計画	計画	
1	総務課	A	情報無線管理事業	防災行政無線維持管理	水上村	34,015	6,803	6,803	6,803	6,803	6,803	
2	総務課	A	情報無線管理事業	防災行政無線改修工事	水上村	105,000			70,000	35,000	0	
3	総務課	A	情報無線管理事業	情報多重化事業	水上村	4,225	845	845	845	845	845	
4	総務課	A	防犯施設整備事業	防犯外灯設置工事	水上村	4,886	886	1,000	1,000	1,000	1,000	
5	総務課	A	防犯施設管理事業	防犯外灯維持管理	水上村	32,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	
6	総務課	A	交通安全施設整備事業	交通安全施設設置工事	水上村	2,591	591	500	500	500	500	
7	総務課	A	交通安全施設維持管理事業	交通安全施設維持管理	水上村	1,900	380	380	380	380	380	
8	総務課	A	チャイルドシート購入補助金	チャイルドシート購入促進対策	水上村	2,000	400	400	400	400	400	
9	総務課	A	交通安全指導対策事業	交通安全指導対策	水上村	12,572	2,572	2,500	2,500	2,500	2,500	
10	総務課	A	交通安全対策事業	交通安全対策（車の踏み間違い防止装置補助）	水上村	900	180	180	180	180	180	
11	総務課	A	交通安全対策事業	交通安全対策（車のドライブレコーダー装置補助）	水上村	3,000	600	600	600	600	600	
12	総務課	A	地方バス路線運行対策事業	地方バス路線維持対策	水上村	159,794	31,794	32,000	32,000	32,000	32,000	
13	総務課	A	地域公共交通活性化事業	くま川鉄道経営安定化補助金	水上村	8,636	2,636	1,500	1,500	1,500	1,500	災害復旧事業債
14	総務課	A	地域公共交通活性化事業	くま川鉄道経営安定化補助金（災害復旧費）	水上村	4,826	2,326	2,500				
15	総務課	A	地域公共交通活性化事業	村内北“けい”確保対策	水上村	17,827	1,827	4,000	4,000	4,000	4,000	
16	総務課	A	高齢者等タクシー利用助成事業	高齢者等タクシー利用助成	水上村	100,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	過疎債
17	総務課	A	非常備消防運営費	火災警報器設置補助金	水上村	500	100	100	100	100	100	
18	総務課	A	常備消防施設運営費	上球磨消防組合負担金	水上村	426,242	86,242	85,000	85,000	85,000	85,000	
19	総務課	A	消防防災施設整備事業	耐震性貯水槽設置工事	水上村	80,000		20,000	20,000	20,000	20,000	過疎債・辺地債
20	総務課	A	消防施設維持管理事業	消防施設維持管理	水上村	14,667	2,667	3,000	3,000	3,000	3,000	
21	総務課	A	消防施設維持管理事業	消防車両等更新	水上村	36,000		9,000	9,000	9,000	9,000	緊防債
22	総務課	A	防災施設維持管理事業	防災施設維持管理	水上村	1,530	306	306	306	306	306	
23	総務課	A	民放ラジオ放送管理事業	民放ラジオ放送施設維持管理	水上村	13,300	2,660	2,660	2,660	2,660	2,660	
24	総務課	A	情報通信施設整備事業	ブロードバンド整備事業	水上村	21,000	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	
25	総務課	A	総合行政システム事業	総合行政システム運用・維持管理	水上村	194,551	34,551	40,000	40,000	40,000	40,000	
26	総務課	A	総合行政システム事業	システム標準化整備事業	水上村	39,493	39,493					国
27	総務課	A	総合行政ネットワーク事業	庁内ネットワーク運用・維持管理	水上村	95,143	19,143	19,000	19,000	19,000	19,000	
28	総務課	A	総合行政ネットワーク事業	ペーパーレス会議システム運用・維持管理	水上村	8,250	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	
29	総務課	A	広報発行事業	広報「みずかみ」印刷製本費等	水上村	11,590	3,990	1,900	1,900	1,900	1,900	
30	総務課	A	村勢要覧作成事業	村勢要覧作成	水上村	2,000		600	1,400			
			合 計			1,438,938	273,342	267,124	335,424	299,024	264,024	

第4部 実施計画

(単位：千円)

番号	分類	対 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	概算事業費 (計画)	実施年度					備 考 (財源等)
							7	8	9	10	11	
							計画	計画	計画	計画	計画	
1	保健福祉課	B	合理的な収集・処理体制整備事業	村内ごみ収集業務委託	水上村	29,175	5,835	5,835	5,835	5,835	5,835	
2	保健福祉課	B	合理的な収集・処理体制整備事業	深田最終処理場管理費	水上村	2,295	459	459	459	459	459	
3	保健福祉課	B	合理的な収集・処理体制整備事業	赤池水無地区廃棄物処理施設運営費	水上村	145,565	29,113	29,113	29,113	29,113	29,113	
4	保健福祉課	B	ごみの減量化・資源化推進事業	大型ごみ処理補助金・生ごみ処理補助金	水上村	900	180	180	180	180	180	
5	保健福祉課	B	し尿処理適正処理推進事業	汚泥再処理センター運営費	水上村	37,445	7,489	7,489	7,489	7,489	7,489	
6	保健福祉課	B	ごみ処理施設周辺整備事業	ごみ処理施設周辺整備事業費負担金	水上村	440	88	88	88	88	88	
7	保健福祉課	B	一般廃棄物処理施設建設事業	一般廃棄物処理施設建設事業費負担金	水上村	12,040	2,408	2,408	2,408	2,408	2,408	
8	保健福祉課	B	環境衛生対策事業	狂犬病予防事業	水上村	657	137	130	130	130	130	
9	保健福祉課	B	斎場施設整備事業	人吉球磨広域行政組合斎場費負担金	水上村	20,320	4,064	4,064	4,064	4,064	4,064	
10	保健福祉課	B	生涯を通じた健康づくり事業	基本健診・各種がん検診	水上村	61,075	12,215	12,215	12,215	12,215	12,215	
11	保健福祉課	B	生涯を通じた健康づくり事業	人間ドック事業費(国保被保険者の特定健診該当検査を除く)	水上村	19,576	3,976	3,900	3,900	3,900	3,900	
12	保健福祉課	B	生涯を通じた健康づくり事業	妊婦健診・乳幼児健診	水上村	12,514	2,414	2,400	2,500	2,600	2,600	
13	保健福祉課	B	生涯を通じた健康づくり事業	鍼灸費補助金	水上村	6,600	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	
14	保健福祉課	B	生涯を通じた健康づくり事業	産後ケア事業	水上村	5,706	1,146	1,140	1,140	1,140	1,140	
15	保健福祉課	B	健康づくり環境整備事業	健康教育・相談・訪問指導	水上村	7,475	1,495	1,495	1,495	1,495	1,495	
16	保健福祉課	B	健康づくり環境整備事業	保健センター管理費	水上村	14,877	2,877	3,000	3,000	3,000	3,000	
17	保健福祉課	B	健康づくり環境整備事業	予防接種事業	水上村	92,370	18,474	18,474	18,474	18,474	18,474	
18	保健福祉課	B	健康づくり環境整備事業	虫歯予防対策事業	水上村	2,309	469	460	460	460	460	
19	保健福祉課	B	地域医療体制整備事業	公立多良木病院負担金	水上村	42,404	8,404	8,500	8,500	8,500	8,500	
20	保健福祉課	B	緊急医療体制確立事業	輪番制救急病院運営負担金・休日当番医等負担金	水上村	3,130	626	626	626	626	626	
21	保健福祉課	B	緊急医療体制確立事業	高齢者安心ネットワーク体制整備事業委託	水上村	15,488	3,088	3,100	3,100	3,100	3,100	
22	保健福祉課	B	地域福祉推進体制事業	社会福祉協議会補助金	水上村	129,454	25,454	26,000	26,000	26,000	26,000	
23	税務住民課	B	地域福祉推進体制事業	窓口証明書発行システム事業	水上村	7,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
24	税務住民課	B	地域福祉推進体制事業	戸籍住民基本台帳事務事業	水上村	43,300	9,300	8,500	8,500	8,500	8,500	
25	保健福祉課	B	高齢者在宅福祉サービス事業	高齢者在宅改造成事業補助金	水上村	3,500	700	700	700	700	700	
26	保健福祉課	B	高齢者在宅福祉サービス事業	配食サービス事業委託	水上村	1,410	210	300	300	300	300	
27	保健福祉課	B	高齢者福祉施設利用助成事業	認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成	水上村	8,215	1,643	1,643	1,643	1,643	1,643	
28	保健福祉課	B	高齢者生きがい活動と健康づくり推進事業	老人クラブ活動助成事業	水上村	6,400	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	
29	保健福祉課	B	高齢者生きがい活動と健康づくり推進事業	シルバー人材センター運営補助金	水上村	500	100	100	100	100	100	
30	保健福祉課	B	高齢者生きがい活動と健康づくり推進事業	敬老祝い金支給事業委託	水上村	11,750	1,730	2,360	2,810	2,680	2,170	
31	保健福祉課	B	高齢者生きがい活動と健康づくり推進事業	百歳到達者祝い金	水上村	6,300	900	1,200	1,200	1,500	1,500	
32	保健福祉課	B	高齢者生きがい活動と健康づくり推進事業	元湯温泉無料温泉券配布	水上村	8,100	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620	
33	保健福祉課	B	高齢者生きがい活動と健康づくり推進事業	元湯温泉管理事業委託	水上村	32,250	6,450	6,450	6,450	6,450	6,450	
34	保健福祉課	B	高齢者生きがい活動と健康づくり推進事業	ふれあい会事業委託	水上村	34,130	6,826	6,826	6,826	6,826	6,826	

(単位：千円)

番号	分類	対 策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (計画)	実施年度					備考 (財源等)
							7	8	9	10	11	
							計画	計画	計画	計画	計画	
35	保健福祉課	B	高齢者介護予防・生活支援事業	高齢者生活福祉センター生活援助員設置事業委託	水上村	23,423	3,403	3,950	4,580	5,320	6,170	
36	保健福祉課	B	高齢者介護予防・生活支援事業	生活管理指導短期宿泊事業委託	水上村	675	135	135	135	135	135	
37	保健福祉課	B	高齢者介護予防・生活支援事業	在宅ねたさり高齢者等介護手当支給事業	水上村	6,000	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
38	保健福祉課	B	高齢者介護予防・生活支援事業	老人施設入所者保護措置費	水上村	45,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	
39	保健福祉課	B	高齢者介護予防・生活支援事業	地域支え合い体制づくり事業委託	水上村	3,510	702	702	702	702	702	
40	保健福祉課	B	高齢者介護予防・生活支援事業	熊本保健科学大学との連携事業	水上村	3,765	753	753	753	753	753	
41	保健福祉課	B	子育て支援事業	病児・病後児保育事業運営負担金	水上村	1,625	325	325	325	325	325	
42	保健福祉課	B	子育て支援事業	水上村子育て支援センター「さくらっこ」運営事業	水上村	35,687	6,187	6,600	7,100	7,700	8,100	
43	保健福祉課	B	子育て支援事業	各種教室(親子ふれあい教室等)	水上村	2,315	463	463	463	463	463	
44	保健福祉課	B	子育て支援事業	こども医療費助成	水上村	45,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	
45	保健福祉課	B	子育て支援事業	不妊治療補助金・交通費助成	水上村	4,875	975	975	975	975	975	
46	保健福祉課	B	子育て支援事業	出産祝い金支給	水上村	14,500	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	
47	保健福祉課	B	子育て支援事業	広域入所児委託負担	水上村	59,040	11,040	12,000	12,000	12,000	12,000	
48	保健福祉課	B	子育て支援事業	母子健康手帳アプリ	水上村	1,320	264	264	264	264	264	
49	保健福祉課	B	障害者(児)相談・治療・訓練体制整備事業	重度心身障害者医療扶助費	水上村	25,500	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	
50	保健福祉課	B	障害者(児)相談・治療・訓練体制整備事業	身障者補装具扶助費	水上村	2,500	500	500	500	500	500	
51	保健福祉課	B	障害者(児)相談・治療・訓練体制整備事業	身障者更生医療給付事業	水上村	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
52	保健福祉課	B	障害者(児)日常生活支援事業	障害者年金支給事業委託	水上村	4,025	805	805	805	805	805	
53	保健福祉課	B	障害者(児)日常生活支援事業	移動支援扶助費	水上村	1,650	330	330	330	330	330	
54	保健福祉課	B	障害者(児)日常生活支援事業	障害介護給付扶助費	水上村	300,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	
55	保健福祉課	B	障害者(児)が住みよい村づくり事業	身体障害者住宅改造成補助金	水上村	4,500	900	900	900	900	900	
56	保健福祉課	B	障害者(児)が住みよい村づくり事業	身障者日常生活用具扶助費	水上村	3,500	700	700	700	700	700	
57	保健福祉課	B	ひとり親生活安定・自立支援事業	ひとり親家庭等医療扶助費	水上村	1,800	360	360	360	360	360	
58	保健福祉課	B	国民健康保険事業	国民健康保険特別会計 事業運営費	水上村	1,397,700	277,700	280,000	280,000	280,000	280,000	
59	保健福祉課	B	国民健康保険事業(直診事業)	国民健康保険特別会計 古屋敷診療所運営費	水上村	49,900	9,900	10,000	10,000	10,000	10,000	
60	保健福祉課	B	介護保険事業	介護保険特別会計 事業運営費	水上村	2,172,000	432,000	435,000	435,000	435,000	435,000	
61	保健福祉課	B	後期高齢者医療事業	後期高齢者医療特別会計事業運営費	水上村	230,700	46,700	46,000	46,000	46,000	46,000	
			合 計			5,270,680	1,046,332	1,053,837	1,055,517	1,057,127	1,057,867	

第4部 実施計画

(単位：千円)

番号	分類	対 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	概算事業費 (計画)	実施年度					備 考 (財源等)
							7	8	9	10	11	
							計画	計画	計画	計画	計画	
1	産業振興課	C	商工会助成金	水上村商工会への一般助成	水上村	29,500	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	
2	産業振興課	C	商工会助成金	プレミアム商品券発行事業	水上村 商工会	31,500	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	
3	産業振興課	C	商工会貸付預託金	水上村商工会員への貸付預託金	水上村	100,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
4	産業振興課	C	産業担い手支援事業補助金	産業後継者等への交付金	水上村	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
5	産業振興課	C	産業振興施設等整備事業補助金	産業振興施設等整備事業補助金	水上村	120,000	30,000	30,000	20,000	20,000	20,000	
6	産業振興課	C	観光推進事業	観光PR・パンフ印刷・各種広告等	水上村	28,874	5,674	5,800	5,800	5,800	5,800	
7	産業振興課	C	観光推進事業	人吉球磨観光地域づくり推進協議会負担金	水上村	9,583	1,183	2,100	2,100	2,100	2,100	
8	産業振興課	C	森林セラピー基地整備事業	むじか・カイト育成・ロード維持管理	水上村	4,527	527	1,000	1,000	1,000	1,000	
9	産業振興課	C	公園施設維持管理事業	村内公園施設維持管理、修繕	水上村	140,065	34,065	26,500	26,500	26,500	26,500	
10	産業振興課	C	桜活性化対策事業	桜の管理育成、植樹、	水上村	62,207	12,207	12,500	12,500	12,500	12,500	
11	産業振興課	C	白水公園整備事業	白水公園維持管理	水上村	18,281	3,481	3,700	3,700	3,700	3,700	
12	産業振興課	C	噴水施設管理事業	噴水メンテナンス等	水上村	9,304	3,304	1,500	1,500	1,500	1,500	
13	産業振興課	C	元湯温泉管理事業	管理事業費	水上村	10,000		10,000				
14	産業振興課	C	事務局費(委員報酬等)	農業委員報酬等事務局費	水上村	26,415	5,215	5,300	5,300	5,300	5,300	
15	産業振興課	C	農業委員会関係事業(ソフト)	農業委員会関係推進事業	水上村	1,703	343	340	340	340	340	
16	産業振興課	C	認定農業者会助成金	活動助成金	水上村	300	60	60	60	60	60	
17	産業振興課	C	生産調整関係事業(ソフト)	経営所得安定対策事業関係推進事業	水上村	4,017	817	800	800	800	800	
18	産業振興課	C	スマート農業普及事業	スマート農業の普及にかかわる経費	水上村	2,463	463	500	500	500	500	
19	産業振興課	C	果樹振興対策費	栗の剪定作業委託料及び栗の苗木購入に対する補助	水上村	1,950	390	390	390	390	390	
20	産業振興課	C	JAくま青壮年部助成金	活動助成金	水上村	750	150	150	150	150	150	
21	産業振興課	C	新規就農者育成総合対策交付金	新規就農者への支援	水上村	11,250	5,250	1,500	1,500	1,500	1,500	国
22	産業振興課	C	獣類被害防止資材設置補助金	資材設置補助	水上村	5,335	1,335	1,000	1,000	1,000	1,000	
23	産業振興課	C	中山間地域等直接支払制度交付金	管理傾斜農用地への定額交付	水上村	215,445	43,445	43,000	43,000	43,000	43,000	国・県
24	産業振興課	C	多面的機能直接支払制度交付金	農用地への定額交付	水上村	25,077	5,077	5,000	5,000	5,000	5,000	国・県
25	産業振興課	C	環境保全型農業直接支払交付金	有機栽培農家等への交付	水上村	7,053	1,453	1,400	1,400	1,400	1,400	国・県
26	産業振興課	C	水上村農林業生産施設管理事業	水上村農林業生産施設(旧荷工場)の維持管理等	水上村	750	150	150	150	150	150	
27	産業振興課	C	畜産振興協会助成金	畜産協会活動助成	水上村	1,500	300	300	300	300	300	
28	産業振興課	C	子牛自家保留補助金	自家保留者へ定額補助	水上村	12,000	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	
29	産業振興課	C	受精卵移植補助金	受精卵移植への補助	水上村	1,500	300	300	300	300	300	
30	産業振興課	C	家畜導入事業補助金	素牛導入に対する補助金	水上村	10,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
31	産業振興課	C	高澄溝水路改修工事	高澄溝の用水路改修 L=2.2 km	水上村	180,000	20,000	80,000	80,000			
32	産業振興課	C	県営岩野地区農業農村整備事業負担金	県営岩野地区土地改良事業に伴う負担金	水上村	153,236	48,236	35,000	35,000	35,000		
33	産業振興課	C	県営湯山地区農業農村整備事業負担金	県営湯山地区土地改良事業に伴う負担金	水上村	93,300	3,300	30,000	30,000	30,000	30,000	

(単位：千円)

番号	分類	対策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (計画)	実施年度					備考 (財源等)
							7 計画	8 計画	9 計画	10 計画	11 計画	
34	産業振興課	C	村有林管理費	村有林管理事務費	水上村	9,804	1,804	2,000	2,000	2,000	2,000	
35	産業振興課	C	村有林直営管理事業	村有林維持管理・伐採作業委託	水上村	13,411	8,611	1,200	1,200	1,200	1,200	
36	産業振興課	C	森林環境保全整備事業	村有林除間伐等委託	水上村	103,213	23,213	20,000	20,000	20,000	20,000	国・県
37	産業振興課	C	森林総合研究所造林委託料	森林総合研究所造林除間伐等委託	水上村	25,800	5,800	5,000	5,000	5,000	5,000	国
38	産業振興課	C	間伐等森林整備促進対策事業	特定間伐等促進計画に基づく間伐・作業路・鳥獣被害防止施設整備等補助	水上村	20,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	国
39	産業振興課	C	鳥獣被害防止緊急補償事業	シカ・シン等有害鳥獣の捕獲補助	水上村	81,700	16,340	16,340	16,340	16,340	16,340	国・県
40	産業振興課	C	大規模林地道事業受益者賦課金	菊池人吉線賦課金(森林総合研究所)	水上村	227	114	66	35	12	0	
41	産業振興課	C	水上村鳥獣害対策支援事業	ワナの購入、狩猟免許の取得、止め刺し器具の購入に対する補助	水上村	2,502	502	500	500	500	500	
42	産業振興課	C	緑の少年団助成金	活動助成金	水上村	350	70	70	70	70	70	
43	産業振興課	C	有害鳥獣捕獲隊助成金	捕獲隊への助成	水上村	900	180	180	180	180	180	
44	産業振興課	C	特用林産振興施設導入事業	乾燥機等補助	水上村	4,500	500	1,000	1,000	1,000	1,000	
45	産業振興課	C	種菌購入補助事業	種菌購入補助	水上村	6,000	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
46	産業振興課	C	林業従事者育成強化事業	水上村認定事業体・林業従事者対象	水上村木材業者登録者	22,379	4,379	4,500	4,500	4,500	4,500	
47	産業振興課	C	林業者大会助成金	林業者大会運営費助成	上球磨森林組合	600	120	120	120	120	120	
48	産業振興課	C	くまもと間伐材安定供給対策事業補助金	人工林5齢級以上12齢級以下優良間伐材出荷経費補助	水上村	42,404	2,404	10,000	10,000	10,000	10,000	県
49	産業振興課	C	森林環境推進事業	森林情報管理費及び村間伐補助・作業開設補助等の実施	水上村	93,011	13,011	20,000	20,000	20,000	20,000	森林環境譲与税
50	産業振興課	C	森林適正管理事業	森林監視員報酬、森林経営管理森林整備等	水上村	152,564	11,564	22,000	33,000	43,000	43,000	森林環境譲与税
51	産業振興課	C	水産振興対策費	稚魚放流他水産振興	水上村	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
			合 計			1,907,250	355,137	416,066	437,035	367,012	332,000	

第4部 実施計画

(単位：千円)

番号	分類	対 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	概算事業費 (計画)	実施年度					備考 (財源等)
							7	8	9	10	11	
							計画	計画	計画	計画	計画	
1	建設課	D	林道上米良大平線	法面改良、道路防護施設	水上村	60,000			20,000	20,000	20,000	国・過疎債
2	建設課	D	林道梅木鶴線	法面改良	水上村	20,000				10,000	10,000	国・過疎債
3	建設課	D	林道岩野白蔵線	法面改良	水上村	15,000			5,000	5,000	5,000	県・過疎債
4	建設課	D	林道岩野白蔵線	道路舗装 L=1000m W=4.0m	水上村	20,000		5,000	5,000	5,000	5,000	県・過疎債
5	建設課	D	林道橋補修事業	橋梁補修 (5 橋)	水上村	83,000	83,000					国・過疎債
6	建設課	D	林道橋点検 (梅木鶴線他 12 路線)	26 橋	水上村	10,000					10,000	国
7	建設課	D	林道維持修繕料	修繕料	水上村	32,000	6,000	6,000	6,000	7,000	7,000	
8	建設課	D	村道上七代線	道路改良 L=60m W=4.0m	水上村	15,000				15,000		過疎債
9	建設課	D	村道岩野横断線	道路改良 L=200m W=5.0m	水上村	91,000	81,000	10,000				過疎債
10	建設課	D	村道湯山江代線	道路改良 L=500m W=4.0m	水上村	30,000			10,000	10,000	10,000	過疎債
11	建設課	D	村道石舟五本松線	道路改良・舗装・橋梁 L=1500m W=4.0m	水上村	121,000	71,000	40,000	10,000			国・辺地債
12	建設課	D	村道カントリーパーク線	道路舗装 L=600m W=7.0m	水上村	30,000				15,000	15,000	国・過疎債
13	建設課	D	村道神湯市房線	道路舗装 L=300m W=7.0m	水上村	15,000				15,000		国・過疎債
14	建設課	D	村道覚井黒肥地線	道路舗装 L=1200m W=4.0m	水上村	36,000		9,000	9,000	9,000	9,000	国・過疎債
15	建設課	D	村道北目平谷線	道路舗装 L=1,000m W=4.0m	水上村	40,000		10,000	10,000	10,000	10,000	国・辺地債
16	建設課	D	村道保育所北目線	道路舗装 L=500m W=4.0m	水上村	30,000				15,000	15,000	国・過疎債
17	建設課	D	村道中州線	道路舗装 L=1000.0m W=4.0m	水上村	25,000		10,000	10,000	5,000		国・辺地債
18	建設課	D	村道湯山江代線	道路舗装 L=2000.0m W=5.5m	水上村	60,000			20,000	20,000	20,000	国・過疎債
19	建設課	D	村道宮原神湯線	道路舗装 L=400.0m W=4.0m	水上村	22,000	22,000					過疎債
20	建設課	D	村道湯山縦断線	道路舗装 L=1000m W=4.0m	水上村	26,000				13,000	13,000	過疎債
21	建設課	D	村道覚井本野線	道路舗装 L=350m W=5.0m	水上村	12,000				12,000		過疎債
22	建設課	D	村道神湯北目線	道路舗装 L=40.0m W=7.0m	水上村	2,000			2,000			
23	建設課	D	村道上馬場線	道路舗装 L=40.0m W=7.0m	水上村	2,000			2,000			
24	建設課	D	村道馬場美尾谷線	道路舗装 L=150.0m W=4.0m	水上村	5,000			5,000			過疎債
25	建設課	D	村道高城小学校線	道路舗装 L=250.0m W=4.0m	水上村	7,000			7,000			過疎債
26	建設課	D	村道湯山江代線	区画線設置 L=700m	水上村	1,500		1,500				
27	建設課	D	村道神湯市房線	区画線設置 L=1700m	水上村	3,000		3,000				
28	建設課	D	村道古屋敷柳平線	落石防護網設置 L=100m	水上村	10,000				10,000		辺地債
29	建設課	D	橋梁点検	122 橋 (22 ~ 25 橋 / 年)	水上村	58,000	11,000	11,000	12,000	12,000	12,000	国・公道債
30	建設課	D	村道橋梁補修事業	橋梁補修 (1 橋)	水上村	14,000	14,000					国・過疎債・辺地債
31	建設課	D	里道整備村単独補助事業	補助金	水上村	4,001	1	1,000	1,000	1,000	1,000	
32	産業振興課	D	林道・作業道整備村単独補助事業	補助金	水上村	17,200	1,200	4,000	4,000	4,000	4,000	
33	産業振興課	D	農道整備事業費補助金及び小規模土地改良補助金	農道新設・改良・舗装・災害復旧用排水路の改修・圃場整備	水上村	15,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	

(単位：千円)

番号	分類	対 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	概算事業費 (計画)	実施年度					備 考 (財源等)
							7	8	9	10	11	
							計画	計画	計画	計画	計画	
34	建設課	D	単県道路整備負担金	負担金	水上村	25,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
35	建設課	D	村道維持修繕料	修繕料	水上村	83,000	13,000	17,000	17,000	18,000	18,000	
36	建設課	D	村営住宅建設事業	木造平家建て 世帯向け2棟	水上村	50,000			25,000		25,000	国・公営住宅建設事業費
37	建設課	D	村営住宅建設事業	木造平家建て 単身向け4棟	水上村	50,000				25,000	25,000	
38	建設課	D	公営住宅長寿命化事業	外壁改修(長寿命化)3棟6戸	水上村	30,000			10,000	10,000	10,000	国
39	建設課	D	ふるさとマイホーム祝金支給事業	新築、増改築、購入	水上村	14,440	4,440	2,500	2,500	2,500	2,500	
40	建設課	D	公営住宅修繕料	修繕料	水上村	9,000	2,000	1,500	1,500	2,000	2,000	
41	建設課	D	一般住宅修繕料	修繕料	水上村	30,000	11,000	4,500	4,500	5,000	5,000	
42	建設課	D	危険ブロック塀等安全確保支援事業	補助金	水上村	1,000	200	200	200	200	200	国
43	建設課	D	戸建て木造住宅耐震改修事業	補助金	水上村	4,000	800	800	800	800	800	国
44	建設課	D	河川維持修繕料	修繕料	水上村	6,000	1,000	1,000	1,000	1,500	1,500	
45	建設課	D	河川環境緊急整備事業	河川整備(護岸雑草処理等)	水上村	9,400	1,800	1,800	1,800	2,000	2,000	
46	建設課	D	単独災害復旧事業	単独災害復旧	水上村	33,000	3,000	10,000	10,000	5,000	5,000	
47	建設課	B	し尿処理適正処理推進事業	合併処理浄化槽設置整備補助金	水上村	9,450	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890	
48	建設課	B	し尿処理適正処理推進事業	合併処理浄化槽維持管理補助金	水上村	12,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	
49	建設課	D	簡易給水施設整備補助事業	補助金	水上村	8,000		2,000	2,000	2,000	2,000	
50	建設課	D	簡易給水施設整備補助事業	水源掘削・管路整備	水上村	20,000			20,000			国・過疎債
51	建設課	D	簡易水道事業特別会計繰出金	事業運営費	水上村	228,521	28,521	50,000	50,000	50,000	50,000	
52	建設課	D	簡易水道施設改良事業	施設改良事業(浄水場、配水池、管路)	水上村	950,000	70,000	220,000	220,000	220,000	220,000	
53	建設課	D	下水道事業特別会計繰出金	事業運営費	水上村	135,749	23,749	28,000	28,000	28,000	28,000	
54	建設課	D	農業集落排水事業特別会計繰出金	事業運営費	水上村	199,189	31,189	42,000	42,000	42,000	42,000	
55	建設課	D	林業集落排水事業特別会計繰出金	事業運営費	水上村	38,082	6,082	8,000	8,000	8,000	8,000	
56	建設課	D	下水道施設改築更新事業	改築更新事業(管路、中継ポンプ、各種調査)	水上村	9,400	400	3,000	2,000	2,000	2,000	
57	建設課	D	農業集落排水施設改築更新事業	改築更新事業(処理場、管路、中継ポンプ)	水上村	405,500	104,500	1,000	100,000	100,000	100,000	国・過疎債
58	建設課	D	林業集落排水施設改築更新事業	改築更新事業(処理場、管路、中継ポンプ)	水上村	8,000		2,000	2,000	2,000	2,000	
			合 計			3,300,932	603,272	518,190	698,690	751,390	729,390	

第4部 実施計画

(単位：千円)

番 号	分 類	対 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	概算事業費 (計画)	実施年度					備 考 (財源等)
							7	8	9	10	11	
1	教育課	E	高等学校通学費等補助金	通学費・寮費等補助	水上村	28,996	5,796	5,800	5,800	5,800		
2	教育課	E	語学研修事業補助金	1人当り400,000円以内補助	水上村	10,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	いきいき人づくり基金
3	教育課	E	語学検定料補助金	英語・漢字検定補助	水上村	5,707	1,107	1,150	1,150	1,150	1,150	
4	教育課	E	水上っ子みらい応援助成金	水上学園入学者：100,000円 後期課程進学者：150,000円 学園卒業等で高等学校等に進学する者：200,000円	水上村	35,550	6,800	6,900	8,400	6,850	6,600	
5	教育課	E	学校ICT環境整備事業	水上学園 ICT 機器整備事業	水上村	13,986	13,986					県、いきいき人づくり基金
6	教育課	E	学校ICT環境整備事業	家庭学習等通信費補助	水上村	18,949	3,749	3,800	3,800	3,800	3,800	
7	教育課	E	特別支援教育支援員配置事業	通常学級学習等支援員配置事業	水上村	92,111	18,111	18,500	18,500	18,500	18,500	いきいき人づくり基金
8	教育課	E	学校教職員用パソコン整備事業	シンククライアント方式	水上村	13,414	2,614	2,700	2,700	2,700	2,700	
9	教育課	E	後期課程修学旅行等費補助事業	1人当り91,000円程度	水上村	7,917	2,184	1,456	1,274	1,456	1,547	いきいき人づくり基金
10	教育課	E	前期課程修学旅行等費補助事業	1人当り14,700円程度	水上村	1,164	206	236	250	236	236	いきいき人づくり基金
11	教育課	E	文化財保護事業	ゴイシツバメシジミ保護事業	水上村	3,934	734	800	800	800	800	
12	教育課	E	文化財保護事業	文化財保護	水上村	1,500	300	300	300	300	300	
13	教育課	E	生涯学習整備事業	本堂・観音堂修繕工事	水上村	3,627	667	2,000	960			
14	教育課	E	生涯学習推進事業	生涯学習講座	水上村	3,484	684	700	700	700	700	
15	教育課	E	人づくり推進事業	人づくり推進委員会等	水上村	1,400	200	300	300	300	300	
16	教育課	E	社会教育事業	地域学校連携協働体制構築事業	水上村	6,948	1,348	1,400	1,400	1,400	1,400	県
17	教育課	E	人権教育推進事業	人権教育推進委員会等	水上村	1,000	200	200	200	200	200	
18	教育課	E	公民館整備事業	公民館修繕事業	水上村	2,000		500	500	500	500	
19	教育課	E	公民館事務費	公民分館維持管理補助	水上村	1,995	395	400	400	400	400	
20	教育課	E	岩野公民館整備事業	岩野公民館修繕事業	水上村	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
21	教育課	E	保健体育事業	体育協会助成金	水上村	13,998	2,798	2,800	2,800	2,800	2,800	
22	教育課	E	保健体育事業	総合型地域クラブ（水上元気クラブ補助）	水上村	13,000	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	
23	教育課	E	給食センター管理費	厨房機器等修繕	水上村	4,000	800	800	800	800	800	
24	教育課	E	給食センター管理費	給食材料費	水上村	52,391	10,391	10,500	10,500	10,500	10,500	
25	教育課	E	給食センター管理費	調理業務委託	水上村	84,500	16,500	17,000	17,000	17,000	17,000	
			合 計			426,571	95,170	83,842	84,134	81,792	81,633	

(単位：千円)

番号	分類	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (計画)	実施年度					備考 (財源等)
						7 計画	8 計画	9 計画	10 計画	11 計画	
1	地方創生推進課	ダム周辺整備計画策定事業	計画書作成	水上村	1,000	1,000					
2	地方創生推進課	地方創生事業費	ホームページ・ポータルサイト・各種 SNS 運用保守	水上村	4,780	956	956	956	956	956	
3	地方創生推進課	地方創生事業費	企(起)業誘致促進事業補助	水上村	56,500	13,200	20,644	22,656			国・ふるさと応援基金
4	地方創生推進課	地方創生事業費	ふるさと寄附金事業	水上村	868,741	268,741	150,000	150,000	150,000	150,000	
5	地方創生推進課	地方創生事業費	危険空家等除却推進事業補助	水上村	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	国
6	地方創生推進課	地域振興支援事業	地域コミュニティ活動支援等助成	水上村	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	県
7	地方創生推進課	移住定住推進事業	移住支援金	水上村	18,000	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	国・ふるさと応援基金
8	地方創生推進課	各種大会	奥球磨男子駅伝大会	水上村	7,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
9	地方創生推進課	各種大会	奥球磨女子駅伝大会	水上村	7,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
10	地方創生推進課	各種大会	球磨川復興トレイルラン	水上村	2,500	500	500	500	500	500	
11	地方創生推進課	各種大会	マウンテンスポーツ大会	水上村	20,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
12	地方創生推進課	クロスカントリー事業	指定管理委託料(スカイヴィレッジ)	水上村	35,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	
13	地方創生推進課	地域おこし協力隊事業	地域おこし協力隊経費(スポーツ推進)	水上村	17,800	10,400	7,400				国
14	地方創生推進課	生涯スポーツ推進事業	指定管理委託料(スカイヴィレッジ)	水上村	34,000	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	
15	地方創生推進課	スポーツ環境整備事業	旧湯山小学校活用整備	水上村	748,300	668,300	20,000	20,000	20,000	20,000	国・過疎債・ふるさと応援基金
16	地方創生推進課	スポーツ環境整備事業	陸上競技場整備	水上村	1,755,900	740,900	1,000,000	5,000	5,000	5,000	国・過疎債・ふるさと応援基金
17	地方創生推進課	産業推進機構事業	産業推進機構構事業	水上村	160,186	32,186	32,000	32,000	32,000	32,000	
18	地方創生推進課	地域おこし協力隊事業	地域おこし協力隊経費(産業振興)	水上村	31,200	10,400	10,400	10,400			国
19	地方創生推進課	サテライトオフィス等誘致事業	岩野・湯山サテライトオフィス維持管理	水上村	4,750	950	950	950	950	950	
20	地方創生推進課	サテライトオフィス等誘致事業	サテライトオフィス等進出支援事業費補助	水上村	18,690	6,230	6,230	6,230			ふるさと応援基金
21	地方創生推進課	水上ツーリズム推進事業	観光振興助成	水上村	110,159	27,359	21,800	21,000	20,000	20,000	
22	地方創生推進課	水上ツーリズム推進事業	ツーリズムの推進、水の上の学校の開催	株式会社みずかみ 地方創生推進部	1,100	220	220	220	220	220	
23	地方創生推進課	水上ツーリズム推進事業	婚活(婚活)イベント企画運営委託	水上村	5,400	2,400	2,400	200	200	200	国・ふるさと応援基金
24	地方創生推進課	水上ツーリズム推進事業	結婚新生活支援事業補助	水上村	10,500	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	国
25	地方創生推進課	水上ツーリズム推進事業	宿泊クーポン事業補助	水上村	125,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	ふるさと応援基金
26	地方創生推進課	石倉管理	石倉維持管理	水上村	4,072	872	800	800	800	800	
27	地方創生推進課	観光施設管理事業	観光施設等維持修繕費	水上村	34,900	6,900	7,000	7,000	7,000	7,000	
28	地方創生推進課	観光施設管理費	指定管理委託料(観光施設、キャンプ場)	水上村	31,000	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	
合 計					4,124,478	1,851,214	1,341,000	337,612	297,326	297,326	
総 計					16,468,849	4,224,467	3,680,059	2,948,412	2,853,671	2,762,240	

2 財政計画（令和7年度～9年度推計）

項 目	R5（2023） 決算※参考				R6（2024） 決算見込			
		歳入：経常一財 歳出：経常経費 充当一財	増減額	増減率%		歳入：経常一財 歳出：経常経費 充当一財	増減額	増減率%
歳入（A）	6,224,062	1,987,778	-	-	4,867,967	2,042,948	55,170	2.7
地方税	253,901	253,901	-	-	246,510	246,510	▲7,391	▲3.0
地方譲与税	88,546	88,546	-	-	108,475	108,475	19,929	18.4
利子割交付金	30	30	-	-	30	30	0	0.0
配当割交付金	482	482	-	-	300	300	▲182	▲60.7
株式等譲渡所得割交付金	499	499	-	-	200	200	▲299	▲149.5
地方消費税交付金	47,314	47,314	-	-	47,500	47,500	186	0.4
自動車取得税交付金	4,332	4,332	-	-	3,001	3,001	▲1,331	▲44.4
法人事業税交付金	2,665	2,665	-	-	1,000		▲2,665	-
地方特例交付金	702	702	-	-	200	200	▲502	▲251.0
地方交付税	1,873,331	1,587,314	-	-	1,751,938	1,631,938	44,624	2.7
分担金及び負担金	3,700		-	-	24,103		0	-
使用料・手数料	29,654		-	-	29,776		0	-
国庫支出金	965,315		-	-	406,696		0	-
県支出金	189,750		-	-	183,699		0	-
財産収入	19,196	1,981	-	-	46,387	4,787	2,806	58.6
寄付金	988,392		-	-	550,711		0	-
繰入金	427,594		-	-	418,376		0	-
繰越金	692,536		-	-	791,720		0	-
諸収入	101,478	12	-	-	61,249	7	▲5	▲65.7
地方債	534,645		-	-	196,097		0	-
うち臨時財政対策債	7,145		-	-	3,497		0	-
歳出（B）	5,432,342	1,685,895	-	-	4,197,940	1,673,725	▲12,170	▲0.7
人件費	509,026	424,079	-	-	596,816	497,219	73,140	14.7
物件費	1,172,269	277,418	-	-	936,525	221,629	▲55,789	▲25.2
維持補修費	42,146	25,091	-	-	41,783	24,875	▲216	▲0.9
扶助費	180,845	40,199	-	-	129,423	28,769	▲11,430	▲39.7
補助費等	491,926	186,742	-	-	655,459	248,821	62,079	24.9
公債費	492,965	492,965	-	-	479,192	479,192	▲13,773	▲2.9
積立金	692,465		-	-	471,671		0	-
投資及び出資金・貸付金	31,831		-	-	20,000		0	-
繰出金	323,502	239,401	-	-	234,072	173,220	▲66,181	▲38.2
普通建設事業費	790,624		-	-	408,236		0	-
災害復旧事業費	704,743		-	-	224,763		0	-
収支（A）－（B）＝（C）	791,720	301,883	-	-	670,027	369,223	67,340	18.2
経常収支比率 （経費充当一財／（経常一財＋臨時財政対策債））		84.5	-	-		81.8	▲2.7	-
財政調整基金	前年度末残高	590,683	-	-		715,596	124,913	17.5
	当該年度積立額又は予定額	124,913	-	-		5,714	▲119,199	▲2,086.1
	当該年度取崩額又は予定額		-	-			0	-
	当該年度末残高①	715,596	-	-		721,310	5,714	0.8
	標準財政規模②	1,994,182	-	-		2,039,154	44,972	2.2
	当該年度末残高①／標準財政規模②	35.9	-	-		35.4	▲0.5	▲1.4
地方債残高		3,579,700	-	-		3,222,358	▲357,342	▲11.1

R7 (2025) 推計				R8 (2026) 推計				R9 (2027) 推計			
	歳入：經常一財 歳出：經常經費 充当一財	増減額	増減率%		歳入：經常一財 歳出：經常經費 充当一財	増減額	増減率%		歳入：經常一財 歳出：經常經費 充当一財	増減額	増減率%
6,667,400	1,962,553	▲ 80,395	▲ 4.1	5,448,321	1,964,927	2,374	0.1	4,517,878	1,965,645	718	0.0
242,909	242,909	▲ 3,601	▲ 1.5	239,361	239,361	▲ 3,548	▲ 1.5	235,865	235,865	▲ 3,496	▲ 1.5
112,864	112,864	4,389	3.9	117,431	117,431	4,567	3.9	122,183	122,183	4,752	3.9
40	40	10	25.0	40	40	0	0.0	40	40	0	0.0
300	300	0	0.0	300	300	0	0.0	300	300	0	0.0
200	200	0	0.0	200	200	0	0.0	200	200	0	0.0
49,000	49,000	1,500	3.1	49,000	49,000	0	0.0	49,000	49,000	0	0.0
3,001	3,001	0	0.0	3,001	3,001	0	0.0	3,001	3,001	0	0.0
2,000		0	-	2,000	2,000	2,000	100.0	2,000	2,000	0	0.0
200	200	0	0.0	200	200	0	0.0	200	200	0	0.0
1,650,000	1,550,000	▲ 81,938	▲ 5.3	1,650,000	1,550,000	0	0.0	1,650,000	1,550,000	0	0.0
24,274		0	-	26,250		0	-	54,750		0	-
28,851		0	-	27,956		0	-	27,088		0	-
1,690,108		0	-	1,097,641		0	-	725,301		0	-
233,390		0	-	239,351		0	-	245,484		0	-
39,030	4,028	▲ 759	▲ 18.8	32,840	3,389	▲ 639	▲ 18.8	27,631	2,852	▲ 537	▲ 18.8
504,433		0	-	300,000		0	-	300,000		0	-
504,557		0	-	483,057		0	-	441,718		0	-
670,027		0	-	563,668		0	-	426,979		0	-
94,116	11	4	34.9	45,625	5	▲ 6	▲ 106.3	46,538	6	0	2.0
818,100		0	-	570,400		0	-	159,600		0	-
		0	-			0	-			0	-
6,103,732	1,650,271	▲ 23,454	▲ 1.4	5,021,342	1,682,454	32,183	1.9	4,317,793	1,673,531	▲ 8,923	▲ 0.5
579,430	482,734	▲ 14,485	▲ 3.0	591,018	492,388	9,655	2.0	602,839	502,236	9,848	2.0
945,098	223,658	2,029	0.9	910,000	215,352	▲ 8,306	▲ 3.9	928,200	219,659	4,307	2.0
40,761	24,267	▲ 608	▲ 2.5	41,577	24,752	485	2.0	42,408	25,247	495	2.0
146,098	32,475	3,707	11.4	149,020	33,125	650	2.0	152,001	33,787	662	2.0
669,246	254,055	5,233	2.1	682,630	259,136	5,081	2.0	696,283	264,319	5,183	2.0
481,378	481,378	2,186	0.5	473,361	473,361	▲ 8,017	▲ 1.7	410,655	410,655	▲ 62,706	▲ 15.3
554,448		0	-	259,537		0	-	264,728		0	-
20,000		0	-	20,000		0	-	20,000		0	-
204,998	151,705	▲ 21,516	▲ 14.2	249,098	184,340	32,635	17.7	294,080	217,628	33,288	15.3
1,734,506		0	-	1,232,500		0	-	394,000		0	-
727,769		0	-	412,600		0	-	512,600		0	-
563,668	312,282	▲ 56,941	▲ 18.2	426,979	282,473	▲ 29,809	▲ 10.6	200,085	292,115	9,641	3.3
84.1	2.3	-	-	85.6	1.5	-	-	85.1	▲ 0.5	-	-
721,310	5,714	0.8	-	726,310	5,000	0.7	-	731,310	5,000	0.7	-
5,000	▲ 714	▲ 14.3	-	5,000	0	0.0	-	5,000	0	0.0	-
	0	-	-		0	-	-		0	-	-
726,310	5,000	0.7	-	731,310	5,000	0.7	-	736,310	5,000	0.7	-
1,960,514	▲ 78,639	▲ 4.0	-	1,961,533	1,019	0.1	-	1,962,788	1,255	0.1	-
37.0	1.7	4.5	-	37.3	0.2	0.6	-	37.5	0.2	0.6	-
3,574,137	351,779	9.8	-	3,693,275	119,138	3.2	-	3,459,600	▲ 233,675	▲ 6.8	-

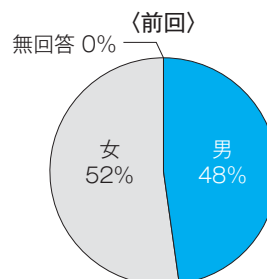
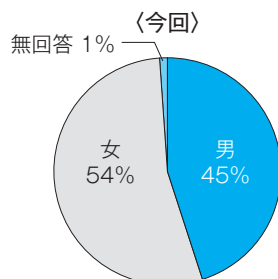
参 考 資 料

- 1 住民アンケート調査結果
- 2 総合計画策定関連資料

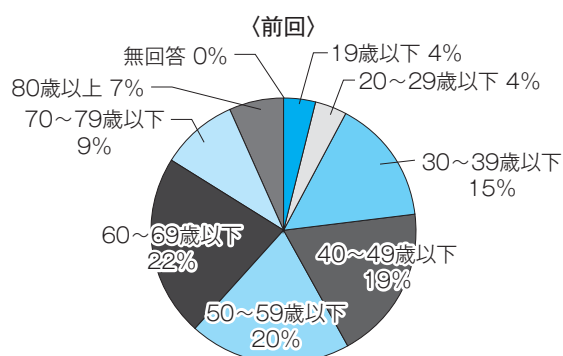
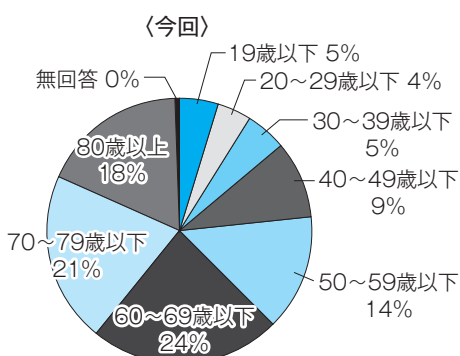
第6次水上村総合計画策定に伴う住民意識調査（住民アンケート）結果

令和6年8月調査
住民 = 264/500 = 52.8%

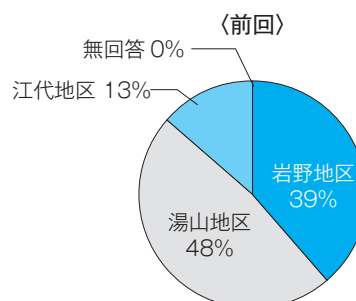
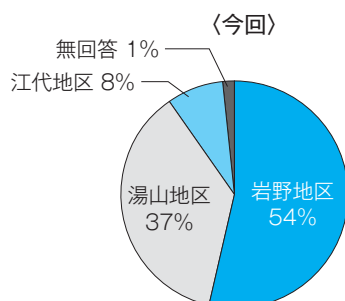
問1 あなたの性別は



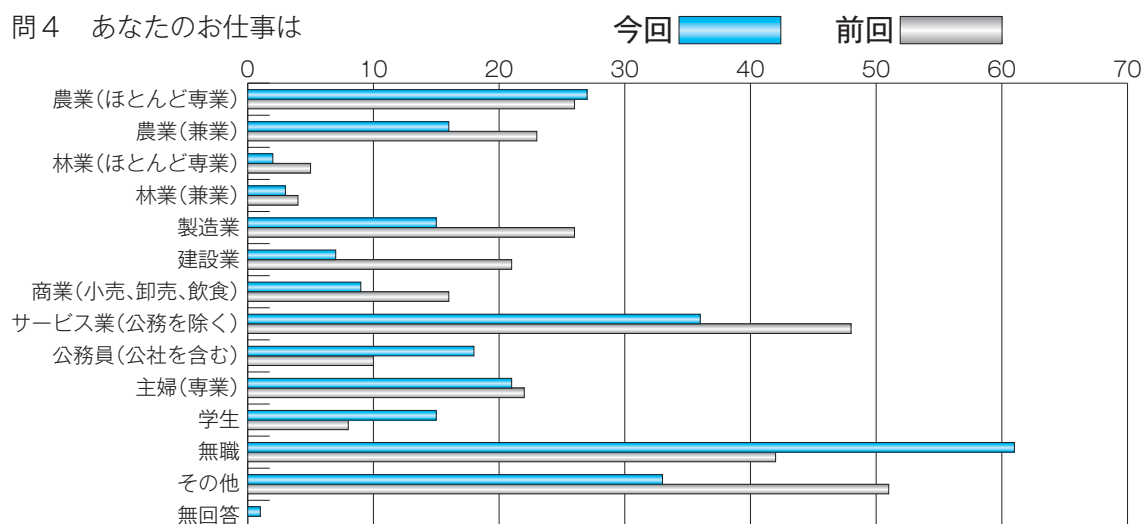
問2 あなたの年齢は



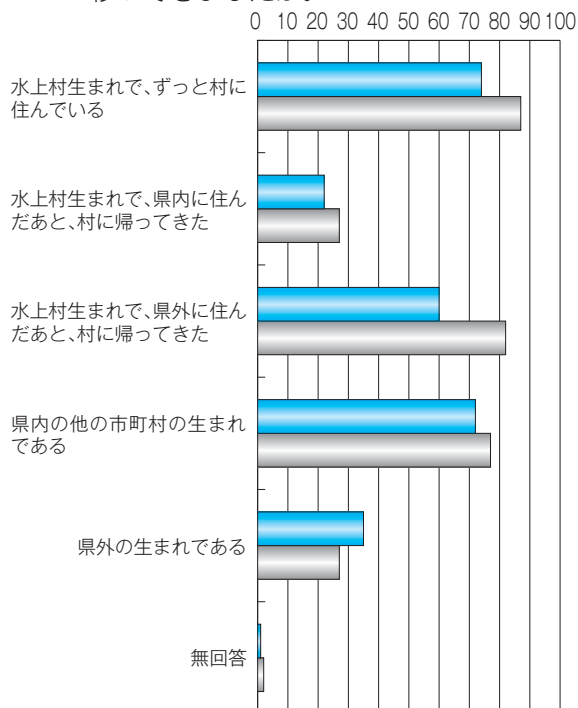
問3 あなたのお住まいは



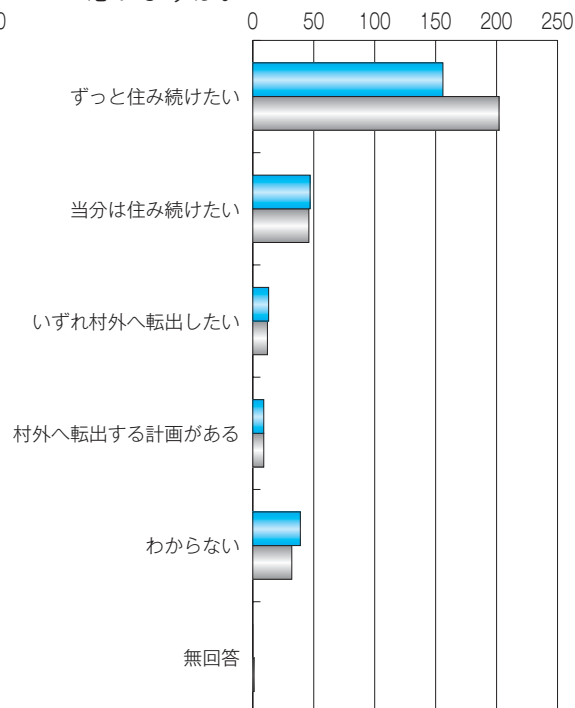
問4 あなたのお仕事は



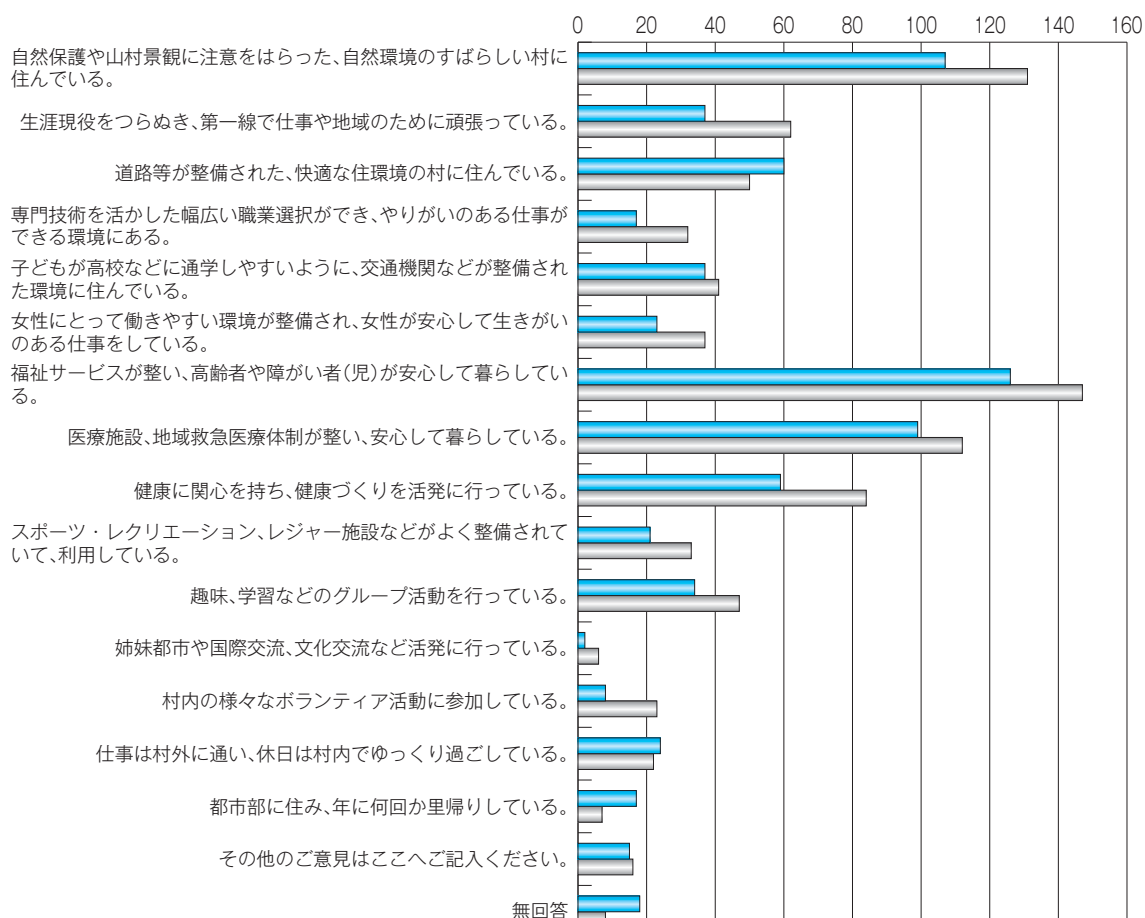
問5 水上村生まれですか、どちらから移ってきましたか。



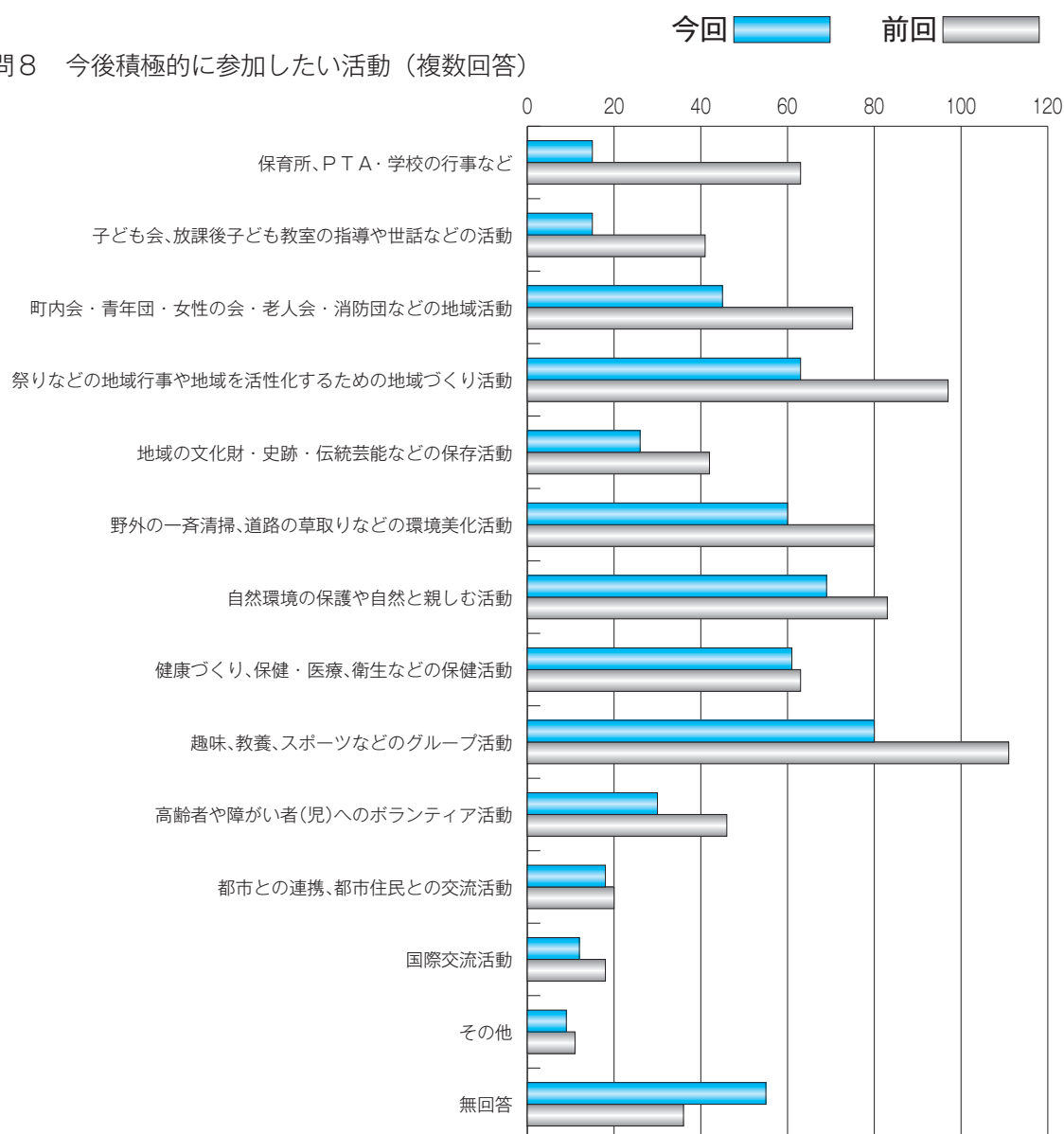
問6 これからも水上村に住み続けたいと思いますか。



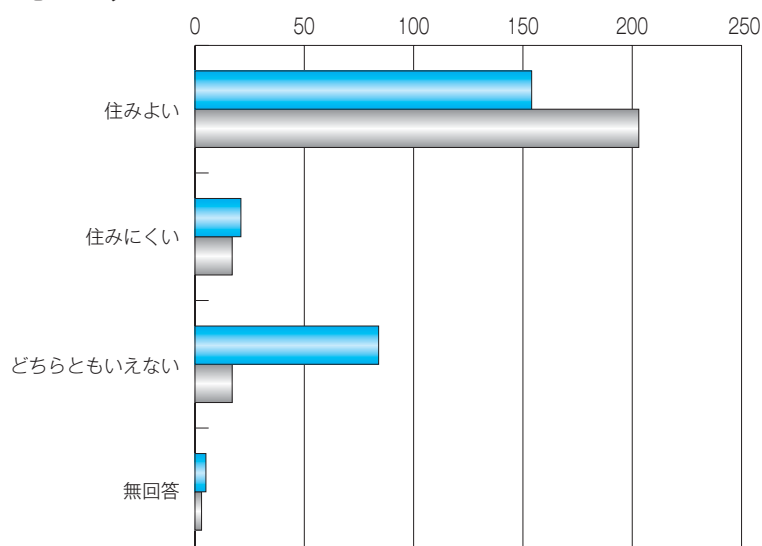
問7 10年後、あなたはどのような暮らしをしたいと思いますか（3つ選ぶ）



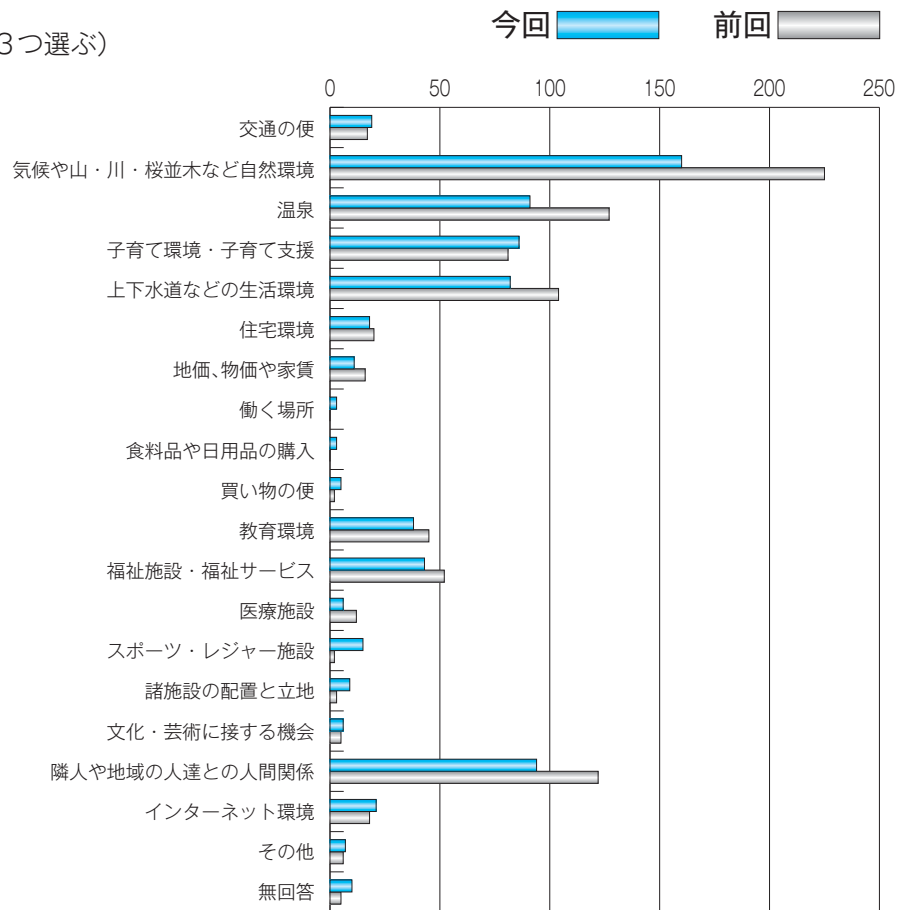
問8 今後積極的に参加したい活動（複数回答）



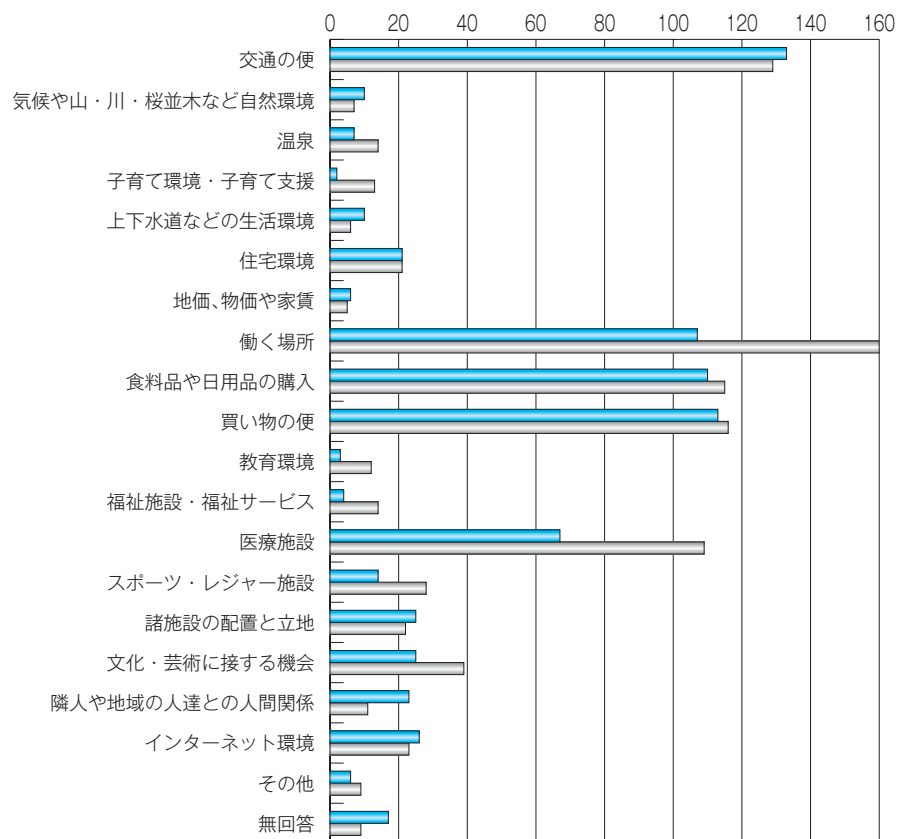
問9 水上村を住みよいところと思いますか



問 10 満足な点（3つ選ぶ）

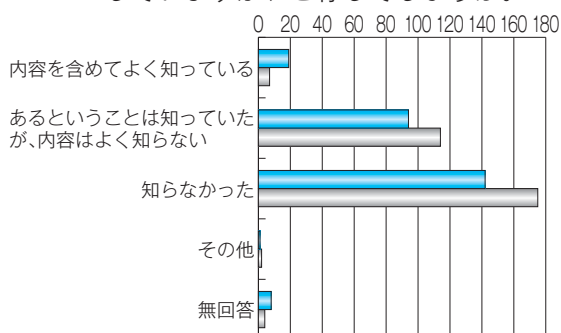


問 11 水上村の不満足な点を3つ選んで○をつけてください。

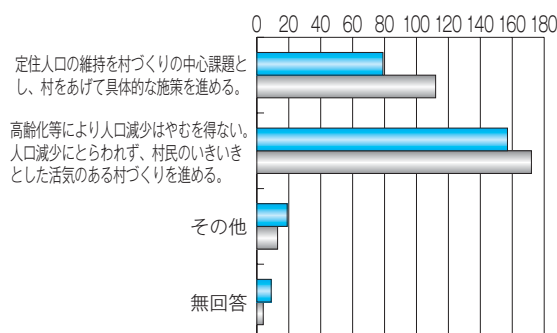


今回 前回

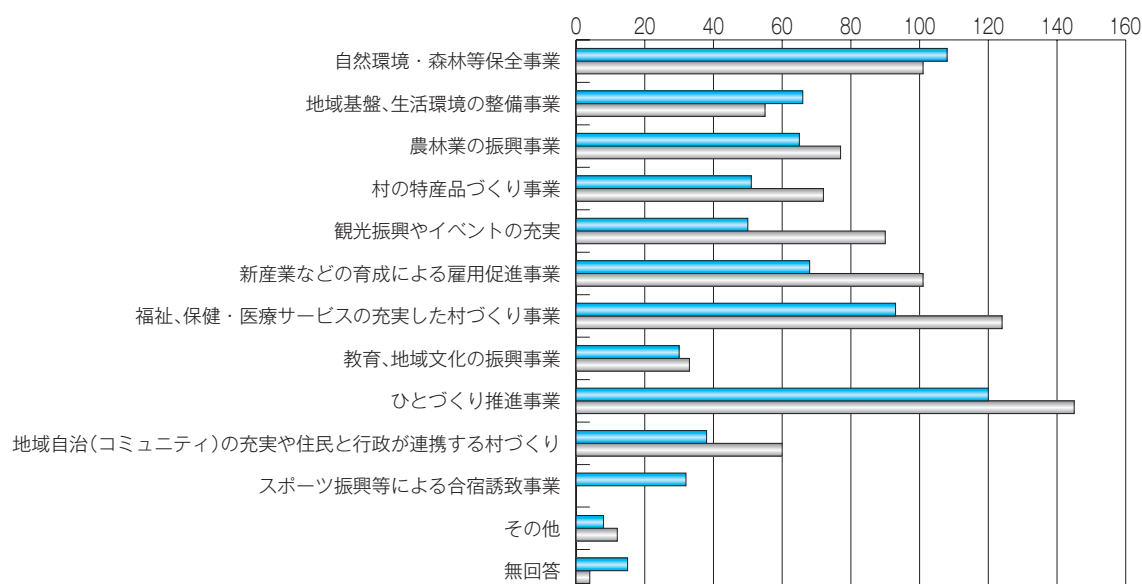
問 12 村づくりの指針として 10 年間の基本構想を立て、5 年間の基本計画を作成していますが、ご存じでしょうか。



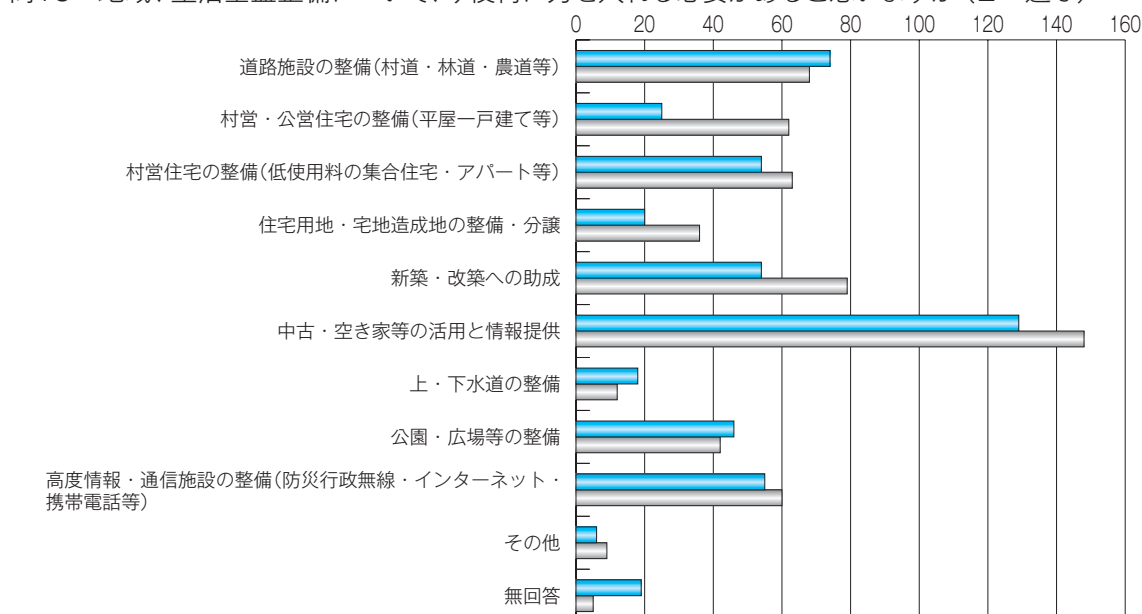
問 13 今後 10 年後の目標人口について、あなたはどのように考えますか



問 14 水上村が、今後重点的に取り組むべき事業を進めるとしたら、どれになると思いますか (3つ選ぶ)

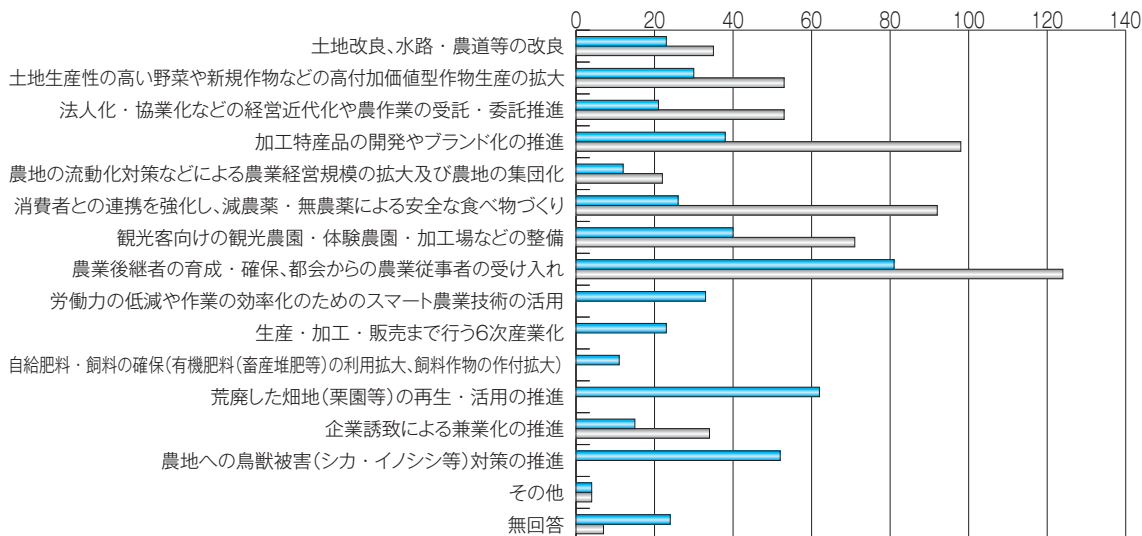


問 15 地域、生活基盤整備について、今後何に力を入れる必要がありますか (2つ選ぶ)

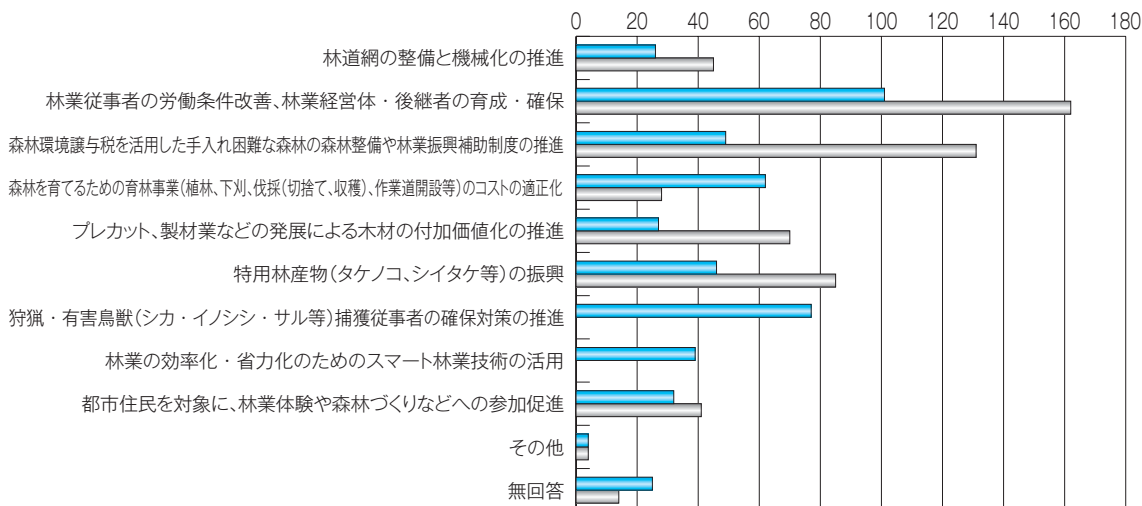


今回  前回 

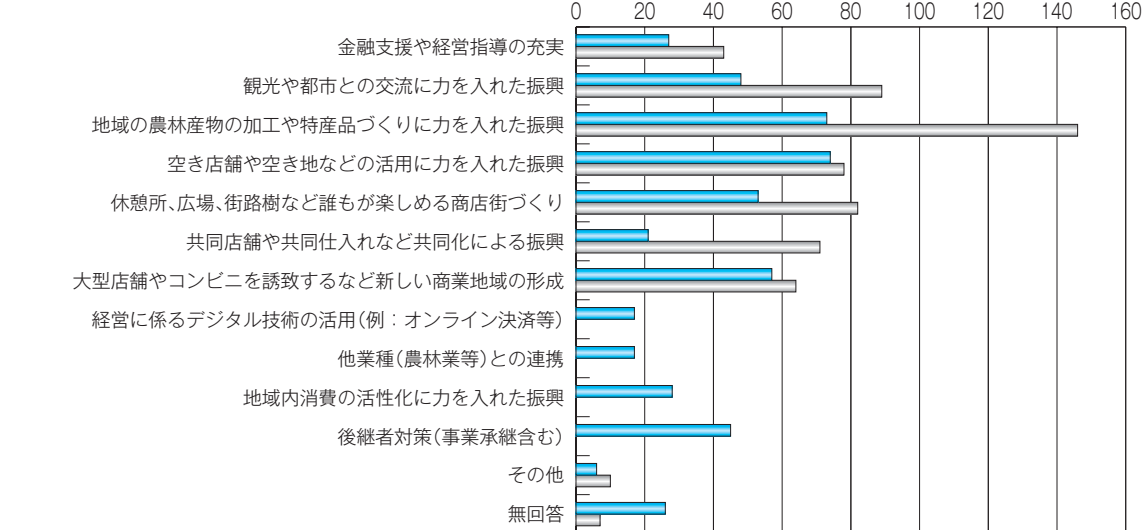
問16 農業振興対策として、今後何に力を入れる必要があると思いますか（2つ選ぶ）

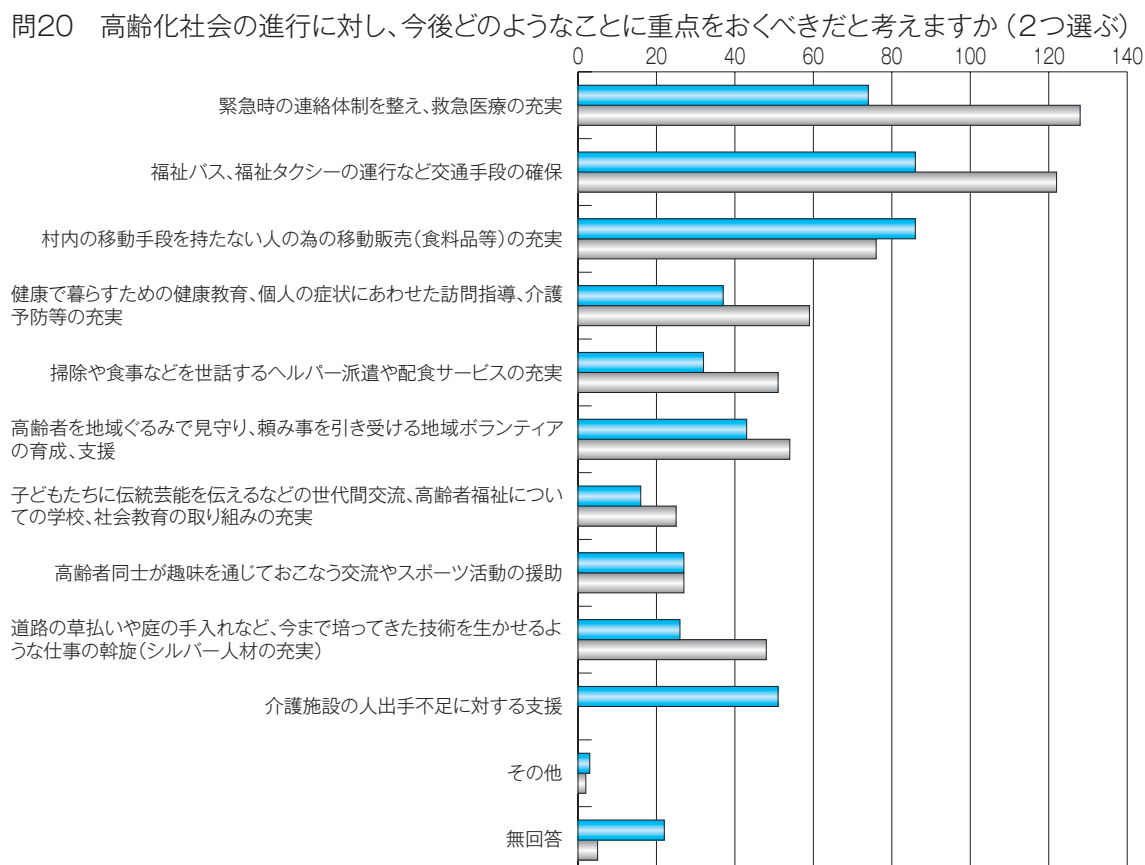
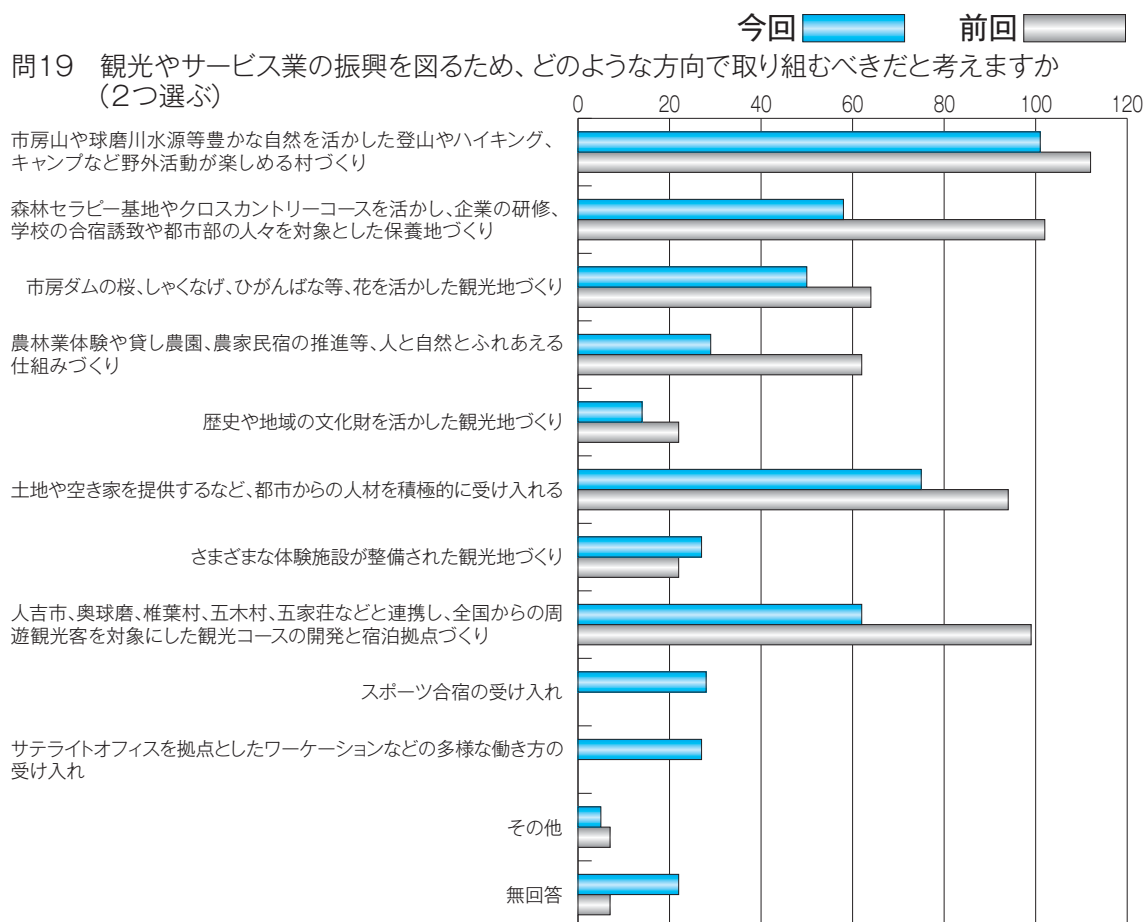


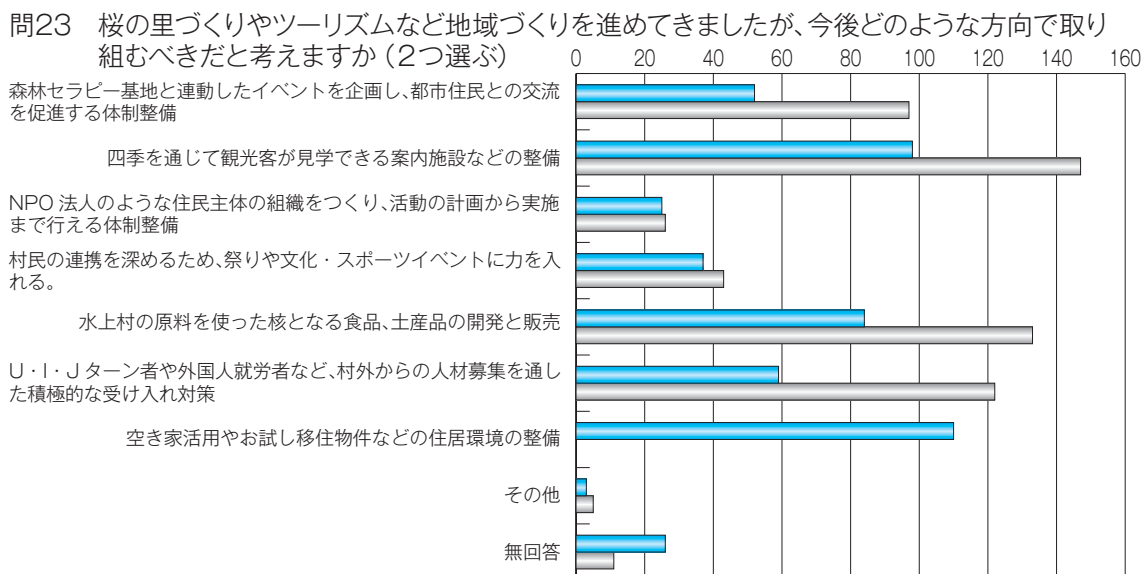
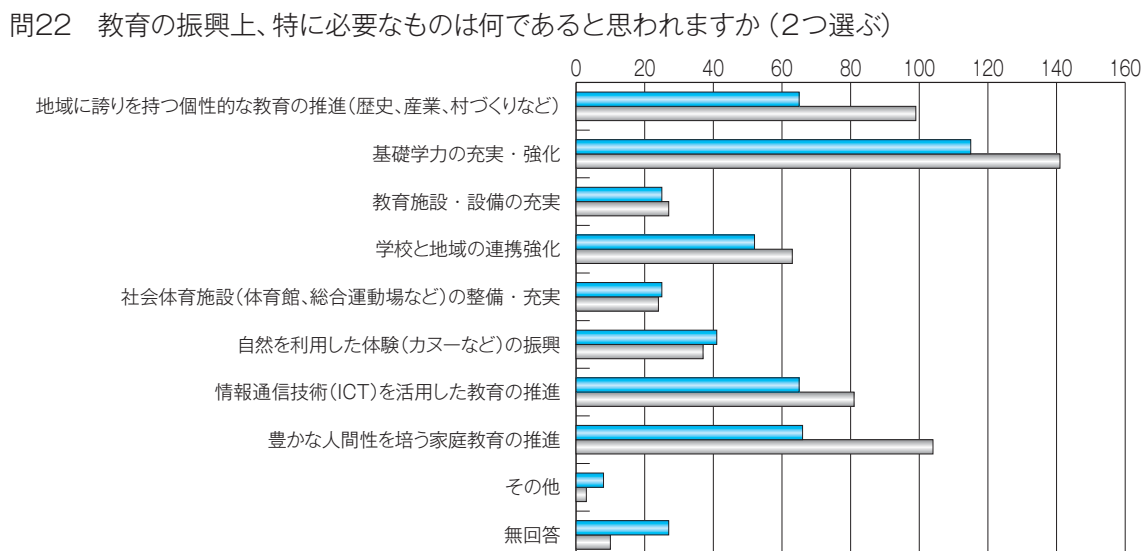
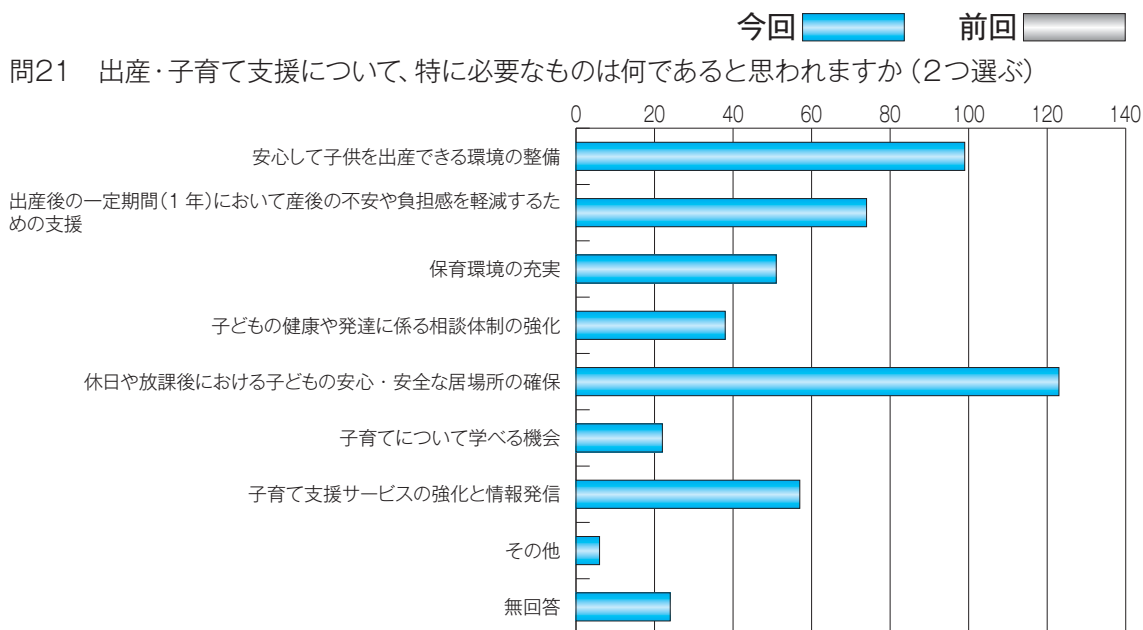
問17 林業振興対策として、今後何に力を入れる必要があると思いますか（2つ選ぶ）



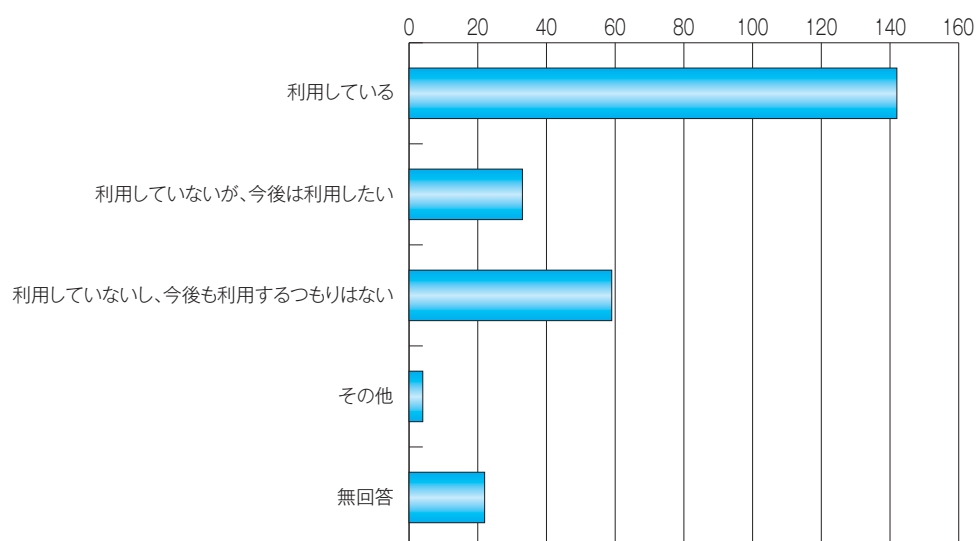
問18 商業振興対策として、今後何に力を入れる必要があると思いますか（2つ選ぶ）



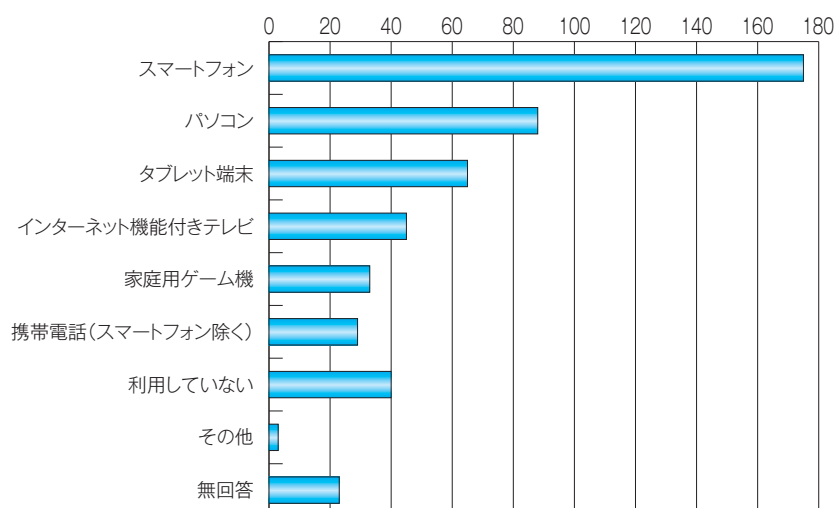




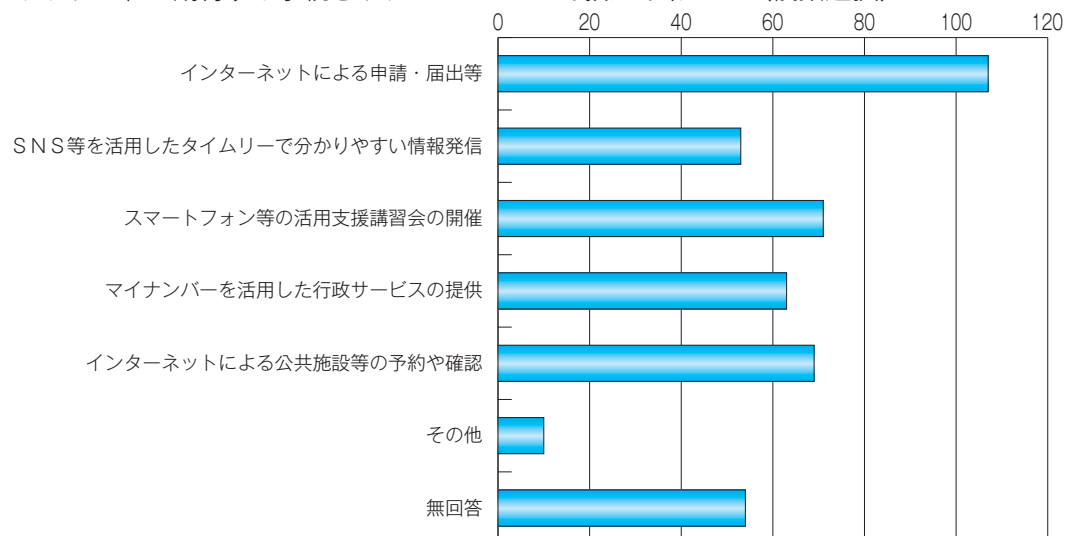
問24 インターネットのご利用状況について教えてください



問25 インターネットを利用している情報通信機器について教えてください(複数選択)



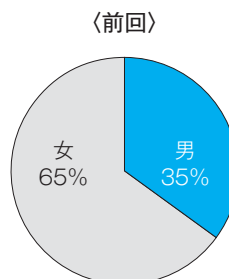
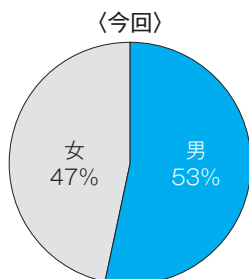
問26 デジタル化を期待する手続きやサービスについて教えてください(複数選択)



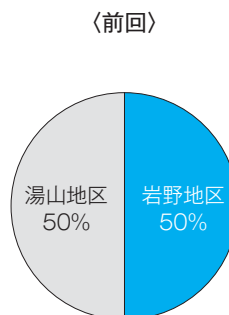
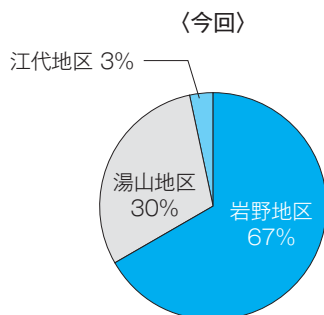
第6次水上村総合計画策定に伴う住民意識調査（住民アンケート）結果

令和6年8月調査
水上学園8・9年生 30/30 = 100%

問1 あなたの性別は

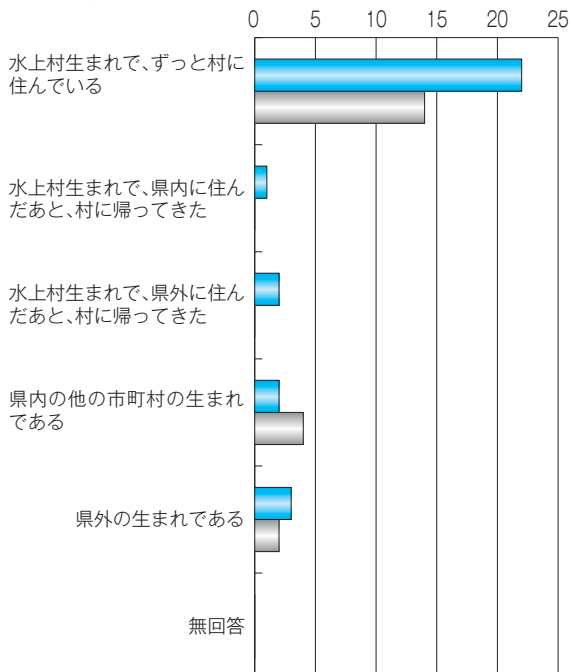


問3 あなたのお住まいは

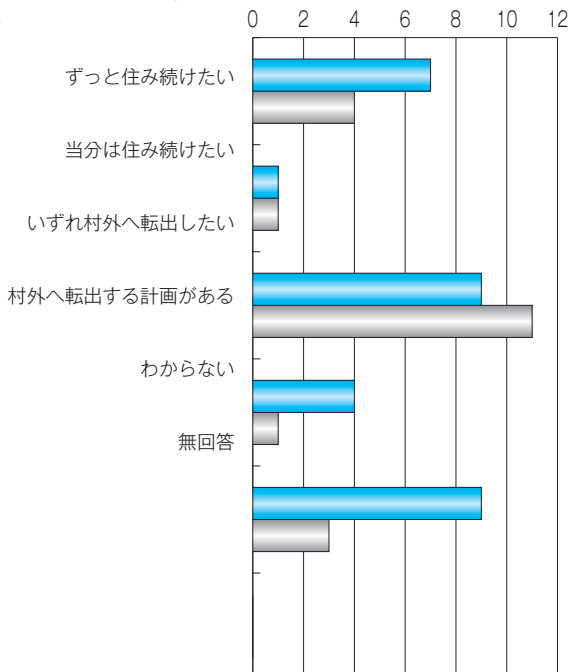


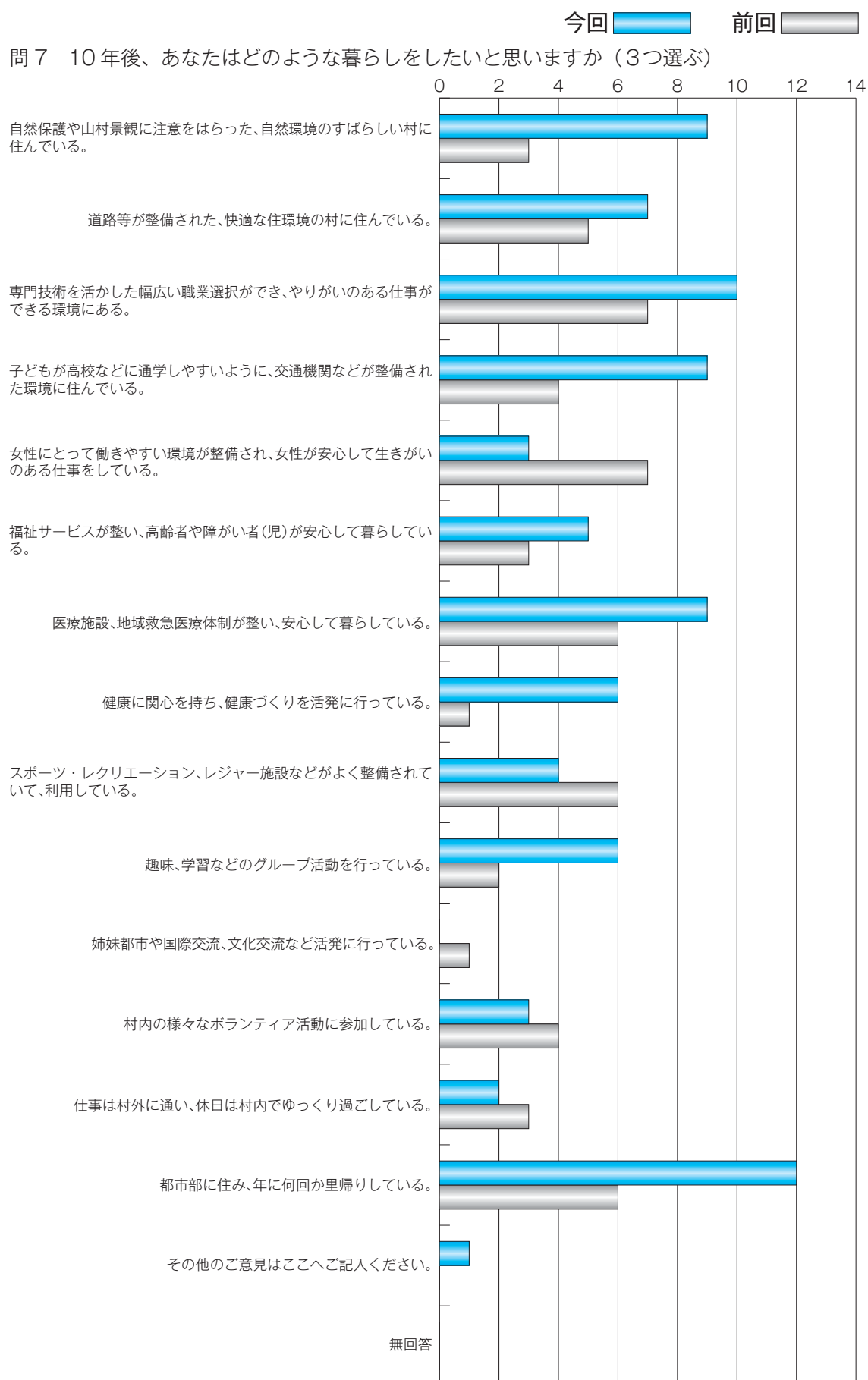
今回 前回

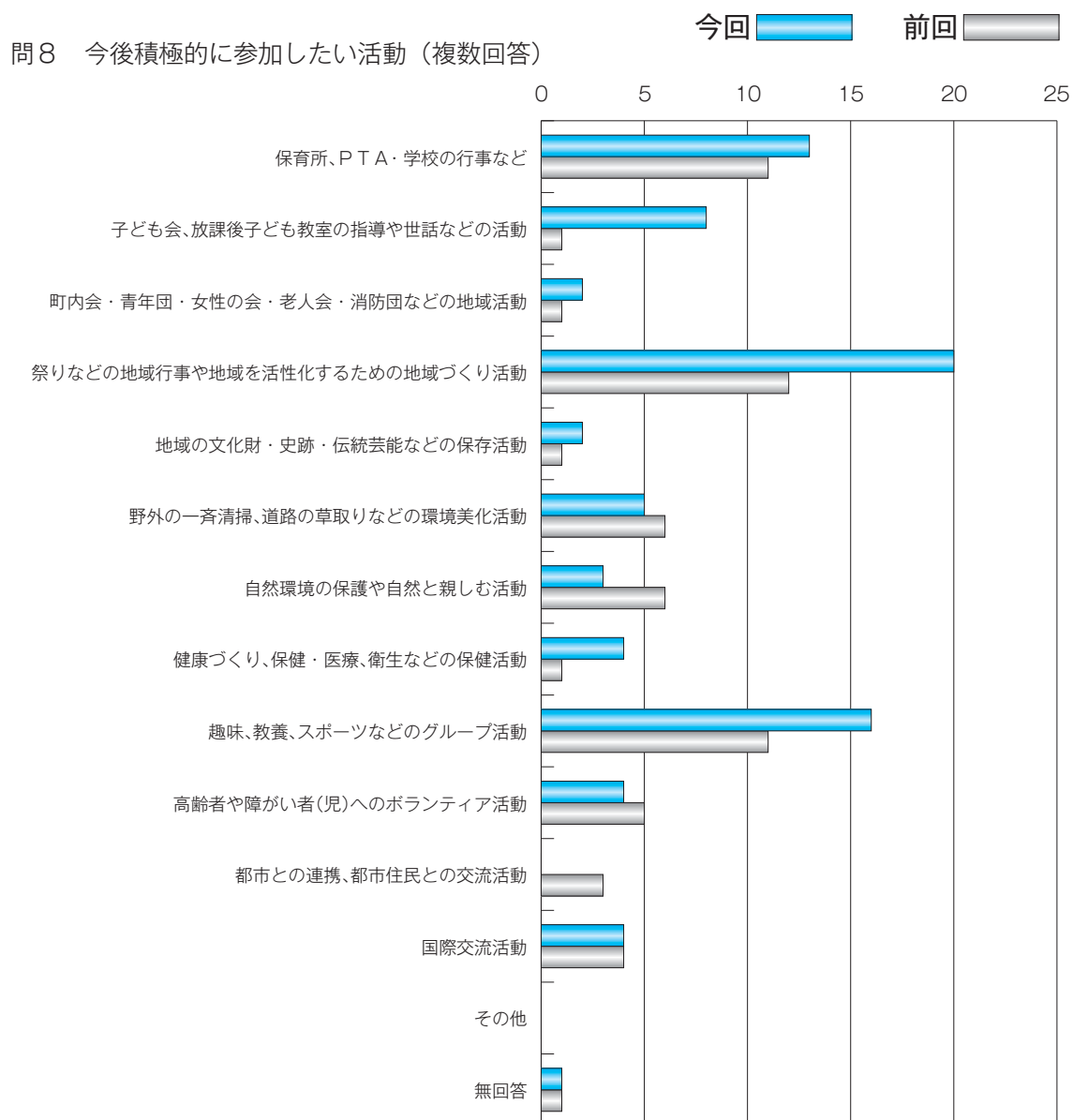
問5 水上村生まれですか、どちらから移ってきましたか。



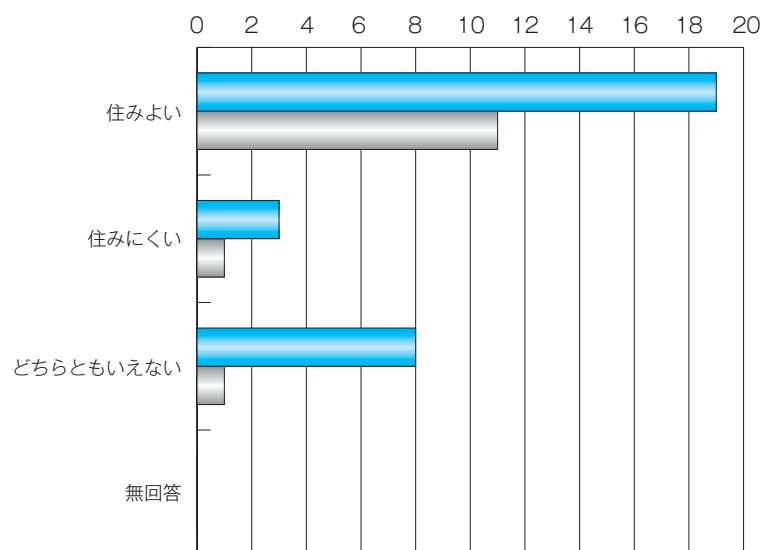
問6 これからも水上村に住み続けたいと思いますか。



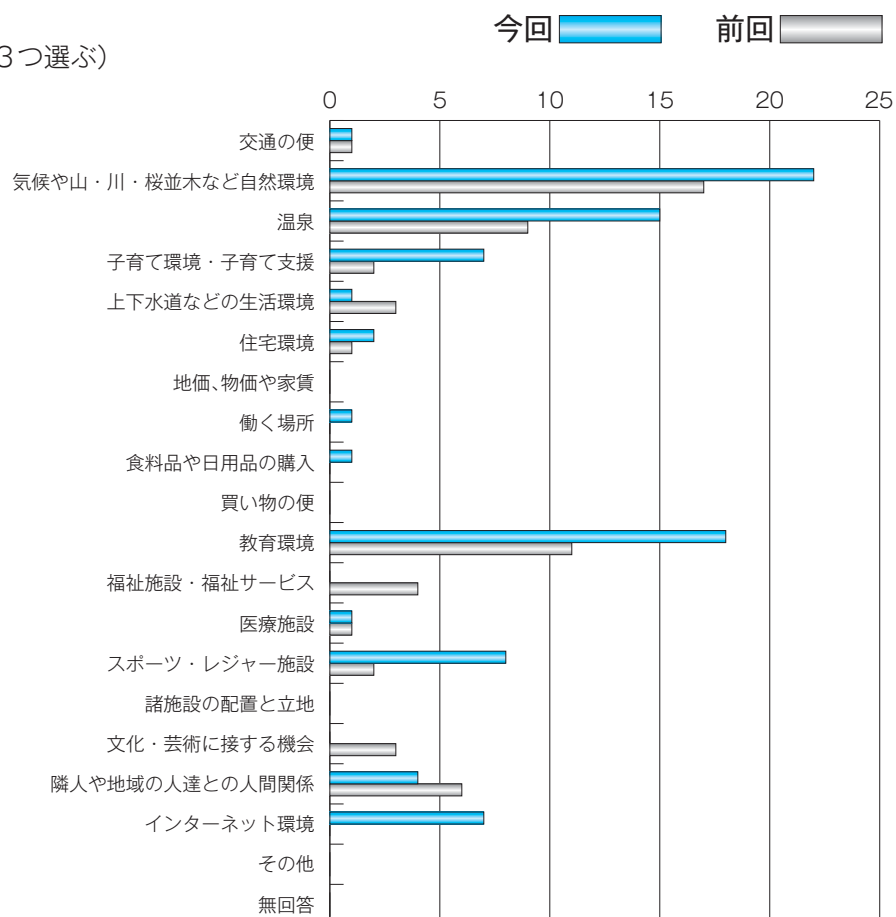




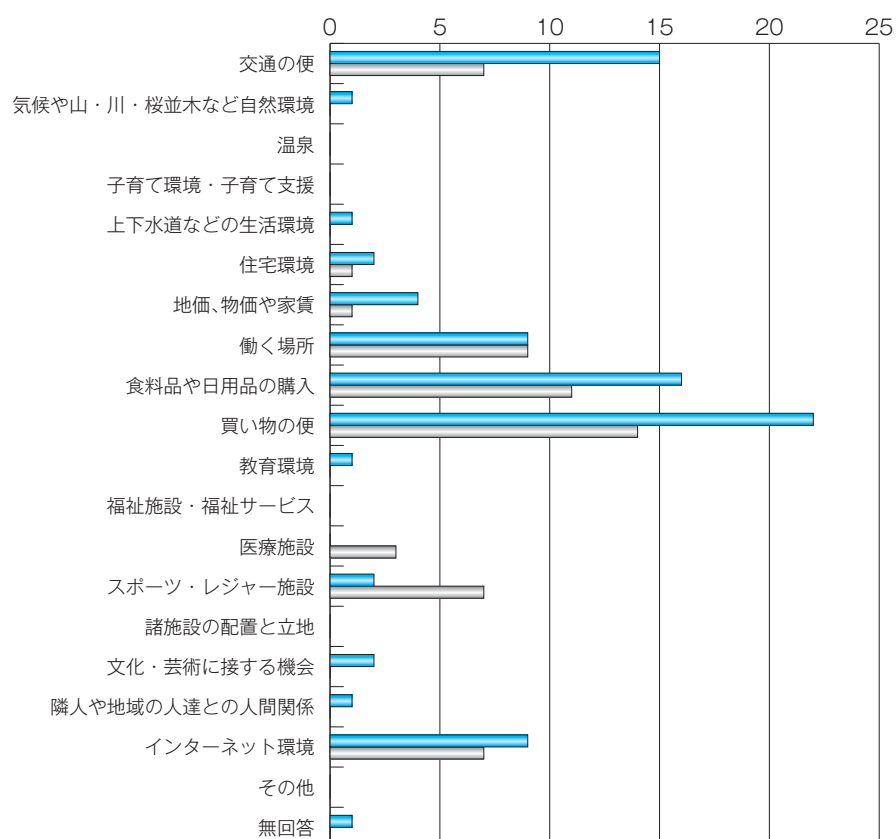
問9 水上村を住みよいところと思いますか

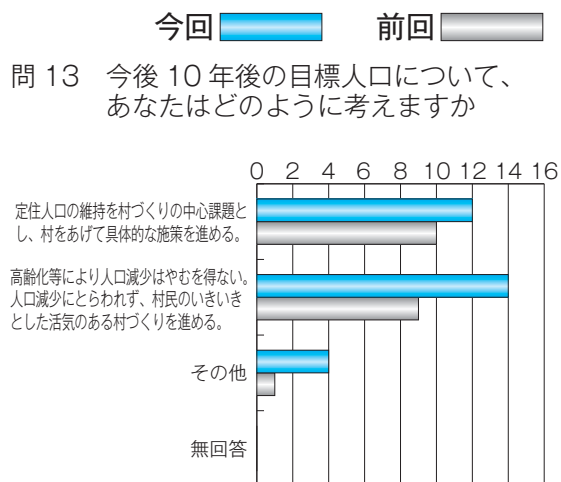
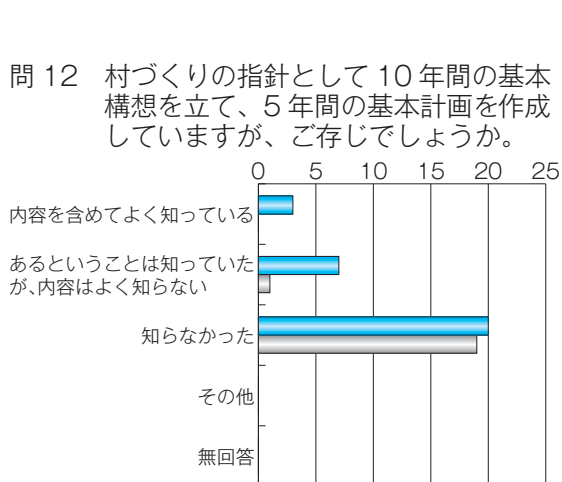


問 10 満足な点（3つ選ぶ）

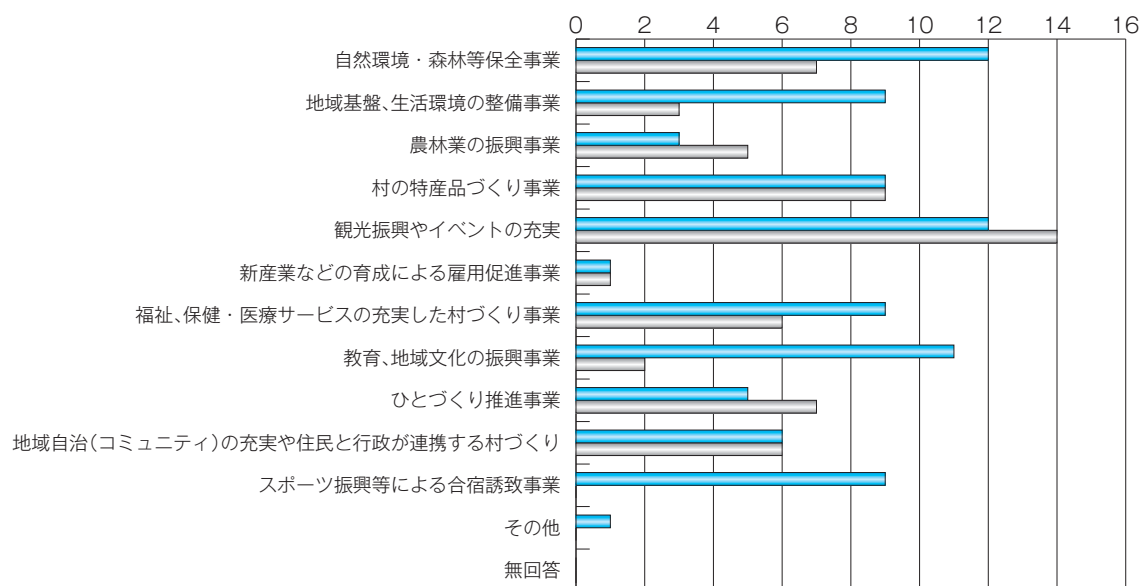


問 11 水上村の不満足な点を3つ選んで○をつけてください。

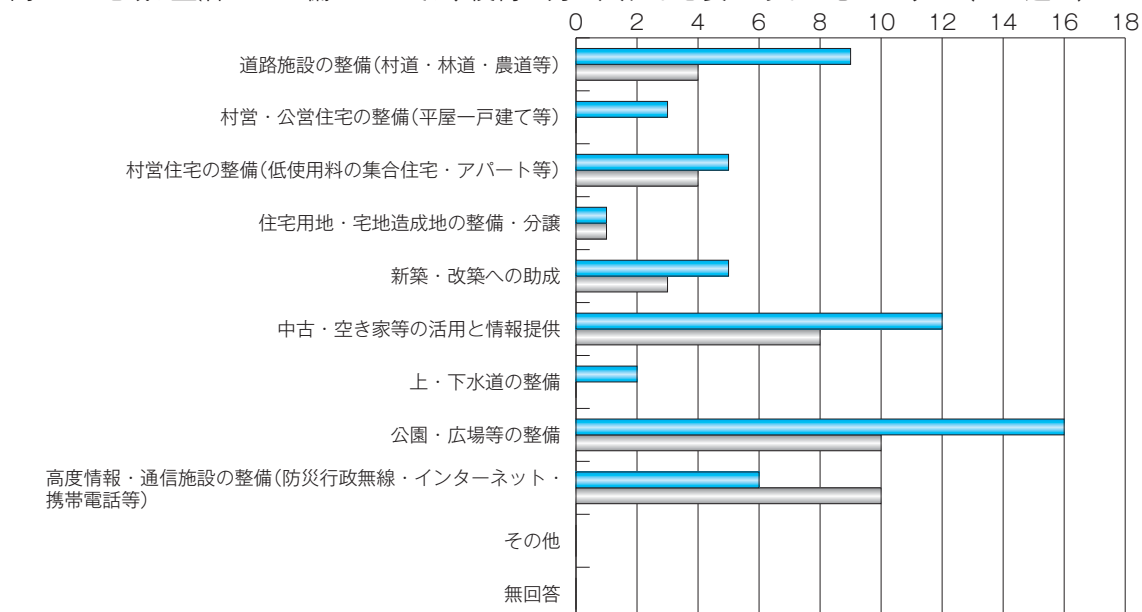




問 14 水上村が、今後重点的に取り組むべき事業を進めるとしたら、どれになると思いますか (3つ選ぶ)

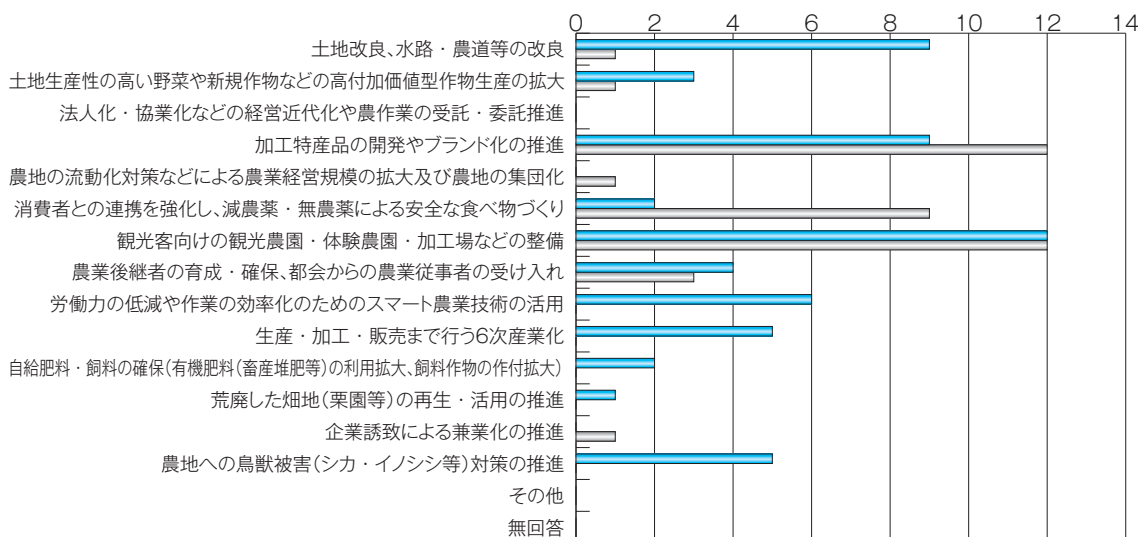


問 15 地域、生活基盤整備について、今後何に力を入れる必要があると思いますか (2つ選ぶ)

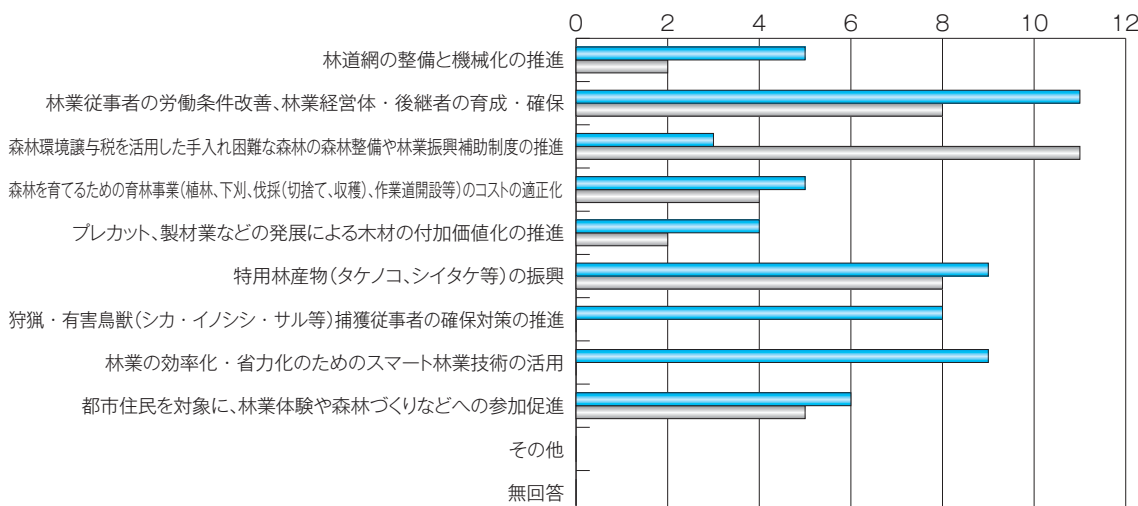


今回 前回

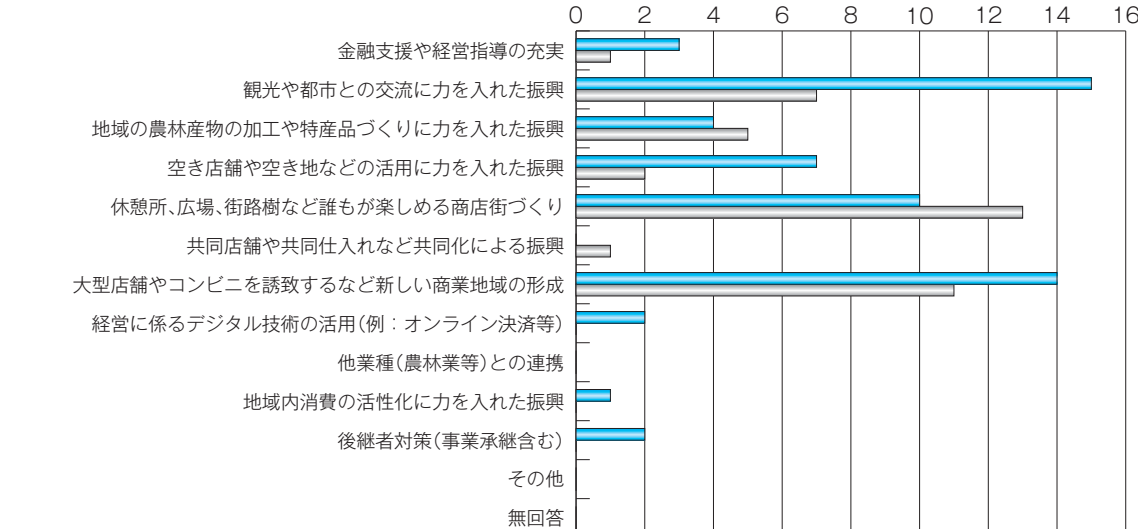
問16 農業振興対策として、今後何に力を入れる必要があると思いますか（2つ選ぶ）

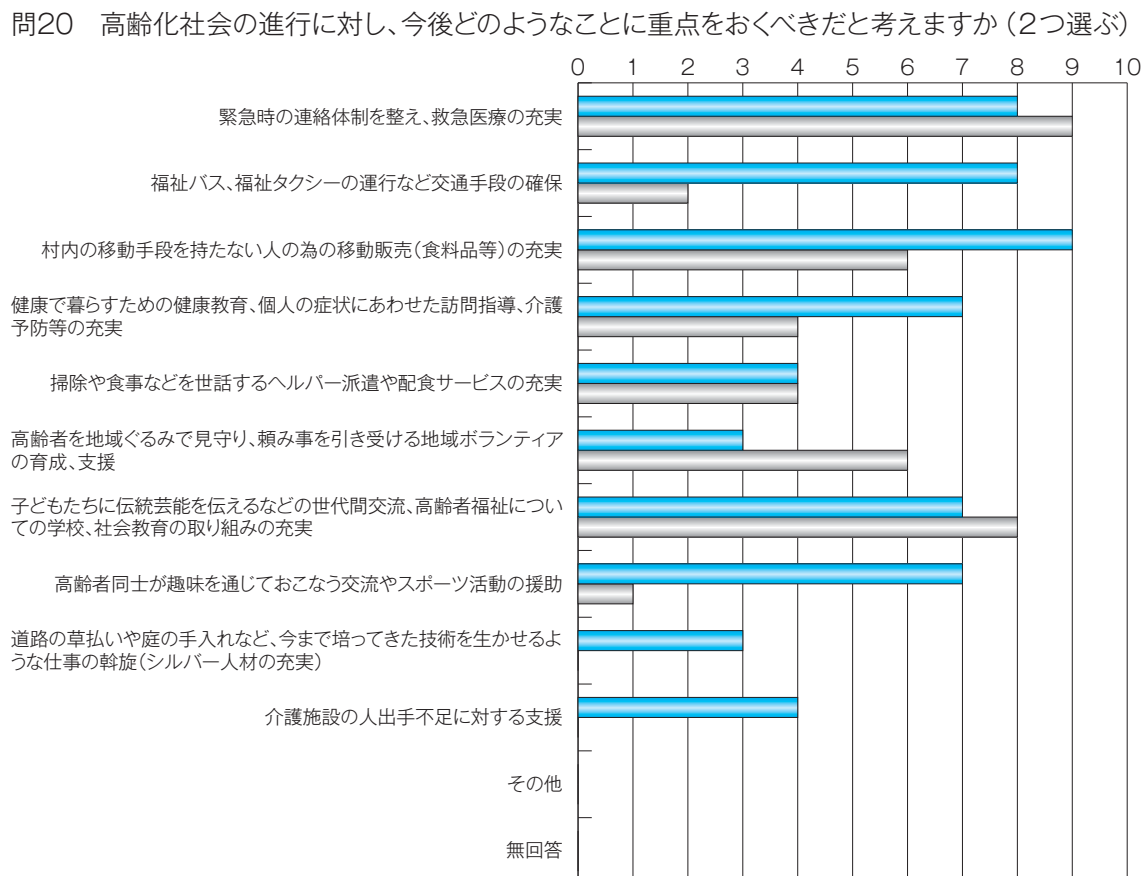
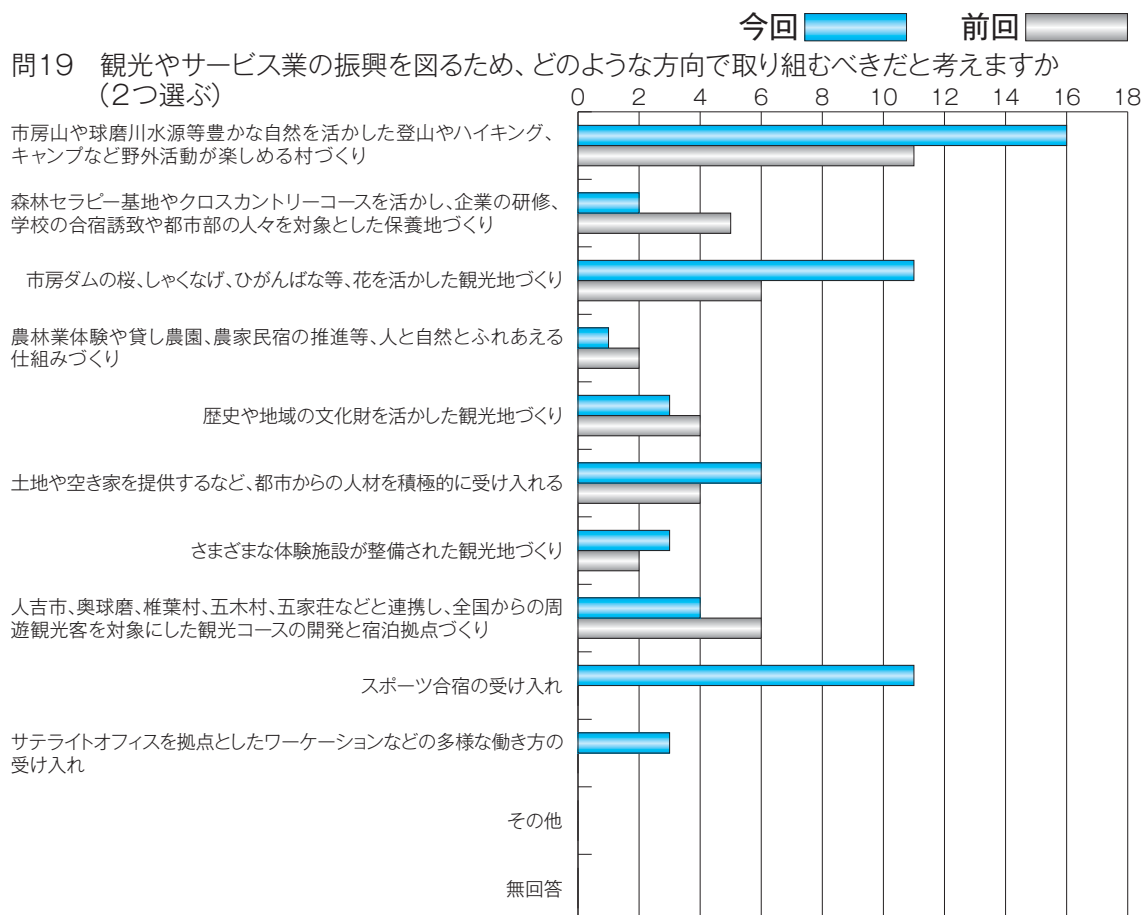


問17 林業振興対策として、今後何に力を入れる必要があると思いますか（2つ選ぶ）

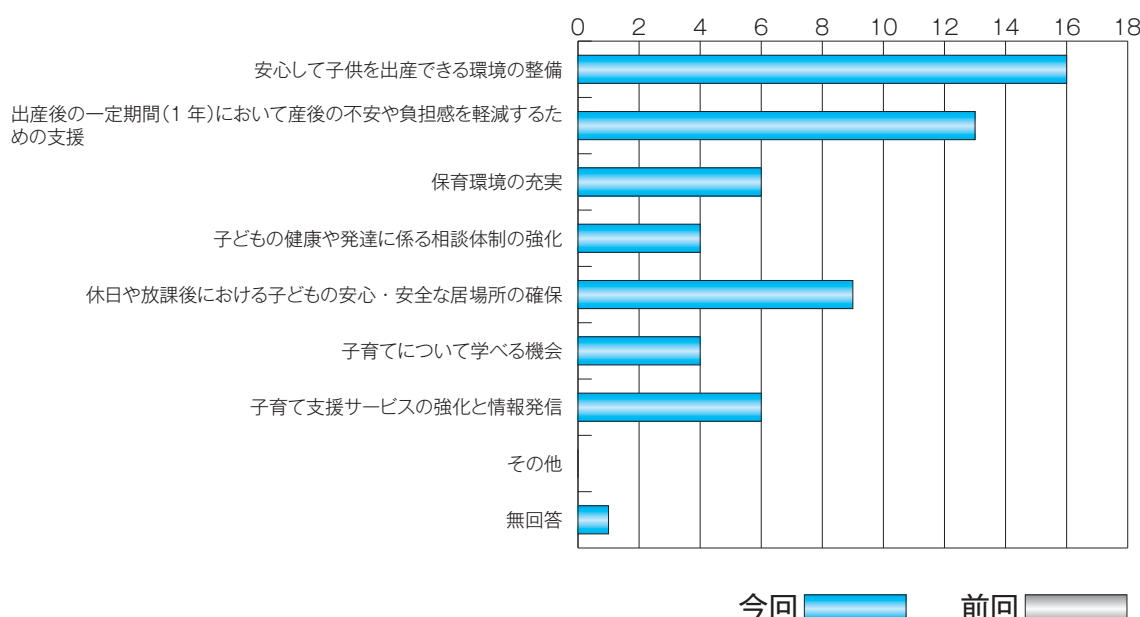


問18 商業振興対策として、今後何に力を入れる必要があると思いますか（2つ選ぶ）

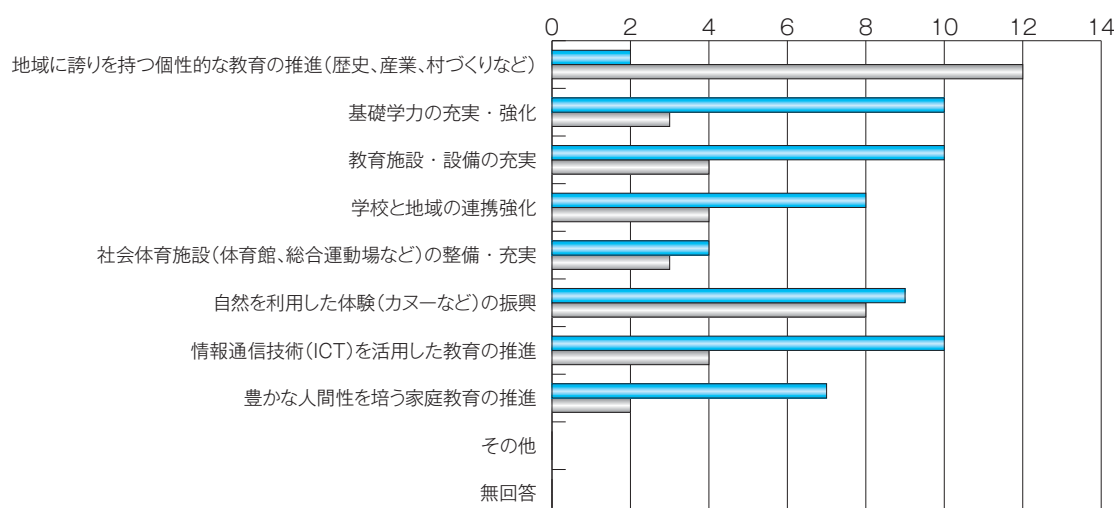




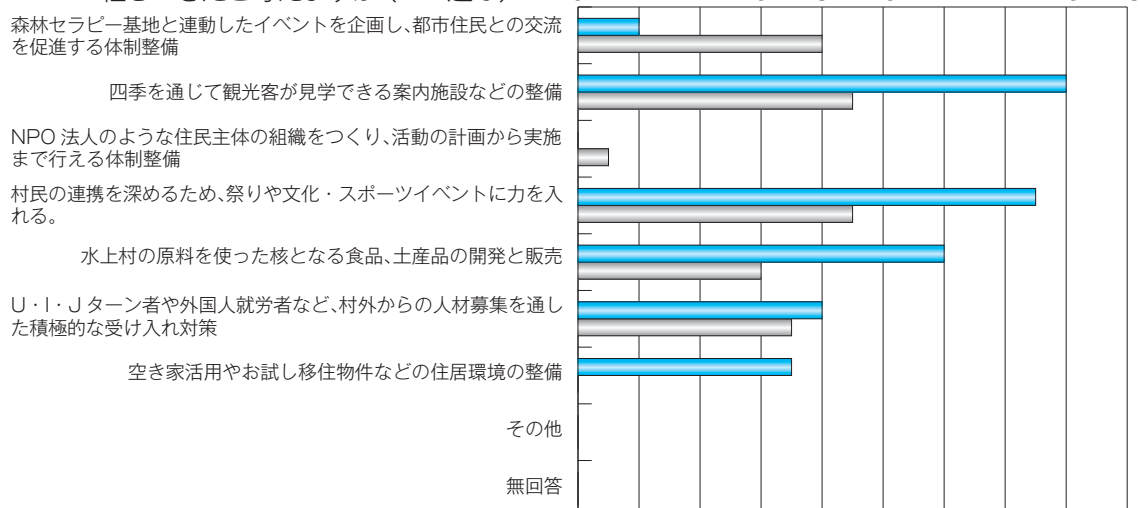
問21 出産・子育て支援について、特に必要なものは何であると思われますか（2つ選ぶ）



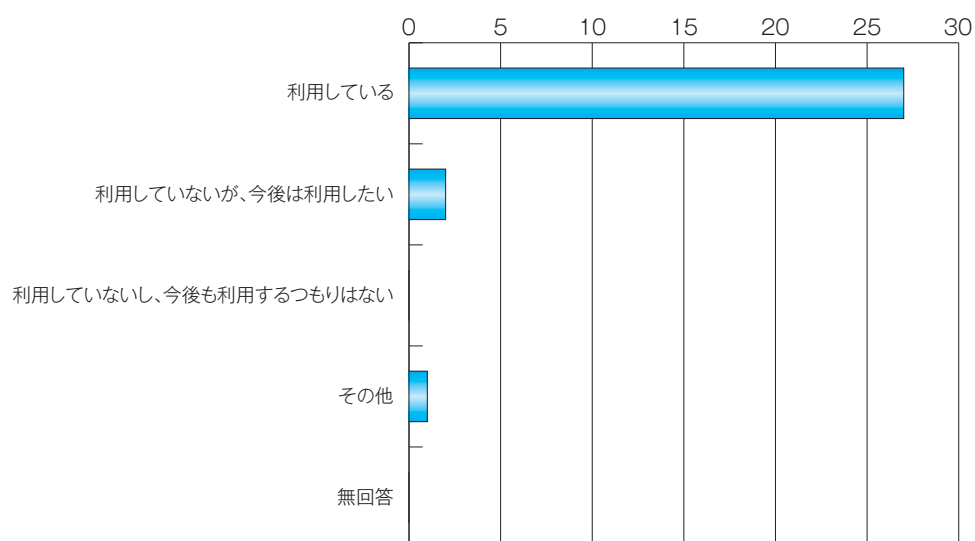
問22 教育の振興上、特に必要なものは何であると思われますか（2つ選ぶ）



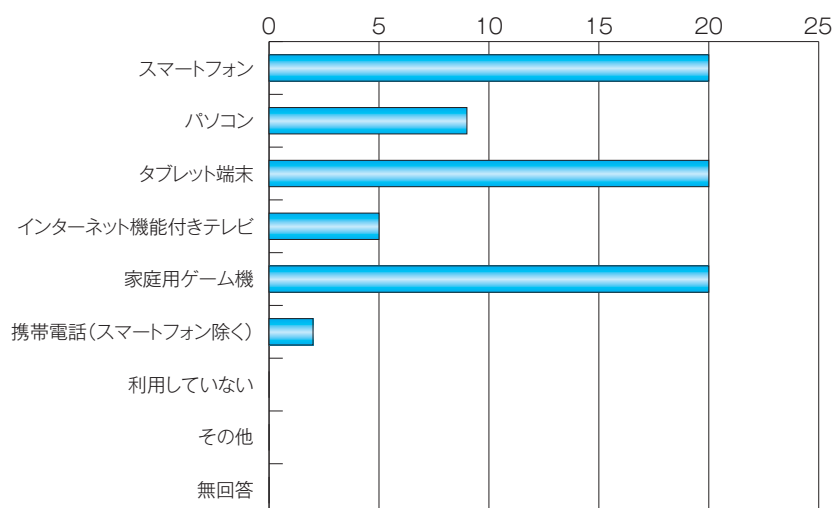
問23 桜の里づくりやツーリズムなど地域づくりを進めてきましたが、今後どのような方向で取り組むべきだと思いますか（2つ選ぶ）



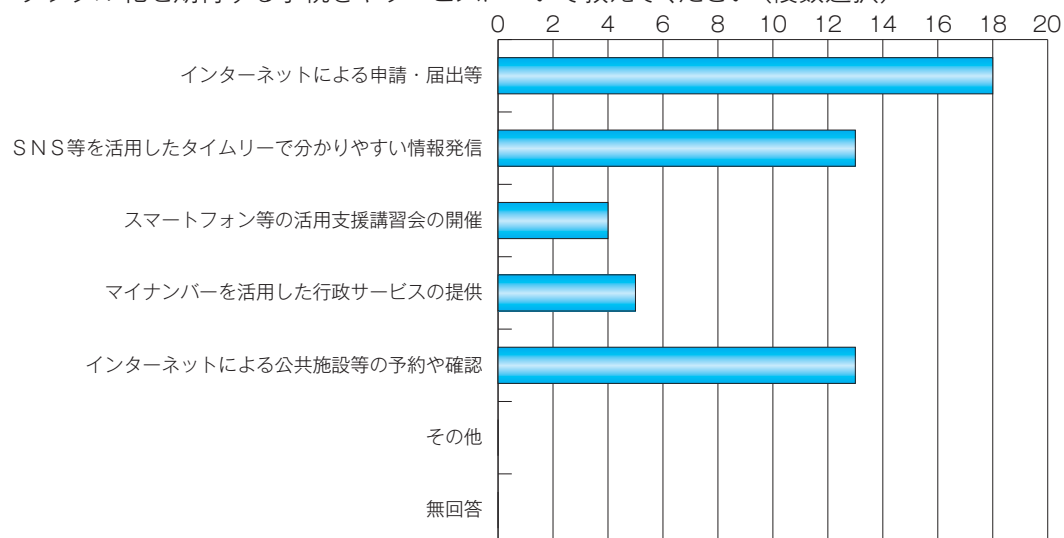
問24 インターネットのご利用状況について教えてください



問25 インターネットを利用している情報通信機器について教えてください(複数選択)



問26 デジタル化を期待する手続きやサービスについて教えてください(複数選択)



第6次総合計画策定の経過

期日	会議等	内容
令和6年6月18日	第1回総合計画策定プロジェクト員会議	総合計画について 策定スケジュールについて 住民アンケート調査について 過去5年間の実施計画実績について
令和6年7月4日	第2回総合計画策定プロジェクト員会議	住民アンケート調査内容について 村づくり地区座談会について 課題の洗い出し
令和6年8月1日	住民アンケート調査	住民無作為抽出500名 水上学園8・9年生30名
令和6年8月8日	第3回総合計画策定プロジェクト員会議	基本構想・基本計画について
令和6年8月19日	第1回村づくり地区座談会	場所：岩野公民館
令和6年8月20日	第2回村づくり地区座談会	場所：江代地区防災拠点施設
令和6年8月23日	第3回村づくり地区座談会	場所：湯山地域交流センター
令和6年9月4日	第4回村づくり地区座談会	場所：岩野公民館
令和6年9月6日	第5回村づくり地区座談会	場所：湯山地域交流センター
令和6年9月19日	第4回総合計画策定プロジェクト員会議	基本計画について
令和6年11月11日	第5回総合計画策定プロジェクト員会議	第1回総合計画策定審議会について
令和6年11月15日	第1回総合計画策定審議会	総合計画について（総論から基本計画まで） 住民アンケート調査について 村づくり地区座談会について
令和6年11月27日	第2回総合計画策定審議会	総合計画について（総論から基本計画まで）
令和6年12月5日	第6回総合計画策定プロジェクト員会議	第1・2回総合計画策定審議会の振り返り
令和6年12月27日 ～令和7年1月25日	第6次水上村総合計画（素案）に関する意見募集（パブリックコメント）	村ホームページ、回覧等で周知
令和7年1月30日	第7回総合計画策定プロジェクト員会議	パブリックコメントの結果について 第3回総合計画策定審議会について 実施計画について キャッチフレーズについて
令和7年2月6日	第3回総合計画策定審議会	総合計画（素案）について パブリックコメントの結果について 実施計画について キャッチフレーズについて
令和7年2月14日	議会全員協議会	総合計画について
令和7年3月5日	3月議会定例会	議案上程

第6次水上村総合計画策定委員一覧

総合計画策定審議会委員

No.	所 属	氏 名
1	農業委員会	那 須 利 八
2	教育委員会	千 葉 弘 実
		尾 前 和 明
3	球磨地域農業協同組合	山 本 智
4	上球磨森林組合	那 須 健 二
5	商工会	坂 口 茂 樹
6	区長会	椎 葉 浩 二
7	民生委員児童委員協議会	石 橋 献 市
8	岩野女性の会	中 村 千恵子
9	湯山温泉旅館組合	西 和 人
10	水上学園PTA	濱 川 隆 浩
11	(民生委員) 児童委員	井 上 理恵子
12	Uターン経験者	藤 田 円 香
13	社会福祉協議会	入 江 拓 実
14	地域おこし協力隊・Iターン経験者	小 野 恭 子
15	子育て支援センター	力 田 美 里

総合計画策定プロジェクト員

No.	所 属	氏 名
1	総務課	米 来 博 也
2	保健福祉課	那 須 理 絵
3	税務住民課	那 須 緑
4	産業振興課	岡 本 孝 雄
5	建設課	工 藤 晃 介
6	教育課	椎 葉 正 和
7	地方創生推進課	椎 葉 真珠美

第6次 水上村総合計画

発行：令和7年(2025年)3月

編集：水上村役場地方創生推進課

熊本県球磨郡水上村大字岩野 90

TEL 0966-44-0312

ホームページ <https://www.vill.mizukami.lg.jp>



MIZUKAMI

KUMAMOTO